

資料編

資料編目次

[I 条例、規則、要綱等]	1
1 上牧町防災会議条例	1
2 上牧町防災会議運営規程	3
3 上牧町防災会議委員一覧表	4
4 上牧町災害対策本部条例	5
5 上牧町災害対策本部規程	6
6 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例	8
7 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	12
8 上牧町ひとり暮らし老人等緊急通報装置貸与事業実施要綱	15
9 上牧町税条例（抜粋）	17
10 上牧町国民健康保険税減免に関する規則	18
11 被災者生活再建支援法	21
[II 協定等]	26
1 災害時における協定書・覚書一覧	26
[III 防災関係組織・体制、連絡先等]	31
1 上牧町災害対策本部の各部・各班事務分担	31
2 第1、第2、第3 配備体制及び水防配備体制	33
3 緊急初動体制における活動内容等	35
4 防災行政無線の概要等	38
5 防災関係機関の電話番号一覧	40
6 自主防災組織等の状況	42
7 消防団の組織及び装備	43
[IV 避難所・避難場所、輸送、備蓄等]	44
1 指定避難所等一覧	44
2 緊急輸送道路一覧	47
3 緊急ヘリポート一覧	47
4 資機材一覧	48
5 町の備蓄状況一覧	49
6 消防団拠点資機材	54
7 町有自動車一覧	55
[V 公共施設等の現況]	57
1 都市公園一覧	57

2	町営住宅一覧	59
[VI]	危険箇所・区域、危険物施設等]	60
1	要水防区域一覧	60
2	主要井堰一覧	61
3	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	62
4	急傾斜地崩壊危険区域一覧	67
5	山腹崩壊危険地区一覧	68
6	土砂災害警戒区域	68
7	危険物施設数一覧	80
8	液化石油ガス特定供給設備	81
9	液化石油ガス販売事業所	82
[VII]	医療・福祉施設等]	83
1	町内の病院一覧	83
2	社会福祉施設一覧	84
3	公共施設位置図	86
4	洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	89
[VIII]	基準等]	90
1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間の基準	90
2	震度階級解説表	95
3	報告の基準	98
4	被害認定基準	102
5	水防警報の発表基準	106
[IX]	応急対策関係]	107
1	緊急通行車両等の申請様式	107
2	緊急通行車両を示す標章	112
3	応急仮設住宅建設予定地	114
4	強制命令等の種類と執行者等	115
5	電気通信設備の回線復旧順位	116
6	罹災証明書	117
7	警備措置内容	119
8	災害復旧事業財政援助	120
[X]	その他]	122
1	上牧町の地形分類図	122
2	上牧町の表層地質図	123

3	災害履歴	124
4	水位周知河川（葛下川）における水位の変化に応じた対応の関係図	135
5	奈良県の主な地震被害	136
6	地盤種別区分図	138
7	奈良県周辺の活断層	139
8	想定地震の震度分布図・液状化分布図	140
9	地震防災緊急事業五箇年計画	144
10	用途別防火対象物件数	145
11	災害弔慰金等の概要	147
12	融資制度の概要	150
	[様式集]	151
1	災害報告様式	151
2	自衛隊災害派遣関係様式	163
3	災害救助法関係様式	164
4	防疫活動関係様式	191

[I 条例、規則、要綱等]

I 上牧町防災会議条例

昭和 37 年 11 月 2 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき上牧町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上牧町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 奈良県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 奈良県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 奈良県広域消防組合の消防吏員のうちから町長が任命する者
- (5) 副町長、教育長
- (6) 消防団長
- (7) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の総数は、30 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則(昭和57年7月条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 上牧町防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 上牧町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）並びに上牧町防災会議条例に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議)

第2条 上牧町防災会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は会議の日時、場所及び議題を記載した文書をもってしなければならない。

(定足数)

第3条 防災会議の議事は、委員の定数の2分の1以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第4条 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録)

第5条 会長は会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 会議の経過顛末

(4) その他参考事項

(代理者)

第6条 委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合において、委員は、あらかじめ代理者を指名し会長に届出ておかなければならない。

(副会長)

第7条 防災会議に副会長をおき、会長の指名する委員をもって充てる。

2 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(事務処理)

第9条 事務の処理は、会長の命を受けて所掌事項につき処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和37年12月1日から適用する。

3 上牧町防災会議委員一覧表

令和4年4月現在

所属等	職名
会長	上牧町長
高田土木事務所	所長
中和保健所	所長
西和警察署	署長
奈良県広域消防組合西和消防署	署長
香芝郵便局	局長
西日本電信電話株式会社奈良支店	設備部長
関西電力送配電株式会社奈良支社	総務部奈良地域統括部長
大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部	地域コミュニティ室室長
奈良交通株式会社西大和営業所	所長
上牧町消防団	団長
	女性消防隊長
	女性消防隊副隊長
奈良県行政書士会	副会長
民生・児童委員協議会	会長
社会福祉協議会	局長
上牧町手をつなぐ育成会	会長
上牧町内住民	防災士
上牧町	副町長
	教育長
	総務部長
	都市環境部理事
	住民生活部長
	健康福祉部長
	教育部長
	秘書人事課長
	議会事務局長
	こども未来課長
	生き生き対策課長
	危機管理監

4 上牧町災害対策本部条例

昭和 37 年 11 月 2 日

条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、上牧町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織及び職務)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を管理する。

(雑則)

第 4 条 この条例の定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

5 上牧町災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 上牧町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）並びに上牧町防災会議条例の定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(班及び所掌事務)

第2条 本部にそれぞれ次の班をおき、各班の所掌事務は上牧町地域防災計画第3章第2節第2項に定めるところによる。

- (1) 総務班
- (2) 企画・情報班
- (3) 広報収集班
- (4) 町民対策班
- (5) 施設班・環境班
- (6) 水道班
- (7) 避難収容班
- (8) 調査班
- (9) 医療救護班
- (10) 避難所班

(班長)

第3条 班に班長をおく。

2 班長は、本部長の命を受けてその事務を掌理し、所属職員の指揮監督を行う。

(本部の設置基準)

第4条 法第22条第1項の規定による本部の設置基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、強力に防災活動を推進する必要があると認めるとき
- (2) 気象状況が悪化し、直ちに防御活動を遂行する必要があると町長が認めたとき
- (3) 県内に震度5弱以上の地震が発生したとき、又はそのおそれがあるとき

(本部組織)

第5条 本部の組織は、上牧町地域防災計画の定めるところによる。

(本部会議)

第6条 災害に関する総合対策、その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議をおく。

2 本部会議は、本部長及び副本部長その他上牧町地域防災計画に定める構成員をもって構成する。

(通報)

第7条 各班において災害情報を得たときは、直ちに総務班長に連絡するものとする。

2 総務班長は、各班からの災害情報を受理したときは、直ちに本部長、副本部長及び各班長に連絡しなければならない。

(情報の発表)

第8条 災害情報の発表は、本部会議を経て行うものとする。

(本部の閉鎖)

第9条 本部の閉鎖は、災害の応急措置が完了したときに本部長の命により行う。

2 本部閉鎖後の事務の連絡は、総務課において行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が決める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

6 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 51 年 12 月 15 日

条例第 21 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生じることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その病状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(支給の審査)

第 16 条 町長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給において、支給要件に該当するか否か判断が困難な場合は、その支給に関する事項を調査審議するために支給審査委員会を設置することができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 6 月条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 53 年 1 月 14 日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 56 年 7 月条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 63 年 6 月条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年 6 月条例第 20 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条並びに第 15 条第 1 項及び第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 12 月条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

7 上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和51年12月15日

規則第11号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和51年条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 町長は、条例第3条の規定により、災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明者を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、本町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續き)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、本町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(第1号様式)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申入)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付を受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(第2号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
 - 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
 - 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3ヶ月を経過する日までに提出しなければならない。
 - (調査)
- 第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
 - (貸付けの決定)
- 第8条 町長は、借入申込者に対して、資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(第3号様式)を借入申込者に交付するものとする。
- 2 町長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(第4号様式)を借入申込者に通知するものとする。
 - (借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(第5号様式)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (貸付金の交付)
- 第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。
 - (償還の完了)
- 第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
 - (繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(第6号様式)を町長に提出するものとする。
 - (償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(第8号様式)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(第9号様式)を当該借受人に交付するものとする。
 - (違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(第 10 号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(第 11 号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(第 12 号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(第 13 号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(第 14 号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(第 15 号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を記載した氏名等変更届(第 16 号様式)を町長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 6 月規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月規則第 11 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 12 月規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

8 上牧町ひとり暮らし老人等緊急通報装置貸与事業実施要綱

昭和 63 年 10 月 7 日

要綱第 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、ひとり暮らし老人等に対し、緊急通報装置(以下「装置」という。)を貸与することにより、当該老人等の急病や災害等の緊急時に、あらかじめ組織された地域支援体制等により、迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 実施主体は、上牧町役場とする。

(対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、上牧町に居住する、おおむね 65 歳以上の低所得者のひとり暮らし老人等であって、町長が必要と認める者とする。

(利用者の決定)

第 4 条 本事業を利用しようとする者は、緊急通報装置利用申請書(第 1 号様式)及び承諾書(第 2 号様式)を町長に提出するものとする。

2 町長は、当該申請者の状況等を調査のうえ、利用の可否を決定し、緊急通報装置利用決定(却下)通知書(第 3 号様式)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、本事業の利用者(以下「利用者」という。)を決定したときは、緊急通報装置利用者名簿(第 4 号様式)を作成し、保管するものとする。

(装置の貸与)

第 5 条 町長は、前条により決定した利用者に対し、装置を貸与する。

(装置の管理)

第 6 条 装置の貸与を受けた利用者は、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(利用料)

第 7 条 利用者は、装置の使用にあたって、電話の通話料等を負担するものとする。

(申請事項の変更(異動)等の届出)

第 8 条 利用者は、次の各号に掲げる事項に変更(異動)があったときは、速やかに緊急通報装置利用申請事項変更(異動)届(第 5 号様式)により、町長に届出るものとする。

(1) 利用者の住所、その他、申請事項

(2) 第 3 条に該当しなくなったとき。

(3) 長期間不在となるとき。

(4) 装置の利用を辞退するとき。

(利用の取消)

第 9 条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、緊急通報装置利用取消通知書(第 6 号様式)により利用者に通知し、装置を返還させるものとする。

(1) 第 3 条に該当しないと認めるとき。

(2) 施設等に入所(入院)したとき(短期的なものを除く。)

(3) 装置の利用辞退の届出があったとき。

(協力員の設置)

第10条 町長は、本事業推進の基盤となる地域住民による支援体制として「協力員」を設ける。

2 協力員は、次の各号に定める活動を行う。

(1) 利用者の緊急時に迅速に発信者宅に出向き、利用者の安否の確認を行うこと。

(2) 前号の確認結果について、関係機関等へ連絡すること。

(3) その他、本事業の目的を達成するために必要な活動

(関係機関との連携)

第11条 町長は、緊急時の救援等のため、消防署、医療機関、老人福祉施設、協力員等による連携システムを確立するものとする。

附 則

この要綱は、昭和64年1月1日から施行する。

9 上牧町税条例（抜粋）

（災害等による期限の延長）

第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

- 2 前項の指定は、町長が公示によって行うものとする。
- 3 町長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。
- 4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後すみやかに、その理由を記載した書面でしなければならない。
- 5 町長は、第3項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

（固定資産税の減免）

第71条 町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
 - (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
 - (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順に困り、著しく価値を減じた固定資産
 - (4) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるときは固定資産税を軽減することができる。
- 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
 - (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
 - (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
 - (5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況
- 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上牧町国民健康保険税条例(昭和 35 年 10 月条例第 6 号。以下「条例」という。)第 26 条の規定に基づき国民健康保険税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の範囲と判定)

第 2 条 町長は、国民健康保険税の納税義務を負う世帯主又はその世帯に属する国民健康保険被保険者が、次の各号のいずれかに該当することによりその生活が著しく困難となり国民健康保険税の減免を必要と認められるときは、申請によりその世帯に対し、当該年度の国民健康保険税を減免することができる。ただし、当該事由が生じた日前に納期限が経過している部分の国民健康保険税額を除くものとする。

(1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受けたとき

(2) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき

(3) 65 歳以上の被保険者のみの世帯及び 65 歳以上の被保険者を有する世帯で町民税非課税世帯

(4) 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に掲げる等級表の 1、2 級又は奈良県から療育手帳の交付を受け、その程度が A 若しくは精神障害者保健福祉手帳 1、2 級である被保険者を有する世帯で町民税非課税世帯

(5) 上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和 54 年 7 月条例第 11 号)の適用を受ける世帯で町民税非課税世帯

(6) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する児童養護施設又は乳児院に入所措置されている児童のいる世帯

(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)により病院又は療養所に措置入院している者(その者が町民税非課税である場合に限る。)がいる世帯

(8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 2 条に定める被爆者(その者が町民税非課税である場合に限る。)がいる世帯

(9) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 59 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者がいる世帯

2 町民税非課税の判定は、国民健康保険税の賦課年度と同一年度とし、同一家屋内に被保険者でない親族が居住するときは、これを含めて行う。

(減免の基準)

第 3 条 国民健康保険税の減免事由、減免基準、申請書類は別表のとおりとする。ただし、国民健康保険税に滞納がある場合にはこれを行わない。

2 前項の場合において 2 以上の減免事由に該当するときは、減免基準の大きいものについて適用する。ただし、条例第 27 条の規定に基づく国民健康保険税の軽減を優先適用する。

(減免の申請)

第 4 条 第 2 条第 1 項各号の規定による申請は、国民健康保険税減免申請書(第 1 号様式)及び国民健康保険税減免申請調書(第 2 号様式)により行うものとする。

2 前項による減免の申請時期は、原則として納税通知を受けた日から第 1 期分の納期限までとし、新たに減免事由が生じたときは、その都度とする。

(減免の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、状況等を審査し、該当すると認めるときは、国民健康保険税減免決定通知書(第3号様式)により、該当しないと認めるときは、その理由を付して国民健康保険税減免申請却下通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

(減免の始期及び終期等)

第6条 第2条第1項各号の規定による取扱は、次により行うものとする。

- (1) 第1号及び第2号該当については、その事由が生じた月又は申請月のいずれか遅い月からその事由が生じた月の属する年度末までとする。なお、次年度においても資力の回復が見込まれないときは、申請により次年度までに限り減免できるものとする。
- (2) 第3号の老年者は、国民健康保険税の賦課期日の属する年の12月31日において満65歳以上の者をいう。転入のときは、転入月から減免する。
- (3) 第4号から第9号の場合は該当した月又は申請月のいずれか遅い月から減免するものとする。
- (4) 上記いずれの場合も、該当者が年度の途中で死亡し、又は転出しても当該年度の減免はそのままとする。ただし、その者に係る減免対象の算定額が月割減額となるときは、死亡又は転出月までの月割で減免を行い国民健康保険税減免額変更通知書(第5号様式)により、通知するものとする。

(減免の取消し)

第7条 町長は、国民健康保険税の減免措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに減免の措置を取消すとともに国民健康保険税減免取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

- (1) 資力の回復その他の事情の変化によって減免が不相当と認められるとき。
 - (2) 偽り、その他不正の行為によって減免の措置を受けたと認められるとき。
- (その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免額等)

第2条 条例附則第15項の規定により適用する条例第26条第1項の規定により保険税の減免を行う場合の減免額は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる者については、この限りでない。

- (1) 条例附則第15項第1号に該当する場合 保険税額の全部
- (2) 条例附則第15項第2号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。) 次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A 当該世帯の被保険者全員について算出した保険税額
- B 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者(以下この備考において「主たる生計維持者」という。)の減少することが見込まれる事業収入等(条例附則第15項第2号に規

定する事業収入等をいう。)に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額)

- C 主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定すること。

ア Cの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ dの表の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いること。

- d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

前年の合計所得金額減免割合	減免割合
300万円以下	全部
300万円超 400万円以下	10分の8
400万円超 550万円以下	10分の6
550万円超 750万円以下	10分の4
750万円超 1000万円以下	10分の2

- 2 前項に規定する場合における条例第26条第2項の申請については、第4条第1項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請書(附則第1号様式)により行うものとする。

附 則(平成17年4月規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の上牧町国民健康保険税減免に関する規則の規定は、平成27年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則(令和3年3月規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

11 被災者生活再建支援法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）
 - ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

第二章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第五項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千元」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

- 2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 被災者生活再建支援法人

（指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協

議するものとする。

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

- 2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
 - 一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更
 - 二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。
- 4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当とな

ったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

(譲渡等の禁止)

第二十条之二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則 抄 省略

[Ⅱ 協定等]

Ⅰ 災害時における協定書・覚書一覧

	協定名称	協定等の相手 (事業所等)	協定内容(区分)	締結年月日	締結解除 年月日
1	奈良県防災行政無線設備に関する協定	奈良県	奈良県防災行政無線設備の設置、運用、管理等	平成12年3月31日	
2	災害等緊急時における一般廃棄物(ごみ)処理に関する相互応援基本協定	葛城地区8市町及び一部事務組合(大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、香芝・王寺環境施設組合)	一般廃棄物適正処理困難の際、相互に応援	平成14年10月11日	
3	奈良県水道災害相互応援に関する協定	奈良県、奈良県内市町村、日本水道協会奈良県支部、奈良県簡易水道協会	地震、異常湧水、その他水道災害の緊急時における相互応援活動	平成15年6月2日	
4	奈良県消防防災ヘリコプター支援協定	奈良県	奈良県が所有する防災ヘリの支援を求めるための協定	平成16年4月1日	
5	災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定	株式会社スーパーおくやま	生活物資の確保及び優先供給	平成21年7月1日	
6	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	奈良県電気工事工業組合	電気設備の応急復旧の応援	平成20年11月5日	
7	避難場所の利用に関する協定	広陵町	隣接している地域の避難場所の利用	平成22年5月27日	
8	災害時における応急対策に関する応援協定	上牧町建設協会	建設機械、資材及び労力等	平成22年6月15日	
9	災害時における緊急測量業務及び被害認定に関する協定	森本土地家屋調査士事務所	・公共施設の緊急的な測量業務 ・避難所の被害状況の確認 ・被災した住家の被害認定	平成22年6月29日	
10	災害時における医療救急活動等に関する協定	医療法人郁慈会	・医療救護活動 ・要配慮者の受入れ	平成22年7月1日	
11	災害時における応急対策業務に関する協定	岸上石油株式会社	災害救助活動及び災害復旧等に係る燃料等	平成22年7月28日	
12	災害時における救援物資提供に関する協定	セッツカートン株式会社	救援物資の確保及び供給等(段ボール製簡易ベッド等)	平成24年4月23日	
13	災害時における救援物資提供に関する協定	奈良ヤクルト販売株式会社	救援物資の確保及び供給等(飲料及び取扱商品)	平成24年7月4日	令和3年3月26日
14	緊急物資の供給に関する協定	市民生活協同組合ならこ	生活物資の確保及び優先供給	平成24年7月4日	

	協定名称	協定等の相手 (事業所等)	協定内容(区分)	締結年月日	締結解除 年月日
15	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人郁慈会	福祉避難所の指定	平成24年8月1日	
16	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人長和福社会 介護老人保健施設こころ 上牧	福祉避難所の指定	平成24年8月1日	
17	災害時における物資供給等に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時の物資供給等	平成24年8月6日	
18	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人在友会	福祉避難所の指定	平成24年8月7日	
19	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	災害時等におけるリエゾンや緊急災害対策派遣隊の派遣等	平成24年8月21日	
20	災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定 大規模災害時における駐車場の一部使用に関する協定	ユニー株式会社	・生活関連物資緊急調達等 ・平面駐車場の一部を大規模災害発生時における避難施設として利用	平成25年9月9日	
21	災害時及び平常時における上牧町と香芝郵便局と上牧町内の郵便局との協定に関する協定及び高齢者の見守りに関する協定	日本郵便株式会社香芝郵便局 日本郵便株式会社西大和まきのは郵便局 日本郵便株式会社西大和片岡台郵便局	・災害時の各種情報収集と共有化 ・平常時の道路構造物破損等の情報提供等 ・高齢者見守り活動	平成25年10月10日	令和3年3月24日
22	福祉避難所の確保に関する協定	医療法人 友紘会	福祉避難所の指定	平成26年10月28日	
23	上牧町災害ボランティアセンターの開設等に関する協定	社会福祉法人上牧町社会福祉協議会	上牧町災害ボランティアセンターの設置、運営等	平成27年3月1日	令和2年12月1日
24	災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定	奈良県	・応急・復旧対策に必要な職員の派遣 ・被災者の一時的な避難のための施設の提供及びあっせん ・食料、飲料水、生活物資、必要な資機材の提供及びあっせん ・上記以外、特に要請のあった事項	平成27年2月20日	
25	災害時における被災者支援のための行政書士についての協定	奈良県行政書士会	災害時における行政手続きに不安を抱える被災者への相談や書類作成の支援	平成27年7月30日	

	協定名称	協定等の相手 (事業所等)	協定内容(区分)	締結年月日	締結解除 年月日
26	災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定	公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時の人道支援や緊急を要する災害復興支援のために必要な土地家屋調査業務に係る協会会員の派遣	平成28年3月24日	
27	災害時におけるし尿収集運搬に関する協定	有限会社奈良八光環境社	災害時におけるし尿の収集運搬等	平成28年11月7日	
28	特定接種の接種体制に関する覚書	きじ内科クリニック	新型インフルエンザ等流行時における特定接種	平成28年11月18日	
29	災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定	有限会社奈良八光環境社	災害時における仮設トイレ等の供給	平成28年12月14日	令和元年11月20日
30	指定緊急避難場所に関する覚書	日本郵便株式会社 近畿郵政研修センター	上牧町桜ヶ丘1、2、3丁目住民の一時的な指定緊急避難場所としての体育館・グラウンドの利用	平成29年3月29日	
31	奈良県消防広域相互応援協定	奈良県内市町村 奈良県広域消防組合	大規模災害または特殊な災害が発生した場合における消防業務の広域応援	平成29年4月1日	
32	災害時における支援協力に関する協定	株式会社大西花香社	災害時における遺体収容及び安置等の支援協力	平成29年11月21日	
33	災害廃棄物の処理等に関する基本協定	株式会社ダイカン	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等の協力	平成30年2月15日	
34	災害廃棄物の処理等に関する基本協定	大栄環境ホールディングス株式会社	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等の協力	平成30年2月15日	
35	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	奈良県立西和養護学校	災害時における福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	平成30年3月7日	
36	大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	奈良県葬祭業協同組合	大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定に関する協力	平成30年5月31日	
37	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社 奈良支店	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成30年6月15日	
38	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定	大阪ガス株式会社	災害時における後方支援活動拠点使用に関する協定	平成31年3月8日	

	協定名称	協定等の相手 (事業所等)	協定内容(区分)	締結年月日	締結解除 年月日
39	災害時における情報提供に関する協定	大阪ガス株式会社	災害時における情報提供に関する協定	平成31年3月8日	
40	災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定	有限会社奈良八光環境社	災害時における仮設トイレ等の供給	令和元年11月20日	
41	災害時における救援物資提供に関する協定	株式会社川由	災害時における救援物資提供	令和2年10月26日	
42	上牧町災害ボランティアセンターの開設等に関する協定	社会福祉法人 上牧町社会福祉協議会	上牧町災害ボランティアセンターの設置、運営等	令和2年12月1日	
43	上牧町と日本郵便株式会社との包括的連携協定	日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・防災力の向上及び安全・安心なくらしの実現に関する事 ・高齢者、子ども等にかかる異変等の情報提供に関する事 ・道路損傷、危険場所等の情報提供に関する事 	令和3年3月24日	
44	災害時における応急対策に関する応援協定	株式会社カツラギレンタル	災害時における応急対策(建設資機材の確保等)	令和4年2月1日	
45	上牧町と佐川急便株式会社との地域活性化に係る包括的連携協定	佐川急便株式会社 京都支店	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災への協力に関する事 ・地域の安全・安心に関する事 ・子ども・青少年の育成に関する事 ・環境保全の推進に関する事 ・SDGsの推進に関する事 	令和4年2月28日	
46	電気自動車及び再生可能エネルギーを核とした災害に強いカーボンニュートラルな地域づくりに係る包括連携協定	日産自動車株式会社 奈良日産自動車株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の普及に関する事項 ・再生可能エネルギーの普及に関する事項 ・災害時の支援に関する事項 ・交通安全に関する事項 ・地域活性化に関する事項 ・環境教育に関する事項 	令和4年4月26日	
47	被災者生活再建支援制度の実施にかかる事務委託契約	公益財団法人都道府県センター	被災者再建支援法第4条第2項の規定に基づく被災者生活再建支援	令和4年8月31日	

	協定名称	協定等の相手 (事業所等)	協定内容(区分)	締結年月日	締結解除 年月日
			に係るマイナンバーの 活用の円滑な実施		
48	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定	株式会社メルカート	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等	令和4年10 月26日	
49	大規模災害時における道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去に関する覚書	関西電力送配電株式会社	上牧町管理道路を対象とした道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等についての覚書	令和4年10 月31日	

[Ⅲ 防災関係組織・体制、連絡先等]

Ⅰ 上牧町災害対策本部の各部・各班事務分担

部・班別（班長）		所 掌 事 務	
防災総務部	1. 総務班 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の運営及び総合調整に関すること。 ・災害情報の収集、分析及び把握等に関すること。 ・消防団の活動に関すること。 ・各部班及び防災関係機関との連絡及び統制に関すること。 ・自衛隊の災害派遣に関すること。 ・防災関係機関との調整に関すること。 ・物資等の輸送車両の管理及び配車に関すること。 ・災害応急資材の調達に関すること。 ・他の班に属さない事項。 	本部事務局
	2. 企画・情報班 (企画財政課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等との相互応援に関すること。 ・支援・受援体制に関すること。 ・被災住民への現場広聴に関すること。 ・活動資金の調達に関すること。 ・義援金の受領・管理及び配布に関すること。 	
	3. 広報収集班 (秘書人事課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関等の対応に関すること。 ・被災職員の調査（安否確認）に関すること。 ・災害情報等の町民への広報に関すること。 ・被災状況の撮影及び記録に関すること。 ・各部間の応援動員及び人員調整に関すること。 ・職員及び派遣職員の宿舎、食糧の確保及び配給に関すること。 	
	4. 町民対策班 (会計管理者) (議会議務局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住民の生活相談の受付に関すること。 ・議会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に関すること。 	
防災対策部	5. 施設班・環境班 (まちづくり推進課長) (建設環境課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋梁、土砂災害危険地域等の被害状況調査及び災害対策に関すること。 ・農林関係の被害状況調査及び災害対策に関すること。 ・商工業関係の被害状況調査及び災害対策に関すること。 ・応急仮設住宅の建設・入居に関すること。 ・町営住宅の被害調査及び災害対策に関すること。 ・災害復旧に関すること。 ・上牧町建設協会との連絡調整に関すること。 ・ごみ、し尿、災害廃棄物の処理及び処理施設の確保に関すること。 ・遺体の処置及び埋葬その他関連業務に関すること。 	現地対応班
	6. 水道班 (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・応急飲料水の確保に関すること。 ・水道施設の被害状況調査に関すること。 ・水道の復旧工事に関すること。 ・給水関係情報の取りまとめに関すること。 ・迅速な内水処理に関すること。 ・下水道施設の被害状況調査に関すること。 ・被災地のトイレの確保に関すること。 ・下水道施設の復旧工事に関すること。 	

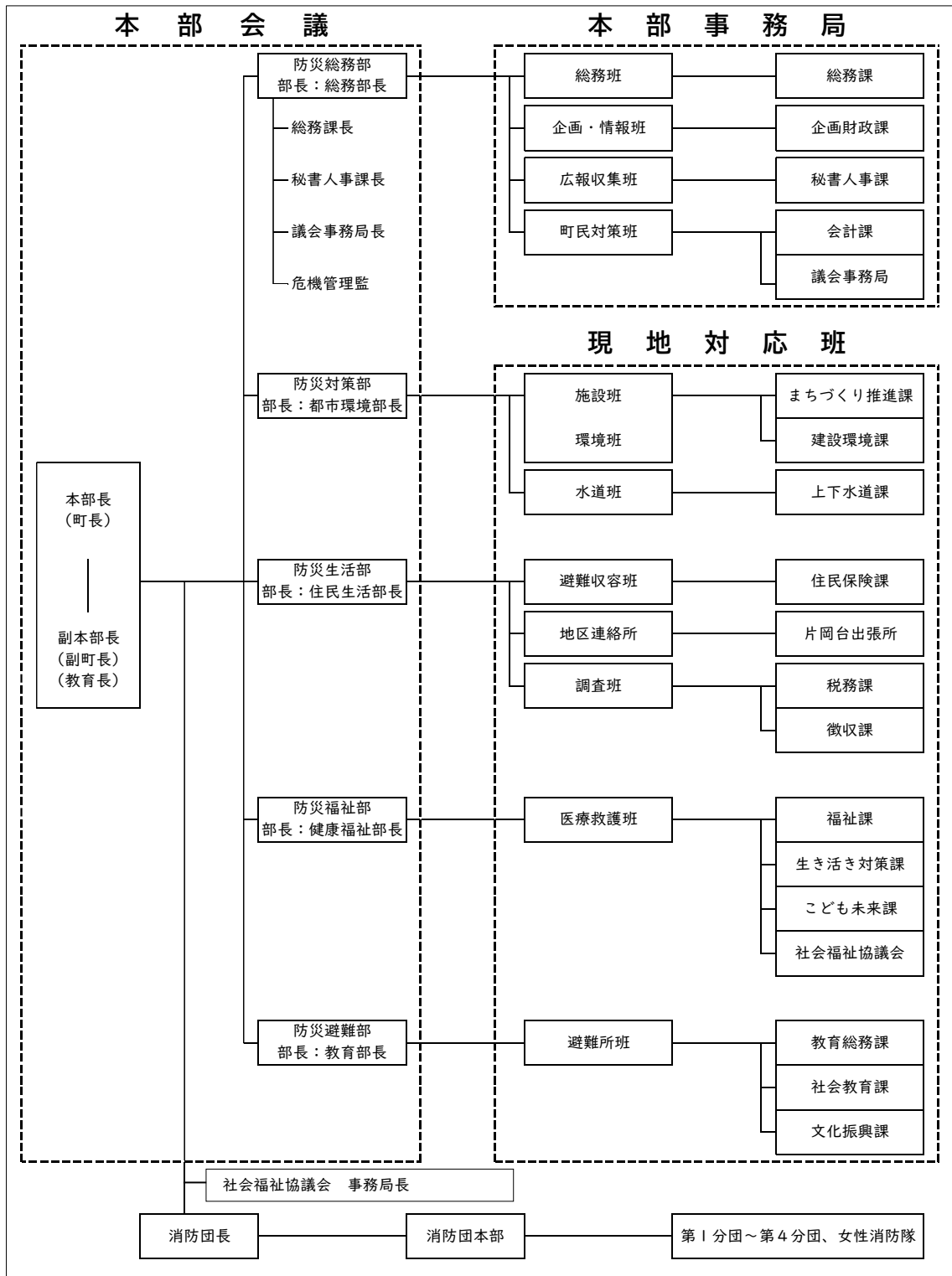
部・班別（班長）		所 掌 事 務
防災生活部	7. 避難収容班 （住民保険課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の情報収集に関する事。 ・応急食糧、炊出しに関する事。 ・住民の避難誘導に関する事。
	8. 地区連絡所 （片岡台出張所員）	<ul style="list-style-type: none"> ・本部との連絡調整に関する事。 ・町民からの要請及び通報に関する事。
	9. 調査班 （税務課長） （徴収課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の調査、収集及び報告に関する事。 ・建物等の被害状況の実態調査に関する事。 ・罹災証明等の発行及び被災者台帳の作成に関する事。 ・税の減免等の生活相談に関する事。
防災福祉部	10. 医療救護班 （福祉課長） （生き生き対策課長） （こども未来課長） （社会福祉協議会事務局）	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資等の輸送に関する事。 ・救援物資の受入配分並びに管理に関する事。 ・被覆、寝具その他の生活必需品の調達、配給に関する事。 ・防疫活動に関する事。 ・医療・助産活動に関する事。 ・医薬品等の確保に関する事。 ・医療機関、医師会等との連絡調整に関する事。 ・医療救護所の設置・運営に関する事。 ・災害時要救護者（要配慮者）の被災情報等の収集、避難等の支援に関する事。 ・災害弔慰金の支給等に関する事。 ・帰宅困難者の支援に関する事。 ・ボランティアの受入体制の確立に関する事。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・乳幼児の安全・安否確認、健康管理に関する事。 ・保育所施設の被害状況調査及び復旧に関する事。
防災避難部	11. 避難所班 （教育総務課長） （社会教育課長） （文化振興課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・園児・児童・生徒の安全・安否確認、健康管理に関する事。 ・学校教育・社会教育施設の被害状況調査及び復旧に関する事。 ・教育施設の使用協力及び教員、給食調理員等の動員に関する事。 ・避難所の開設及び管理運営に関する事。 ・ボランティア活動の支援に関する事。 ・被災学校における授業の応急措置に関する事。 ・文化財及び所管施設の被害状況調査及び県との調整に関する事。

現地対応班

注： 各班は、町長の災害対策本部設置の宣言と同時に編成される。
各班は、災害の状況や時間経過等により、その都度必要とされる人員の応援を適宜他の班に要請し、要請を受けた班は可能な限り人員の応援を送る。
上記以外の部署の職員については、災害対策本部長の指示により、必要のある班への支援として分担任務につく。

2 第1、第2、第3 配備体制及び水防配備体制

(1) 第1、第2、第3 配備体制



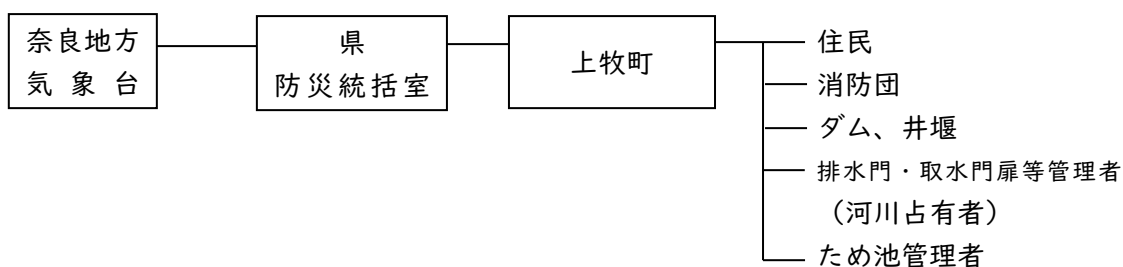
※受援班が必要となった場合、「上牧町受援マニュアル」により、組織編成を行う。

(2) 水防配備体制

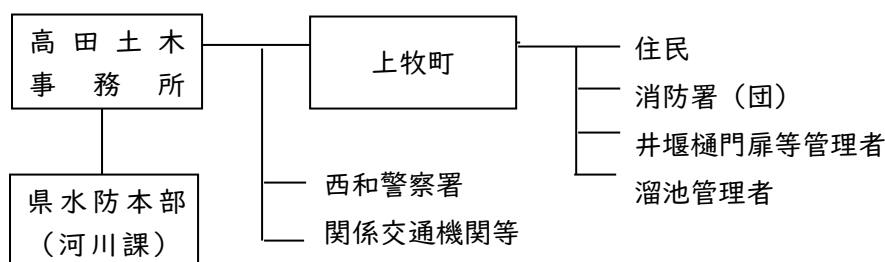
配備区分	配備時間	配備内容	防災計画の配備区分
第1配備 (情報連絡体制)	大雨又は洪水注意報が発表されたとき、気象状況から災害が起こるおそれがあると予想される場合、水位が水防団待機水位(通報水位)を上回った場合。	情報連絡活動を円滑に行い得る体制	予備配備 (情報連絡本部体制)
第2配備 (情報連絡強化体制)	大雨又は洪水警報が発表されたとき又は気象予警報の内容、降雨状況等により第1配備では処理が困難なとき。	情報連絡、収集の強化体制	第1配備 (災害警戒本部体制)
第3配備 (警戒体制)	水防警報第2段階発表のときで浸水被害が発生、あるいはそのおそれがあるなど、重大な水防事態の発生が予想される時又は気象予警報の内容及び降雨状況等により第2配備では処理が困難なとき。	事態の推移によってはそのまま直ちに水防活動が遅滞なく遂行できる警戒体制	第2配備 (災害対策本部体制)
第4配備 (非常体制)	水防警報第3段階発表のときで重大な浸水被害が発生、あるいはそのおそれがあるなど、事態が切迫したため第3配備で処理が困難なとき。	事態の切迫に対処して水防活動を遂行できる非常体制	第3配備 (災害対策本部体制)

(3) 水防情報連絡系統

① 気象予警報等

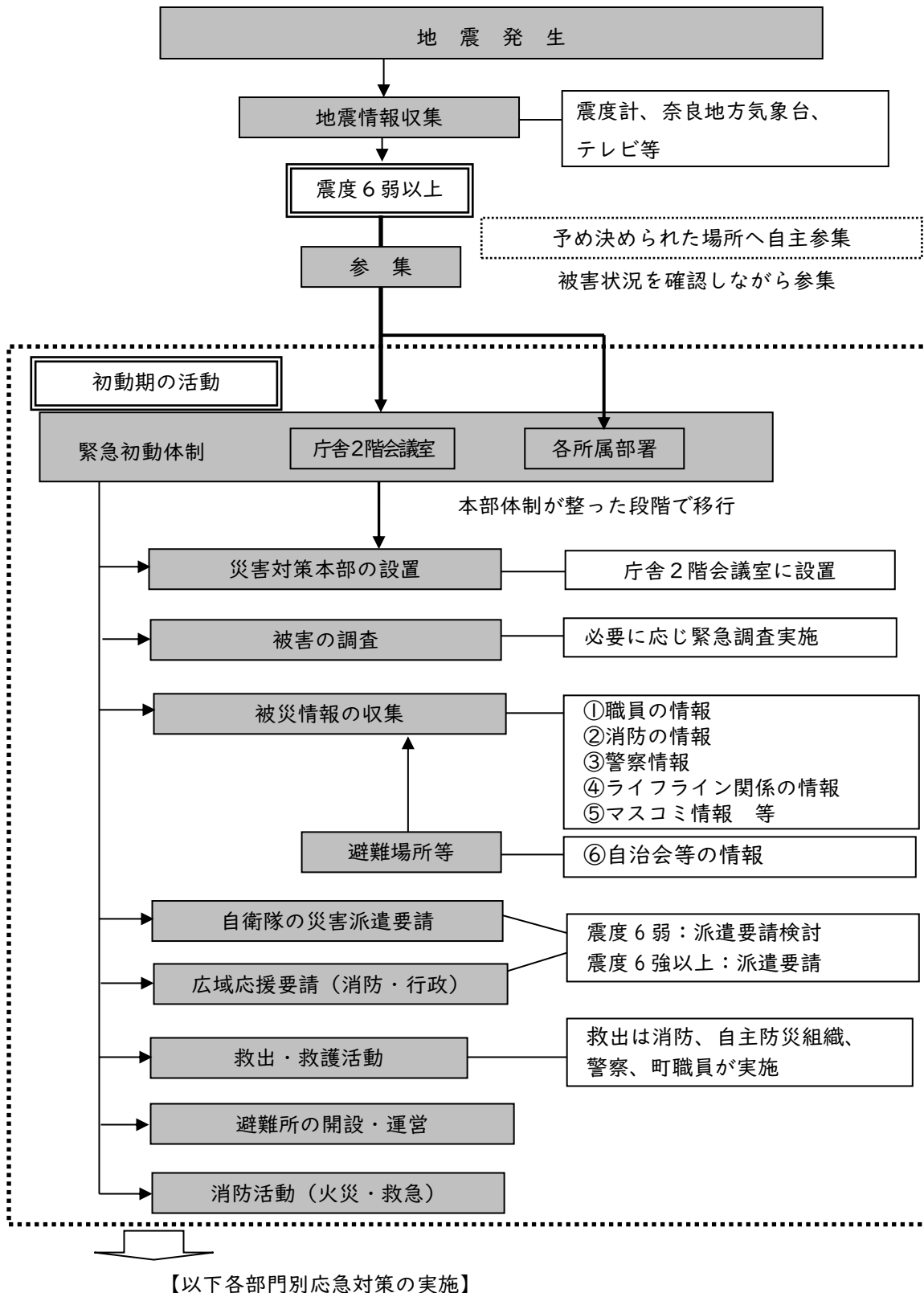


② 水防警報 (知事発表区間)



3 緊急初動体制における活動内容等

(1) 緊急初動体制における活動内容



(2) 緊急初動体制における各部の主な任務

部名	任務分担
防災総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における緊急初動活動の総合調整 ○県への情報伝達 ○被災住民の安否に関する情報の整理 ○災害対策本部の設置 ○参集職員の確認 ○応援部隊の受入対策 ○県、協定市町村、自衛隊等への応援要請 ○来庁者及び職員の安全確保、負傷者の救護 ○庁舎の被害状況の把握 ○緊急初動活動に従事する職員の飲料水、食料の確保 ○災害についての住民・企業等に対する対応 ○報道機関、防災関係機関等への対応 ○広報等についての報道機関への協力要請 ○テレビ、ラジオ、新聞報道等からの情報の収集・整理 ○避難所における広報 ○災害に関する相談窓口の設置
防災対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○道路・公園の被害調査、道路関係情報の収集 ○通行不能箇所に関する応急措置の実施 ○河川の被害調査 ○建設業者に対する応援要請及び建設機械の借上げ ○公共建築物の被害調査、公共建築物の応急措置 ○住宅等の被害調査 ○建築物・宅地の応急危険度判定 ○災害時における緊急輸送道路の確保に関する業務 ○交通確保に関する警察との連絡調整 ○危険箇所の点検 ○上水道施設の被害調査 ○浄水の確保に関する業務 ○被災地での給水活動の実施 ○下水道の被害調査、被災箇所に対する応急措置 ○上下水道の被災に関する情報の住民への広報 ○仮設トイレの調達と設置
防災生活部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難状況の集約等に関する業務 ○避難所開設への協力 ○防災関係機関、住民等からの情報の収集 ○被害状況の調査 ○参集職員からの情報収集 ○被害に関する情報等の整理及び各部への報告 ○避難所における情報収集 ○被災地での避難場所への誘導活動の実施 ○避難者の確認及び安否情報の収集 ○警察、消防との避難誘導における連携の確保 ○町民からの苦情、要請等への対応

<p>防災福祉部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の人命救助 ○要配慮者の安否確認の指示・依頼・とりまとめ ○要配慮者の避難支援の指示・依頼 ○福祉避難所の開設 ○要配慮者の必需物資の調達・確保 ○緊急入所等の手配 ○医療救護所の設置 ○保健所との連絡調整 ○地元医師会との調整 ○災害拠点病院等との連絡調整 ○医薬品等の調達 ○負傷者等の搬送の手配 ○医療機関、救助機関に対する要請 ○所管施設の被害状況調査 ○所管施設の施設入所者等の安否確認 ○物資集積拠点の開設 ○救援物資の調達 ○ボランティアセンターの設置準備
<p>防災避難部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○地震発生直後における学校等の被害状況調査 ○地震発生直後における児童・生徒の安否確認 ○所管施設の被害状況調査

4 防災行政無線の概要等

(1) 県防災行政通信ネットワークの概要

1. 目的
(1) 県民に災害情報を迅速に提供
(2) 県、市町村、消防機関等との情報共有
(3) 災害対策本部への現場情報等必要な情報を提供
2. 役割
(1) 県民に対して、防災ポータルサイトに加えLアラートの活用で迅速な災害情報を提供
(2) 災害情報を「時系列」と「場所」の両方の観点から集約することにより、的確な状況把握と適切な応急対策の推進
(3) 自動集計及び情報の2重入力等を極力なくすことにより、災害対策本部の業務の人的負担を軽減
3. 設置機関
(1) 本県
(2) 市町村
(3) 消防機関
(4) 防災関係機関等
[奈良地方気象台、第二阪奈有料道路管理事務所、陸上自衛隊第4施設団、大和ガス(株) 日本赤十字社奈良支部、近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所]
4. 参考) 本ネットワーク再整備における経過
平成26年度～27年度 基本設計及び実施設計
平成27年度～28年度 整備工事
平成29年度4月 運用開始
平成29年度6月 Lアラート利用開始

(2) 地震発生時に町民広報システム

上牧町で震度4以上の地震が発生した場合、昼夜を問わず、ただちに防災行政無線を通じて、発災時の心得等を自動的に放送し、不安な住民心理を落ち着かせ、冷静に自分や家族、隣近所と助け合い住民自身が自ら身の安全を守ることにより、人的被害を最小に食い止めるとともに、火災の発生やその他地震による2次的災害を最小限に食い止める事を目的とする。

【放送内容】

- | |
|----------------------------------|
| (1)先頭の喚起音は、チャイム音(ド・ミ・ソ・ドの上りチャイム) |
| (2)震度6弱以上の時 |
| こちらは上牧町役場です。 |
| ただいま、非常に強い地震がありました。 |
| 皆さん、落ち着いて行動してください。 |
| 先ず、身の安全を守り、火の始末をしてください。 |

慌てて、外に飛び出さないでください。

戸や窓を開けて、出口を確保してください。

今後、正しい地震情報を聞いて、落ち着いて行動してください。

隣近所と助け合い、安全を確保してください。

(以上、2回繰り返し)

(3)震度5強・震度5弱の時

こちらは上牧町役場です。

ただいま、強い地震がありました。

皆さん、落ち着いて行動してください。

まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。

慌てて、外に飛び出さないでください。

今後、正しい地震情報を聞いて、落ち着いて行動してください。

(以上、2回繰り返し)

(4)震度4の時

こちらは上牧町役場です。

ただいま、上牧町で地震を観測しました。

皆さん、落ち着いて行動してください。

まず、身の安全を守り、火の元、ガスの元栓を閉めてください。

今後、正しい地震情報を聞いて、落ち着いて行動してください。

(以上、2回繰り返し)

(5)放送の構成

チャイム音→呼出名称→通報メッセージ×2回→下りチャイム音

震度6弱以上・震度5強・震度5弱・震度4の順に優先度を持たせ、地震警報の通報中に、より優先度の高い震度が入力された場合は、メッセージの内容を切り替える。

5 防災関係機関の電話番号一覧

(1) 市町村防災主管課

令和4年6月1日現在

市町村名	防災主管課	電話番号
奈良市	危機管理課	0742-34-4930
大和高田市	危機管理課	0745-22-1101
大和郡山市	市民安全課	0743-52-4117
天理市	防災安全課	0743-63-1001
橿原市	危機管理課	0744-21-1104
桜井市	危機管理課	0744-42-9111
五條市	危機管理課	0747-22-4001
御所市	地域協働安全課	0745-44-3269
生駒市	防災安全課	0743-74-1111
香芝市	危機管理課	0745-44-3305
葛城市	生活安全課	0745-44-5011
宇陀市	危機管理課	0745-82-1304
山添村	総務課	0743-85-0041
平群町	総務防災課	0745-45-1001
三郷町	総務課	0745-43-7311
斑鳩町	安全安心課	0745-74-1001
安堵町	危機管理室	0743-57-1511
川西町	総務課	0745-44-2211
三宅町	総務課	0745-44-2001
田原本町	防災課	0744-34-2059
曽爾村	総務課	0745-94-2101
御杖村	総務課	0745-95-2001
高取町	総務課	0744-52-3334
明日香村	総務財政課	0744-54-2001
上牧町	総務課	0745-76-1001
王寺町	防災統括室	0745-73-2001
広陵町	安全安心課	0745-55-1001
河合町	安心安全推進課	0745-57-0200
吉野町	総務課	0746-32-3081
大淀町	総務課	0747-52-5501
下市町	総務課	0747-52-0001
黒滝村	総務課	0747-62-2031
天川村	総務課	0747-63-0321
野迫川村	総務課	0747-37-2101
十津川村	総務課	0746-62-0001
下北山村	総務課	07468-6-0001
上北山村	総務課	07468-2-0001
川上村	総務税務課	0746-52-0111
東吉野村	総務企画課	0746-42-0441

(2) 防災関係機関

① 市町村

市町村名	担当課	所在地	NTT 電話	NTTFAX	防災用 電話	防災 FAX	休日夜間の連絡先	
							電話番号	連絡先
平群町	総務防災課	生駒郡平群町吉 新 1-1-1	0745- 45-1001	0745- 45-6619	342-7-225	342-90	0745- 45-1001	宿日直室
三郷町	総務課	生駒郡三郷町勢 野西 1 丁目 1-1	0745- 43-7311	0745- 73-6334	343-7-235	343-90	0745- 73-2101	宿日直室
斑鳩町	安全安心課	生駒郡斑鳩町法 隆寺西 3-7-12	0745- 74-1001	0745- 74-1011	344-7-272	344-90	0745- 74-1001	宿直室
安堵町	危機管理室	生駒郡安堵町 大字東安堵 958	0743- 57-1511	0743- 57-1525	345-7-812	345-90	0743- 57-1511	宿直日直者
上牧町	総務課	北葛城郡上牧町大 字上牧 3350	0745- 76-1001	0745- 76-1002	424-7-225	424-90	0745- 76-1001	宿直室
王寺町	防災統括室	北葛城郡王寺町 王寺 2-1-23	0745- 73-2001	0745- 32-6447	425-7-242	425-90	0745- 73-2001	宿直室
広陵町	安全安心課	北葛城郡広陵町大 字南郷 583-1	0745- 55-1001	0745- 55-1009	426-7- 1267	426-90	0745- 55-1001	宿直室
河合町	安心安全推進課	北葛城郡河合町 池部 1-1-1	0745- 57-0200	0745- 56-4007	427-7-242	427-90	0745- 57-0200	保安員室

② 消防本部

消防本部(局)名	所在地	NTT 電話	NTTFAX	防災用 電話	防災 FAX
奈良県広域消防組合 消防本部	橿原市慈明寺町 149-3	0744- 26-0118	0744- 46-9113	-	550-90
西和消防署	北葛城郡王寺町王寺 1 丁目 1-3	0745- 73-1001	0745- 32-7380	-	-
西和消防署南分署	北葛城郡上牧町桜ヶ丘 2 丁目 20-1	0745- 32-0177	0745- 32-1530	-	-

③ 自衛隊

部隊等の長及び窓口	所在地	NTT 電話	NTTFAX
奈良地方協力本部	奈良市高畑町 552 奈良第 2 地方合同庁舎	0742-23-7001	0742-23-0717

④ 指定公共機関

機関名	担当部署	所在地	NTT 電話	NTTFAX	防災用 電話	防災 FAX
郵便事業者 香芝郵便局	総務課	香芝市下田 2 丁目 2- 10	0570- 943-688	0745- 76-5576	-	-
西日本電信電話株 式会社奈良支店	設備部	奈良市下三条町 1-1	-	-	-	-
日本赤十字社 奈良県支部	事業推進課	奈良市大安寺 1 丁目 23-2	0742- 61-5666	0742- 61-5756	574-91	574-90
日本放送協会 奈良放送局	放送部	奈良市三条大路 2 丁 目 1-20	0742- 30-0300	-	572-91	572-90
西日本高速道路株 式会社関西支社阪 奈高速道路事務所	管理課	藤井寺市小山 9-3-1	0729- 55-9581	-	-	-
大阪ガスネットワ ーク株式会社北東 部事業部	建設チーム	大阪府東大阪市稲葉 2-3-17	-	-	-	-
関西電力送配電株 式会社奈良支社	総務部	奈良市大森町 48	0742- 27-1276	0742- 27-1238	7リコール 0800-777-3081	

⑤ 指定地方公共機関

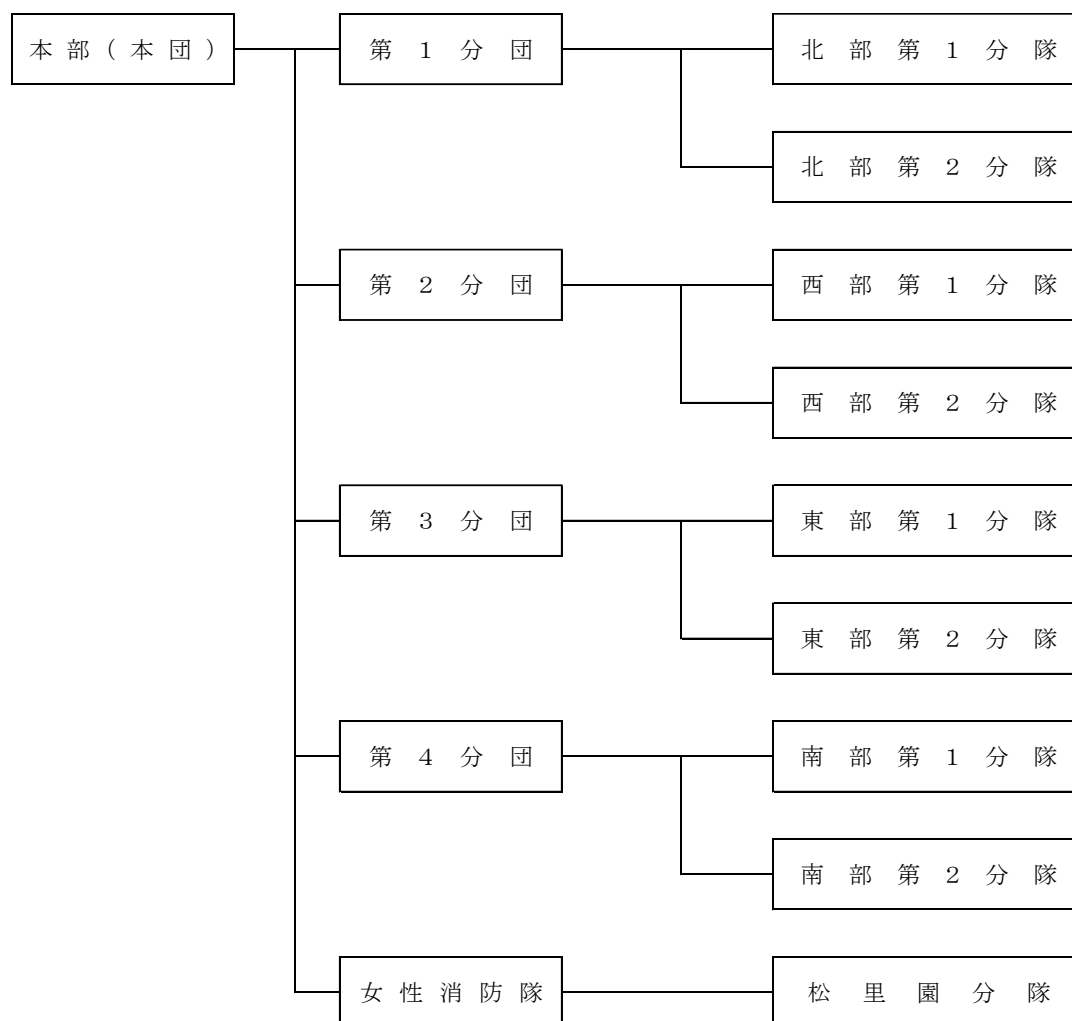
機関名	担当部署	所在地	NTT 電話	NTTFAX
奈良交通株式会社 西大和営業所		北葛城郡王寺町 畠田 1-181-1	0745- 73-1123	
一般社団法人 奈良県 L P ガス協会		奈良市大森西町 13-12	0742- 33-7192	0742- 33-7193
公益社団法人 奈良県トラ ック協会	適正化事業課	大和郡山市額田 郡北町 981-6	0743- 23-1200	0743- 23-1212

6 自主防災組織等の状況

	自主防災組織名
1	西大和6自治会連絡会 (片岡台1丁目、2丁目、3丁目、桜ヶ丘1丁目、2丁目、3丁目)
2	服部台自主防災会
3	下牧自主防災会
4	緑ヶ丘防災会
5	米山自主防災会
6	葛城台自主防災会
7	松里園自主防災会
8	友が丘自主防災会
9	金富自主防災会
10	滝川台自主防災会
11	プレステアーバン西大和自主防災会
12	南上牧自主防災会
13	ゆりが丘自主防災会
14	新町自主防災会
15	五軒屋自主防災会
16	三軒屋自主防災会
17	北上牧自主防災会
18	梅ヶ丘自主防災会

7 消防団の組織及び装備

(1) 消防団の組織



(2) 消防団の装備

令和4年4月1日現在

区 分		本 団	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	女性消防隊	合 計
指令車	台	1						1
普通ポンプ車	台		1	1	1	1		4
小型動力ポンプ積載車	台		1	1	1	1	1	5

[IV 避難所・避難場所、輸送、備蓄等]

I 指定避難所等一覧

(1)指定緊急避難場所

番号	名称	所在地	対象とする異常な現象の種類 (○の付いた災害時のみ利用可)			
			浸水	土砂 災害	地震	大規模 火災
1	上牧小学校	上牧 1866	○	○	○	○
2	米山台公民館	米山台 5-6-1	○	○	○	○
3	米山老人憩の家	米山台 1-1-1	○	○		
4	上牧中学校	上牧 3349	○	○	○	○
5	上牧第一町民体育館	上牧 1750	○	○	○	○
6	三軒屋公民館	上牧 3025-2	○	○		
7	五軒屋老人憩の家	上牧 1546-5	○	○		
8	葛城台公民館	葛城台 3-1-2	○	○	○	○
9	松里園消防コミュニティセンター	松里園 3-11-4	○	○	○	○
10	松里園公民館	松里園 1-11-11	○	○	○	○
11	南上牧公民館	上牧 1-1		○		
12	北上牧文化館	上牧 3892	○	○		○
13	上牧第1集会所	上牧 3764	○	○	○	○
14	上牧第2集会所	上牧 3719-16	○	○	○	○
15	服部老人憩の家	服部台 1-3-41	○	○		
16	貴船台集会所	上牧 4118-14	○	○	○	○
17	友が丘公民館	友が丘 1-10-15	○	○	○	○
18	上牧第二中学校	下牧 35	○	○	○	○
19	梅ヶ丘老人憩の家	下牧 7-22-22				○
20	緑ヶ丘公民館	緑ヶ丘 1-8-7	○	○	○	○
21	下牧文化会館	下牧 2-9-22	○	○		
22	片岡台1丁目公民館	片岡台 1-5	○	○		
23	片岡台2丁目公民館	片岡台 2-10	○	○		
24	片岡台3丁目コミュニティセンター	片岡台 3-1-62	○	○	○	○
25	片岡台老人憩の家	片岡台 3-1-59	○	○		
26	上牧第二小学校	片岡台 3-2	○	○	○	○
27	桜ヶ丘老人憩の家	桜ヶ丘 3-34-3	○	○	○	○
28	上牧第二町民体育館	桜ヶ丘 3-12	○	○	○	○
29	桜ヶ丘公民館	桜ヶ丘 2-15	○	○	○	○
30	滝川台公民館	滝川台 1-10-12	○	○	○	○
31	文化センター（ペガサスホール）	上牧 3241	○	○	○	○
32	上牧第三小学校	上牧 3100	○	○	○	○
33	新町老人憩の家	上牧 2622-1	○			○
34	新町第1公民館	上牧 2546	○			○
35	ゆりが丘消防コミュニティセンター	ゆりが丘 1-7-20	○	○	○	○
36	上牧町役場西館 3階集会室	上牧 3350	○	○	○	○
37	保健福祉センター（2000年会館）	上牧 3245-1	○	○	○	○
38	上牧健民運動場	上牧 1875-4	○	○	○	○

(2)指定避難所

番号	名称	所在地
1	上牧小学校	上牧 1866
2	上牧中学校	上牧 3349
3	上牧第一町民体育館	上牧 1750
4	友が丘公民館	友が丘 1-10-15
5	上牧第二中学校	下牧 35
6	片岡台3丁目コミュニティセンター	片岡台 3-1-62
7	上牧第二小学校	片岡台 3-2
8	上牧第二町民体育館	桜ヶ丘 3-12
9	桜ヶ丘公民館	桜ヶ丘 2-15
10	文化センター（ペガサスホール）	上牧 3241
11	上牧第三小学校	上牧 3100
12	上牧町役場西館 3階集会室	上牧 3350

(3)福祉避難所

番号	名称	所在地
1	上牧町保健福祉センター	上牧 3245-1
2	奈良県立西和養護学校	下牧 1010
3	特別養護老人ホーム 郁慈苑	上牧 4244
4	特別養護老人ホーム 郁徳苑	上牧 4244
5	特別養護老人ホーム 郁愛苑	上牧 4244
6	特別養護老人ホーム 郁楽苑	上牧 4244
7	ケアハウス 愛の故郷	上牧 4244
8	ケアハウス フローレンス薬師山	上牧 4244
9	介護老人保健施設 ユートピア・ユリ	上牧 4244
10	西大和リハビリテーション病院	ささゆり台 3-2-2
11	介護付有料老人ホーム 有楽の杜 西大和	ささゆり台 3-2-1
12	介護付有料老人ホーム 有楽の杜 ささゆり	ささゆり台 3-2-3
13	障がい者支援施設 フレンズまきば	上牧 900-1
14	介護老人保健施設 グランディまきば	上牧 899-7
15	介護老人保健施設 こころ上牧	上牧 2768-2

※3～15は「福祉避難所の確保に関する協定」に基づく施設

(4)一時避難所

番号	名称	所在地	面積 (m ²)
1	上牧第二小学校運動場	片岡台 3-2	7,345
2	片岡台1号公園	片岡台 1-5	1,503
3	片岡台2号公園	片岡台 2-10	2,213
4	桜ヶ丘1号公園	桜ヶ丘 1-4	2,268
5	桜ヶ丘2号公園	桜ヶ丘 1-17	2,746
6	桜ヶ丘3号公園	桜ヶ丘 2-23	1,396
7	桜ヶ丘公園	桜ヶ丘 3-34-1	9,450
8	桜ヶ丘東公園	桜ヶ丘 2-15	11,653
9	上牧第二中学校運動場	下牧 35	20,484
10	友が丘東公園	友が丘 1-726-64	1,434
11	友が丘西公園	友が丘 1-726-171	1,543
12	梅ノ木公園	下牧 7-22-23, -24	169
13	大和団地公園	服部台 4-843-41	355
14	服部第一児童公園	服部台 1-3491-3	245
15	松ヶ丘公園	服部台 2-3553-22	317
16	上牧第三小学校運動場	上牧 3100	8,257
17	滝川第1児童公園	滝川台 2-945-2	304
18	ゆりが丘1号公園	下牧 952-12, -19, 942-57	991
19	ふれあい広場	上牧 2560-3	600
20	上牧第1児童公園	上牧 3799-1, -4	1,081
21	北上牧第1児童遊園	上牧 3892	587
22	北上牧第2児童遊園	上牧 4728-3	484
23	上牧第6児童遊園	上牧 3821-1	729
24	貴船台公園	上牧 4116-13	932
25	上牧健民運動場	上牧 1875-4	9,631
26	上牧小学校運動場	上牧 1866	11,525
27	上牧中学校運動場	上牧 3349	9,819
28	上牧第4児童遊園	米山台 2-575	639
29	米山台東公園	米山台 5-3376-4	961
30	三軒屋公園	上牧 3207-1	224
31	ぞうさん公園	葛城台 2-11	8,935
32	うさぎさん公園	葛城台 3-9	2,653
33	りすさん公園	葛城台 1-7	1,996
34	五軒屋児童公園	上牧 1170	565
35	南上牧児童公園	中筋出作 42、45-3	1,050
36	松里園児童公園	松里園 1-4347-42	1,740
37	久渡公園	松里園 2-4424-20	247
38	太平公園	松里園 3-4422-13	361
39	かきのみ公園	上牧 698-1 他5筆	1,125
40	ささゆり公園	ささゆり台 2-3000-46	1,268
41	県立西和養護学校運動場	下牧 1010	23,843
42	ラスパ西大和店駐車場の一部	ささゆり台 1-1-1	-

※8 桜ヶ丘東公園内の一部は避難状況等を踏まえ、支障の無い範囲で後方支援活動拠点として使用する。

2 緊急輸送道路一覧

第2次緊急輸送道路 (県指定)	県道中筋出作川合線 県道桜井田原本王寺線 町道下牧高田線
--------------------	------------------------------------

3 緊急ヘリポート一覧

奈良県内飛行場外 離着陸場	上牧健民運動場
自衛隊災害活動用 緊急飛行場外離着陸場	上牧健民運動場 上牧第二中学校

4 資機材一覧

(1)水防倉庫

設置箇所	棟数	面積	摘要
上牧	1	36.9 m ²	

(2)水防用資機材

令和4年4月1日現在

品名	数量	品名	数量
袋類	2,000 袋	とびくち	2 丁
杭	200 本	かま	10 丁
シート	470 枚	なた	5 丁
縄巻	1 巻	のこぎり	5 丁
丸太	200 本	かけや	10 丁
鉄棒	20kg	ペンチ	10 丁
釘	15kg	金槌	10 丁
スコップ	25 丁	懐中電灯	10 個
つるはし	2 丁		

(3)防疫用資機材

種類	数量
噴霧器(手動式)	4 台
噴霧器(電動式)	2 台

5 町の備蓄状況一覧

		役場						役場地下		役場周辺		外部倉庫		公共施設		学校				合計	
		倉庫①	倉庫②	倉庫③	コンテナ	コンテナ横	ポンプ室横	電気室	機械室	水防倉庫	器材倉庫	ゆりが丘消防コミュニティセンター	松里園消防コミュニティセンター	保健福祉センター(2000年会館)	水道局	上牧小学校	上牧第二小学校	上牧第三小学校	上牧中学校		上牧第二中学校
乾パン 賞味期限 2024 年 6 月	24 缶入り						25														25
大型乾パン 賞味期限 2025 年 9 月	64 入り										19										19
缶入りミルクビュッケット 賞味期間 2024 年 3 月	24 缶入り							10													10
ビスコ 賞味期間 2025 年 12 月	60 袋										20										20
ビスコ 賞味期間 2027 年 2 月	60 袋										12										12
ひだまりパン 賞味期間 2027 年 3 月	30 個入り										17										17
ライスクッキー 賞味期間 2027 年 2 月	48 箱										10										10
ビスコ 賞味期間 2024 年 2 月	10 缶入り						20														20
アルファ-化米白米 賞味期間 2023 年 10 月	50 食						10														10
アルファ-化米白米 賞味期間 2024 年 5 月	50 食						10														10
アルファ-化米白米 賞味期間 2024 年 9 月	50 食						8														8
アルファ-化米五目ご飯 賞味期間 2024 年 9 月	50 食						9														9
アルファ-化米五目ご飯 賞味期間 2024 年 9 月	50 食						8														8
アルファ-化米ひじきご飯 賞味期間 2024 年 9 月	50 食						10														10
アルファ-化米ひじきご飯 賞味期間 2024 年 9 月	50 食						8														8
白粥 賞味期間 2026 年 5 月	50 食						12														12
塩昆布粥 賞味期間 2027 年 4 月	50 食										8										8
アルファ-化米わかめご飯 賞味期間 2026 年 2 月	50 食										7										7
アルファ-化米白飯 賞味期間 2026 年 2 月	50 食										8										8

		役場					役場地下		役場周辺		外部倉庫		公共施設		学校					合計	
		倉庫①	倉庫②	倉庫③	コンテナ	コンテナ横	ポンプ室横	電気室	機械室	水防倉庫	器材倉庫	ゆりが丘消防コミュニティセンター	松里園消防コミュニティセンター	保健福祉センター(2000年会館)	水道局	上牧小学校	上牧第二小学校	上牧第三小学校	上牧中学校		上牧第二中学校
アルファー化米五目ご飯 賞味期間 2026年2月	50食											7									7
アルファー化米おこわ 賞味期間 2027年3月	50食											7									7
アルファー化米おにぎり 賞味期間 2027年3月	50食											7									7
乳幼児ミルク 0~1才 賞味期間 2023年6月	48食 × 4箱						6														6
乳幼児ミルク 1~3才 賞味期間 2023年7月	48食 × 4箱						2														2
毛布						90			100	60	100	600			200	200	200	200	200		1,950
ブルーシート								310	400	170	50				100	100	100	100	100		1,430
バケツ									50												
ジャンボなべ											1										1
炊飯器											1										1
3重バーナー											1										1
救急箱									25												25
給水土のう									360												360
土のう											2,200										2,200
防災緊急7つ道具												1									1
仮設水槽(2トン)														1							1
給水タンク(1.5トン)														1							1
給水タンク(1トン)														2							2
ポリ容器 (20リットル)														240							240
ポリ容器 (500リットル)														10							10
丸型組立水槽										9											9

		役場					役場地下	役場周辺	外部倉庫	公共施設	学校					合計					
		倉庫①	倉庫②	倉庫③	コンテナ	コンテナ横	ポンプ室横	電気室	機械室	水防倉庫	器材倉庫	ゆりが丘消防コミュニティセンター	松里園消防コミュニティセンター	保健福祉センター(2000年会館)	水道局		上牧小学校	上牧第二小学校	上牧第三小学校	上牧中学校	上牧第二中学校
飲料水(500ml) 賞味期間 2024年11月	24本入り					50															50
飲料水(500ml) 賞味期間 2024年2月	24本入り					100															100
飲料水(500ml) 賞味期間 2026年2月	24本入り									50											50
飲料水(500ml) 賞味期間 2027年3月	24本入り									50											50
飲料水袋(6リットル)													6,000								6,000
飲料水袋(10リットル)									2,000												2,000
発電機						2								1							3
投光器	バルーン式					2								4							6
エンジンポンプ														1							1
仮設給水栓														10							10
下水道直結式 仮設トイレ				14		14	3														31
下水道直結式仮設トイレ (車いす用)						1															1
オストメイト専用トイレ				1																	1
組立てトランク型 自動フラップ式トイレ	テント付き				35								3								38
タンポール製組立て式 簡易トイレ										48											48
簡易トイレ袋	5枚入り					100				72											172
避難者用ブルーライトテント								35					40	10	25	25	25	25	25	25	210
避難者ファミリールーム		3					2														5
折りたたみ式リカー						1				2											3
備蓄用生理用品	8枚入り 60パック			15																	
大人用紙おむつ Lパンツ	18枚入り	20																			20

		役場						役場地下		役場周辺		外部倉庫		公共施設		学校					合計
		倉庫①	倉庫②	倉庫③	コンテナ	コンテナ横	ポンプ室横	電気室	機械室	水防倉庫	器材倉庫	ゆりが丘消防コミュニティセンター	松里園消防コミュニティセンター	保健福祉センター(2000年会館)	水道局	上牧小学校	上牧第二小学校	上牧第三小学校	上牧中学校	上牧第二中学校	
Mパンツ	20枚入り	20																			20
Sサイズ	20枚入り	20																			20
大人用紙おむつ Lテープ	17枚入り	20																			20
	20枚入り	20																			20
	22枚入り	20																			20
子供用紙おむつ Lパンツ	44枚入り			4																	4
Mパンツ	58枚入り			15																	15
Sパンツ	62枚入り			12																	12
子供用紙おむつ Lテープ	54枚入り			8																	8
Mテープ	64枚入り			5																	5
Sテープ	84枚入り			4																	4
新生児用おむつ	90枚入り			12																	12
哺乳瓶				60																	60
乳首(シリコン製)				20																	20
哺乳瓶・ 乳首用消毒液				10																	10
乳幼児用補助便座				48																	48
おむつ密封廃棄ボックス				10																	10
パビールエアロン				12																	12
おしりふき	70枚入り			48																	48
脱脂綿 (クリーンコットンパビール)	40枚入り			40																	40
リンスインドライシャンプー	200ml			10																	10

		役場					役場地下		役場周辺		外部倉庫		公共施設		学校					合計		
		倉庫①	倉庫②	倉庫③	コンテナ	コンテナ横	ポンプ室横	電気室	機械室	水防倉庫	器材倉庫	ゆりが丘消防コミュニティセンター	松里園消防コミュニティセンター	保健福祉センター(2000年会館)	水道局	上牧小学校	上牧第二小学校	上牧第三小学校	上牧中学校		上牧第二中学校	
身体ふきタオル	30枚入り			48																		48
救急アルミクソート	10枚入り			10																		10
子供用ヘルメット				50																		50
湯沸かしボックス				100																		100
女性更衣室・授乳室				10																		10
難燃性ポリエステル毛布															100	100	100	100	100			500
ダンボール・ヘルメット・間仕切り	一式					10		290														300
感染防護服セット	L・M							60														60
感染防護衣								50														50
感染防護衣上着のみ								10														10
医療用ガウン								30														30
フェイスシールド*								200														200
ゴーグル								14														14
非接触型体温計								20														20
噴霧器	10リットル型							2														2
サージ*カマスク									96,000													96,000
ワンタッチ式テント	避難所用																					6
避難所用マット								700					30									730

6 消防団拠点資機材

	役場						役場地下		役場周辺		外部倉庫		公共施設		学校				合計	
	倉庫①	倉庫②	倉庫③	コンテナ	コンテナ横倉庫	ポンプ室横	電気室	機械室	水防倉庫	器材倉庫	ゆりが丘消防コミュニティセンター	松里園消防コミュニティセンター	保健福祉センター	水道局	上牧小学校	上牧第二小学校	上牧第三小学校	上牧中学校		上牧第二中学校
空気膨張式テント一式	1																			1
DS エアーマット LGY (セット)	1																			1
暖房機セット	1																			1
エンジンカッター		1																		1
チェンソー		9																		9
発電機・投光器セット		12																		12
簡易ベット		5																		5
寝袋		5																		5
ガソリン携行缶	10 リットル	3																		3
ライフジャケット		10																		10
救命ボート		1																		1
発電機付投光器	LED バルーン投光器	2																		2
担架		1																		1
ロープ	20 メートル	1																		1

7 町有自動車一覧

No.	車種	登録番号	所属
1	幼稚園バス（黄）	奈良 22 す 1583	教育総務課
2	消防団指令車	奈良 830 す 119	総務課
3	アルト	奈良 50 つ 9652	社会教育課
4	コルサ	奈良 501 そ 1920	まちづくり推進課
5	ノア	奈良 501 つ 8713	福祉課
6	クラウン	奈良 330 す 3350	議会事務局
7	ek ワゴン	奈良 50 ま 2590	生き生き対策課
8	ミラ	奈良 580 ち 4864	住民保険課
9	ローザ	奈良 200 さ 690	総務課
10	ek ワゴン	奈良 50 も 4872	住民保険課
11	ワゴンR	奈良 50 や 4845	生き生き対策課
12	ワゴンR	奈良 580 せ 4627	秘書人事課
13	バレット	奈良 580 つ 2805	生き生き対策課
14	タント	奈良 580 て 8215	総務課
15	サクシード	奈良 400 た 7278	まちづくり推進課
16	消防ポンプ車（軽）	奈良 880 あ 1120	総務課
17	ミライース	奈良 580 の 5612	福祉課
18	サクシード	奈良 400 た 9021	総務課
19	コミュニティバス	奈良 200 さ 1425	総務課
20	消防ポンプ車（軽）	奈良 880 あ 1163	総務課
21	プロボックス	奈良 400 ち 274	まちづくり推進課
22	ハイゼット	奈良 480 け 4956	社会教育課
23	消防ポンプ車	奈良 800 す 3800	総務課
24	エスティマ（町長車）	奈良 372 ち 1001	秘書人事課
25	消防ポンプ車（軽）	奈良 880 す 1255	総務課
26	ミライース	奈良 580 み 3298	教育総務課
27	消防ポンプ車（軽）	奈良 880 あ 1407	総務課
28	軽トラ（ダイハツ）	奈良 480 こ 7363	建設環境課
29	コミュニティバス	奈良 301 さ 8624	総務課
30	タント	奈良 580 や 8151	生き生き対策課
31	軽トラ（ダイハツ）	奈良 480 さ 6682	教育総務課
32	ダンプトラック（マツダ）	奈良 400 ち 6402	建設環境課
33	セレナ	奈良 501 ふ 2871	総務課
34	福祉車両（エブリイ）	奈良 581 あ 9794	総務課

No.	車種	登録番号	所属
35	消防ポンプ車	奈良 800 す 5682	総務課
36	消防ポンプ車 (軽)	奈良 880 あ 1835	総務課
37	消防ポンプ車	奈良 800 す 6180	総務課
38	アルト	奈良 583 す 40	子ども未来課
39	幼稚園バス (青白)	奈良 200 は 563	教育総務課
40	コミュニティバス	奈良 301 ち 5413	総務課
41	コミュニティバス	奈良 301 つ 1657	総務課
42	消防ポンプ車	奈良 800 す 6564	総務課
43	3 トンパッカー	奈良 800 す 2198	建設環境課
44	3 トンパッカー	奈良 800 す 2765	建設環境課
45	3 トンパッカー	奈良 800 す 3828	建設環境課
46	2 トンパッカー	奈良 800 す 3384	建設環境課
47	10 トンロールオン	奈良 11 ゆ 2785	建設環境課
48	2 トンリフト車	奈良 100 す 6051	建設環境課
49	2 トンリサイクル車	奈良 400 さ 6123	建設環境課
50	2 トンリサイクル車	奈良 100 せ 2815	建設環境課
51	スズキワゴン R ソリオ	奈良 500 む 8555	上下水道課
52	スズキワゴン R	奈良 50 や 7203	上下水道課
53	キャリー	奈良 41 い 1235	上下水道課
54	サンバー	奈良 480 く 59	上下水道課
55	エブリー	奈良 480 こ 795	上下水道課
56	フィット	奈良 501 て 5411	上下水道課
57	ボンゴ	奈良 45 ち 6238	上下水道課
58	ダイハツ	奈良 480 せ 6435	上下水道課
59	ウェイク	奈良 580 む 5191	まちづくり推進課
60	コミュニティバス	奈良 230 さ 401	総務課
61	リーフ	奈良 301 と 4843	総務課
62	サクラ	奈良 581 す 6727	生き活き対策課

[V 公共施設等の現況]

I 都市公園一覧

名称	面積 (㎡)	所在地
桜ヶ丘1号公園	2,267.96	桜ヶ丘1丁目4
桜ヶ丘2号公園	2,746.37	桜ヶ丘1丁目17
桜ヶ丘東公園	11,652.69	桜ヶ丘2丁目15
桜ヶ丘3号公園	1,396.04	桜ヶ丘2丁目23
桜ヶ丘公園	9,450.00	桜ヶ丘3丁目34-1
片岡台1号公園	1,503.44	片岡台1丁目5
片岡台2号公園	2,213.05	片岡台2丁目10
片岡台西公園	196.00	片岡台1丁目24-3
友が丘東公園	1,433.85	友が丘1丁目726-64
友が丘西公園	1,542.65	友が丘1丁目726-171
友が丘1丁目16街区公園	274.88	友が丘1丁目781-103
緑ヶ丘公園	400.00	緑ヶ丘1丁目3566-30 他1筆
下牧児童公園	1,018.00	下牧2丁目601
丸尾公園	380.12	下牧7丁目53-1, -16
金富児童公園	111.00	下牧6丁目82-7
金富公園	710.76	下牧6丁目104
三角公園	254.00	下牧7丁目26-29
梅ノ木公園	168.86	下牧7丁目22-23, -24
滝川第1児童公園	304.48	滝川台2丁目945-2
滝川西公園	427.35	滝川台1丁目2
滝川台なかよし公園	423.00	滝川台2丁目866-4・866-54
滝川台1丁目19街区公園	150.84	滝川台1丁目3112-19
滝川台1丁目20街区公園	57.00	滝川台1丁目3260-14
ゆりが丘1号公園	990.88	下牧952-12, -19, 942-57
ゆりが丘2号公園	813.00	ゆりが丘1丁目952-19
美咲ヶ丘公園	299.00	下牧1丁目989-20
ささゆり公園	1,268.00	ささゆり台2丁目3000-46
大和団地公園	355.32	服部台4丁目843-41
服部第1児童公園	245.31	服部台1丁目3491-3
服部台1号公園	568.00	服部台4丁目3517-111
服部第2児童公園	260.00	服部台1丁目4012
松ヶ丘公園	317.17	服部台2丁目3553-22
履物団地1号公園	531.00	上牧3439-23
履物団地2号公園	604.00	上牧3439-30
履物団地3号公園	342.00	上牧3439-37
ふれあい公園	600.00	上牧2560-3
三軒屋公園	224.17	上牧3207-1
五軒屋児童公園	564.90	上牧1170
りすさん公園	1,995.65	葛城台1丁目7
ぱんださん公園	972.97	葛城台1丁目13
ぞうさん公園	8,934.58	葛城台2丁目11
うさぎさん公園	2,653.04	葛城台3丁目9
かつらぎ台5号公園	129.00	葛城台3丁目12
米山台東公園	961.00	米山台5丁目3376-4

名称	面積 (㎡)	所在地
上牧第4児童遊園	639.00	米山台2丁目575
米山池公園	1,512.00	上牧3380-3・3380-88
米山台2丁目3街区公園	197.00	米山台2丁目546-15
貴船台公園	932.45	上牧4116-13
貴船台2号公園	2,001.00	上牧4173-1
北上牧1号	369.28	上牧3769-1
北上牧2号	1,067.00	上牧3761
北上牧3号	408.00	上牧3959-1
北上牧4号	1,289.00	上牧3719-11
上牧第1児童公園	1,081.40	上牧3799-1,-4
北上牧第1児童遊園	587.00	上牧3892
北上牧第2児童遊園	483.98	上牧4728-3
上牧第6児童遊園	728.94	上牧3821-1
芝公園	126.00	上牧3850-19
南上牧児童公園	1,050.00	中筋出作42,45-3
かきのみ公園	1,125.00	上牧698-1他5筆
松里園児童公園	1,739.98	松里園1丁目4347-42
久渡公園	247.39	松里園2丁目4424-20
大平公園	361.02	松里園3丁目4422-13
下牧3丁目8街区公園	205.00	下牧3丁目1534-34
下牧3丁目9街区公園	148.00	下牧3丁目1534-10
南上牧第2児童公園	215.74	上牧6-17
茨崎池堤防公園	975.00	葛城台3丁目1407-2

2 町営住宅一覧

(1) 町営住宅

令和4年3月31日現在

名称	所在地	区分	戸数
町営第1住宅	北葛城郡上牧町大字上牧 3875—1	木造2階	34
町営第2住宅	北葛城郡上牧町大字上牧 3719—1	鉄筋3階	60
町営第3住宅	北葛城郡上牧町大字上牧 4253 4230—1	コンパネ2階	20
町営第4東住宅	北葛城郡上牧町大字上牧 4255	コンパネ2階	14
町営第4西住宅	北葛城郡上牧町大字上牧 3854	コンパネ2階	16
町営第5住宅	北葛城郡上牧町大字上牧 3730—1	鉄筋3階	54
町営第6住宅	北葛城郡上牧町大字上牧 3719—10	鉄筋4階	24

(2) 改良住宅

令和4年6月1日現在

名称	所在地	区分	戸数
貴船台	北葛城郡上牧町大字上牧 4118 番地の4外	準耐火構造 2階建	62
上牧町 小集落改良住宅	北葛城郡上牧町大字上牧 4259 番地の1外	準耐火構造 2階建	137

[VI 危険箇所・区域、危険物施設等]

I 要水防区域一覧

河川名	左右岸	関係水防管理団体	重要水防箇所		種別
			位置	延長(m)	
葛下川	右岸	大和高田市・香芝市・ 上牧町・河合町・王寺町	自:大和高田市野口～ 至:王寺町本町1丁目	9,950	漏水・水衝・ 洗掘・家屋連たん

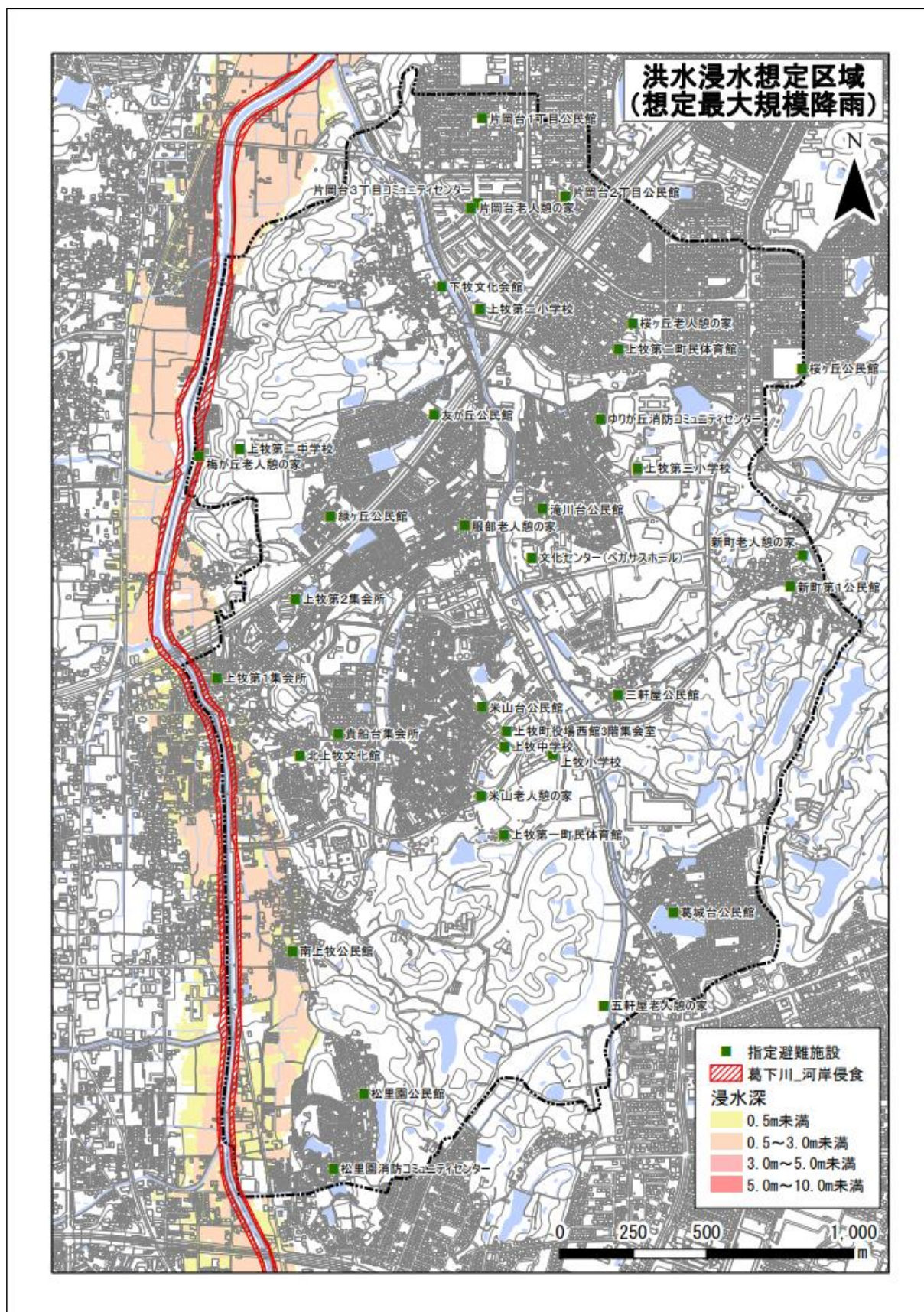
出典：令和4年度奈良県水防計画

2 主要井堰一覧

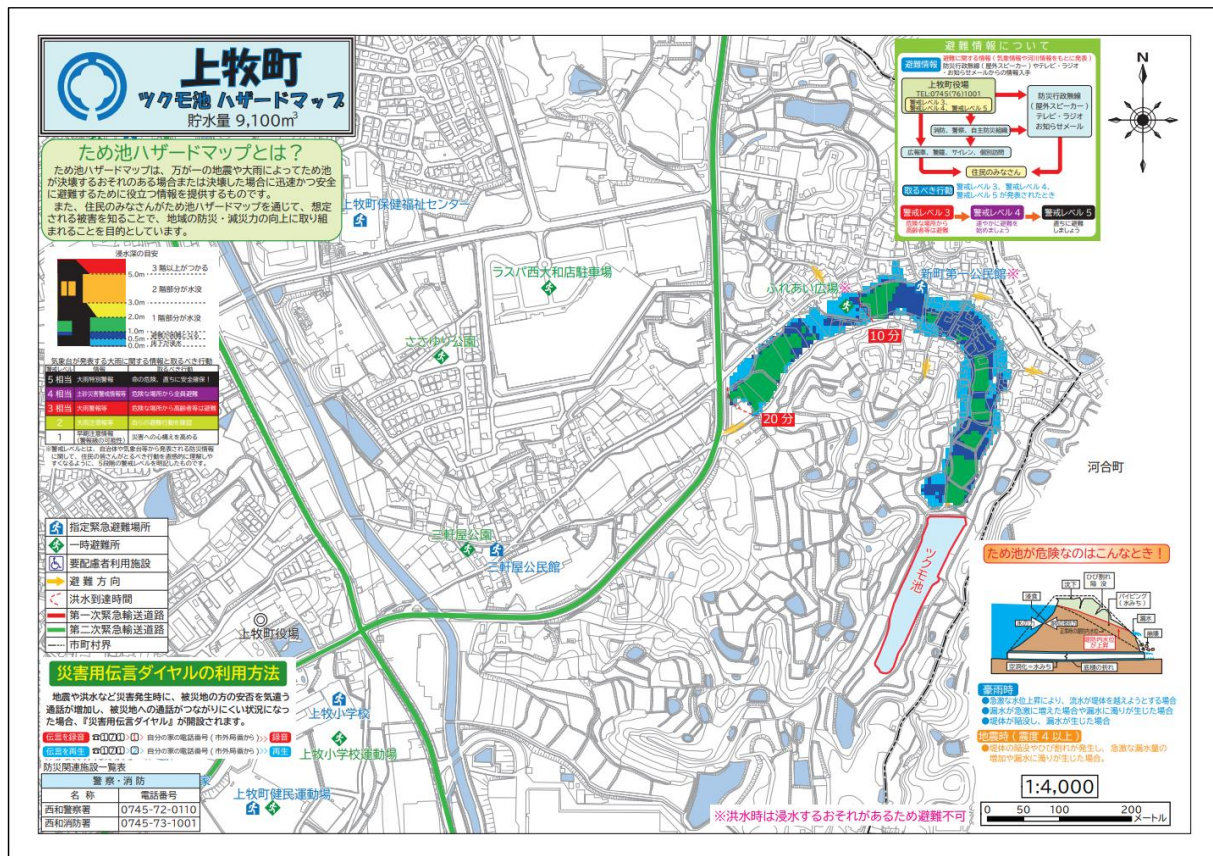
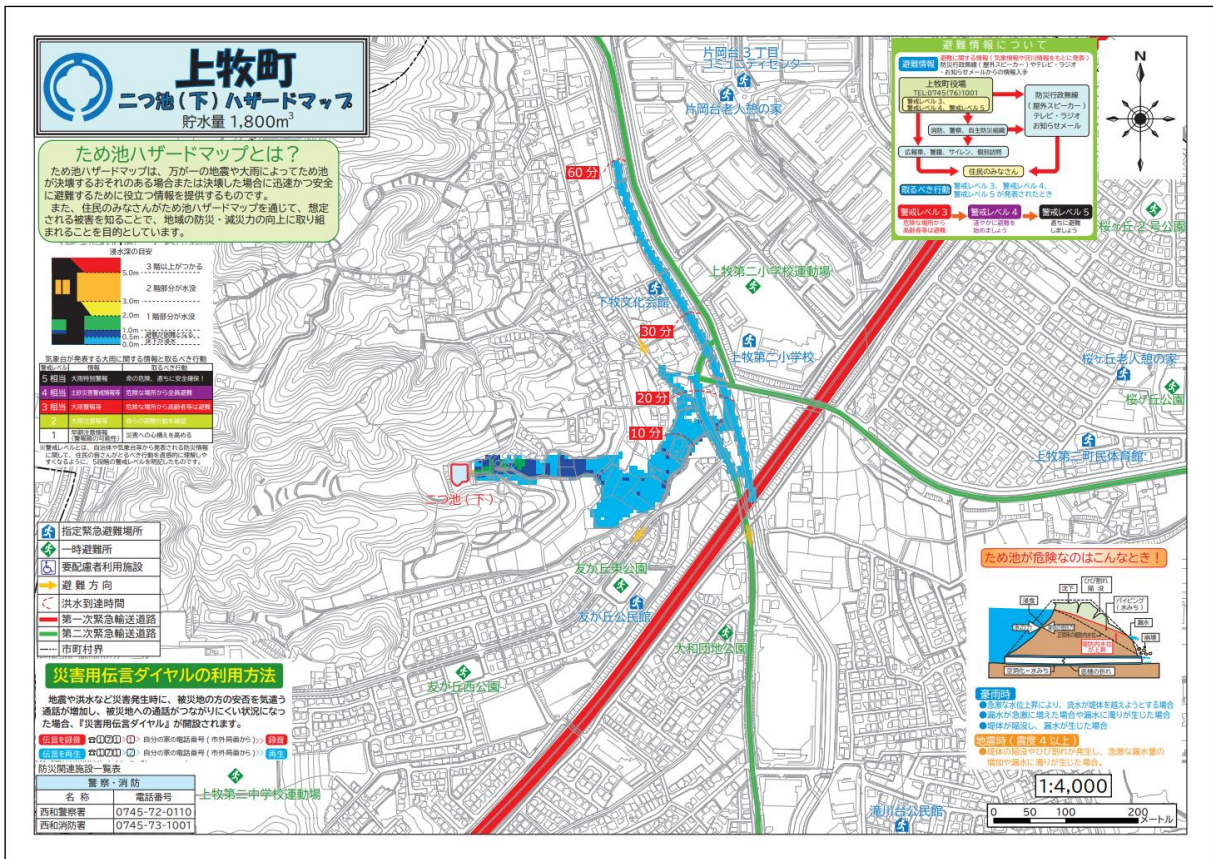
番号	井堰名	河川名	取水位置 (大字)	構造			管理 責任者	代表者
				形式	H	W		
1	滝川 井堰	滝川	五軒屋	ゴム引布 製起伏堰	1.0	6.5	茨崎池 水利組合	五軒屋自治会長
2	滝川第2 井堰	滝川	三軒屋	ゴム引布 製起伏堰	1.2	8.0	米山池 水利組合	三軒屋自治会長

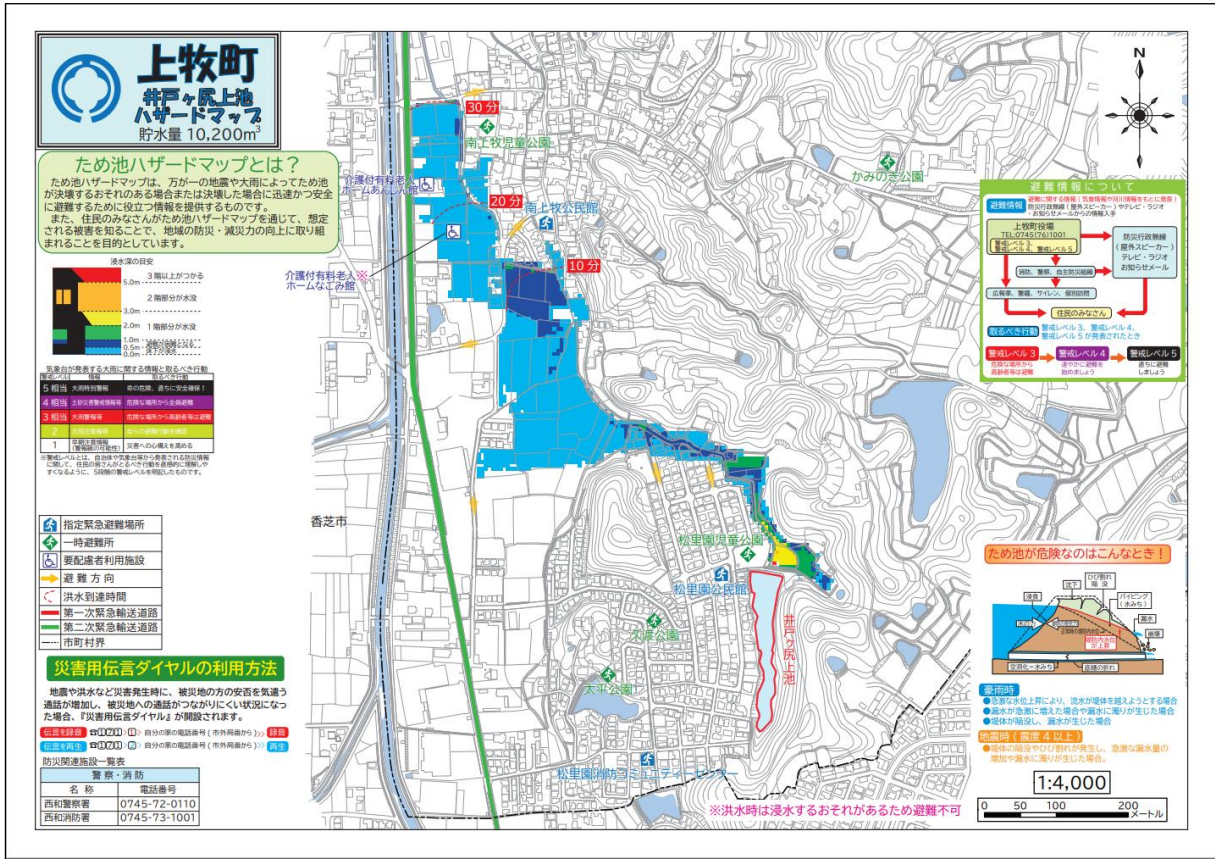
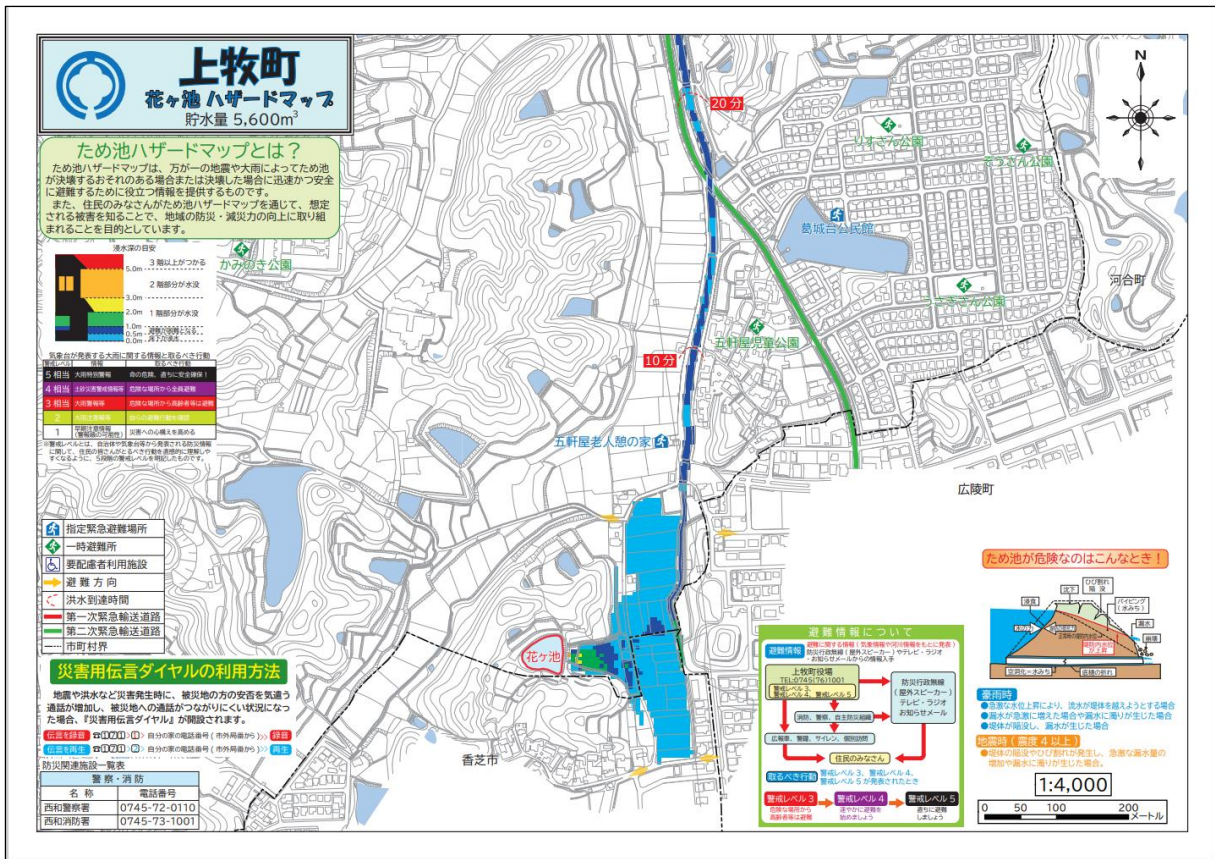
出典：令和4年度奈良県水防計画

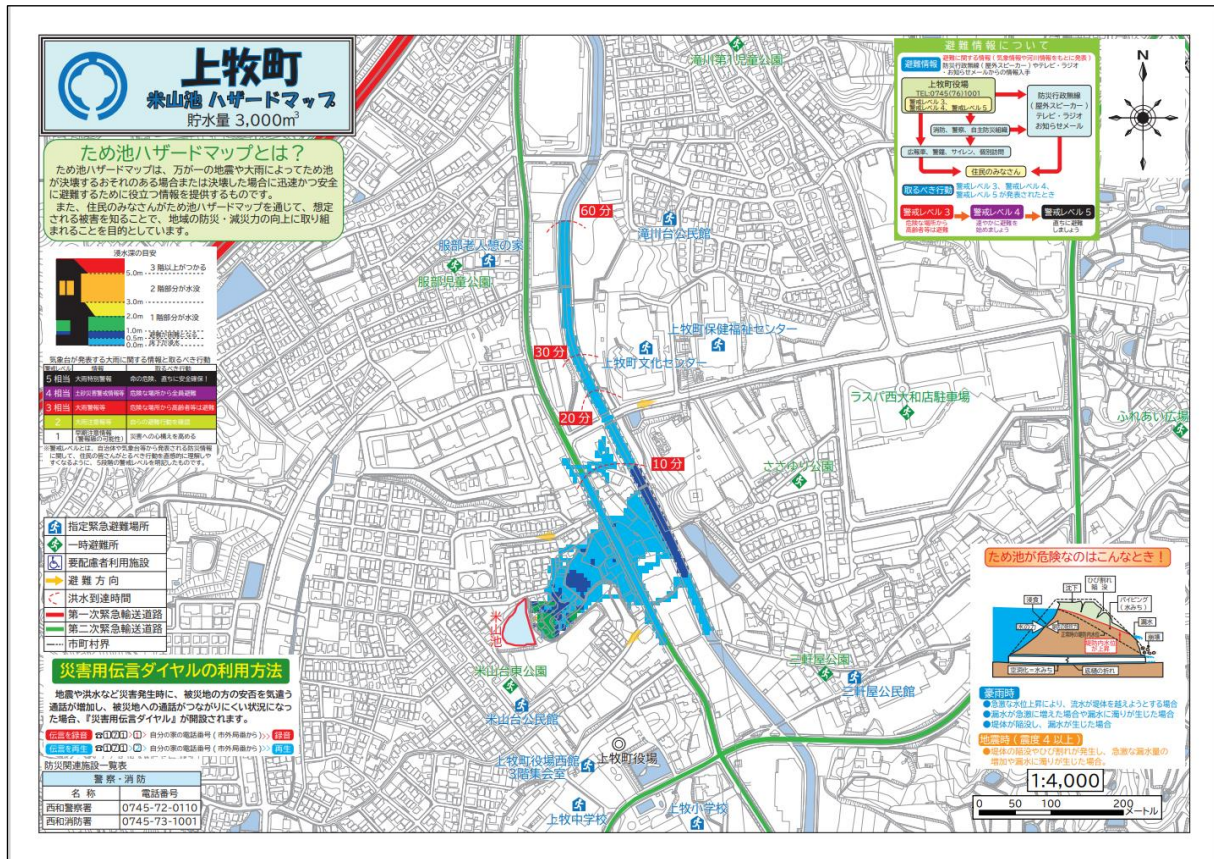
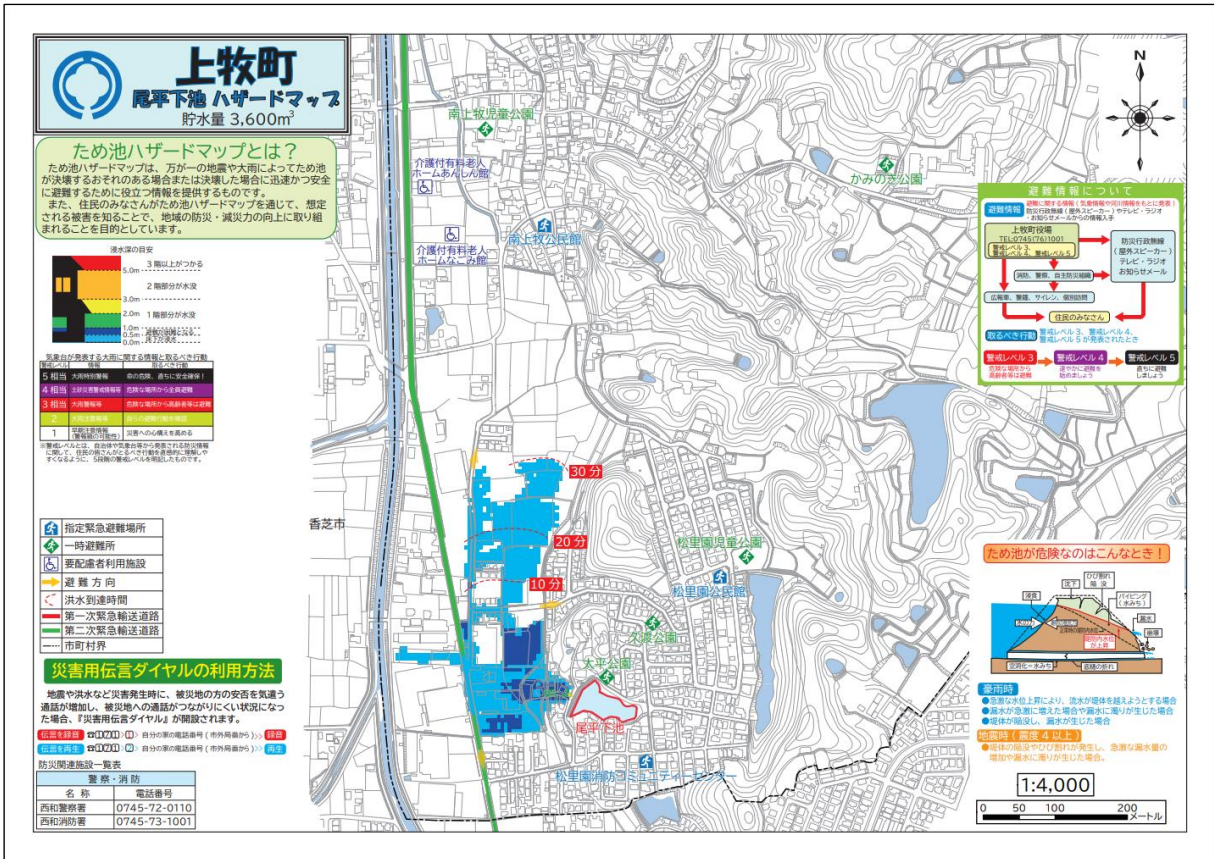
<洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）>



<ため池ハザードマップ>







3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

番号	箇所名	位置		地形			公共的建物		公共施設	
		大字	小字	傾斜度	長さ m	高さ m	種類	数	種類	数
1	北上牧イ	上牧	宮ノ谷	65	650	13	—	—	—	—
2	北上牧口	上牧	井出山	74	150	13	—	—	—	—
3	上牧ハ	上牧	黒松	65	750	15	—	—	町道	170
4	新町	上牧	イコマケ	60	250	14	公民館	1	—	—
5	三軒屋	上牧	三軒屋	50	300	6	—	—	—	—
6	梅ヶ丘	下牧	梅ノ木	50	360	10	—	—	町道	360
7	金富	下牧	大中	50	180	7	公民館	1	町道	50

4 急傾斜地崩壊危険区域一覧

区域の名称	所在地	奈良県告示番号	告示年月日
北上牧急傾斜地危険区域(イ)地区	大字上牧宮ノ谷	告示第 654 号	昭和 52 年 3 月 8 日
北上牧急傾斜地危険区域(口)地区	大字上牧井出山	同上	同上
南上牧急傾斜地危険区域	大字中筋出作	告示第 230 号	昭和 54 年 7 月 20 日
新町急傾斜地危険区域	大字上牧イコマケ	同上	同上
金富急傾斜地危険区域	大字下牧字大中	告示第 80 号	昭和 58 年 5 月 4 日
梅ヶ丘急傾斜地危険区域	大字下牧字丸尾	同上	同上
三軒屋急傾斜地危険区域	大字上牧字芝	同上	同上

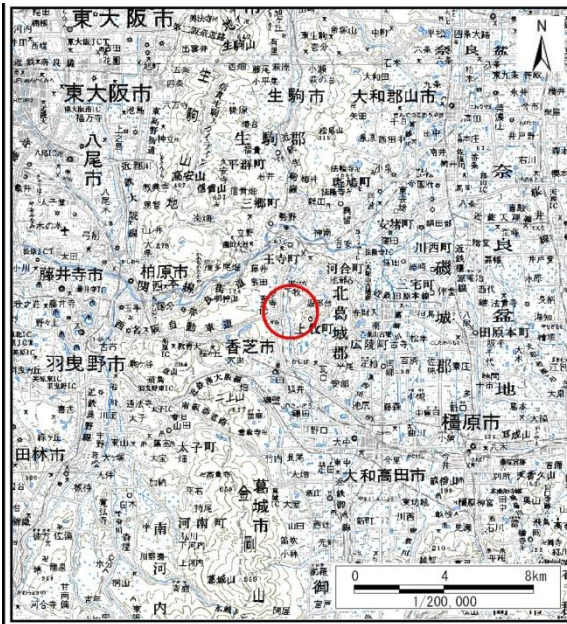
5 山腹崩壊危険地区一覧

番号	位置		延長又は面積	予想される危険	保全対象		
	大字	小字			人家戸数(戸)	公共施設等	道路
1	下牧	西代	4ha	山腹崩壊	7	1	町道
2	上牧	西垣内	5ha	山腹崩壊	106	—	町道
3	上牧	新土	2ha	山腹崩壊	23	—	町道
4	下牧	丸尾	6ha	山腹崩壊	25	1	町道
5	上牧	西垣内	1ha	山腹崩壊	14	—	町道
6	上牧	墓ノ谷	2ha	山腹崩壊	97	1	町道

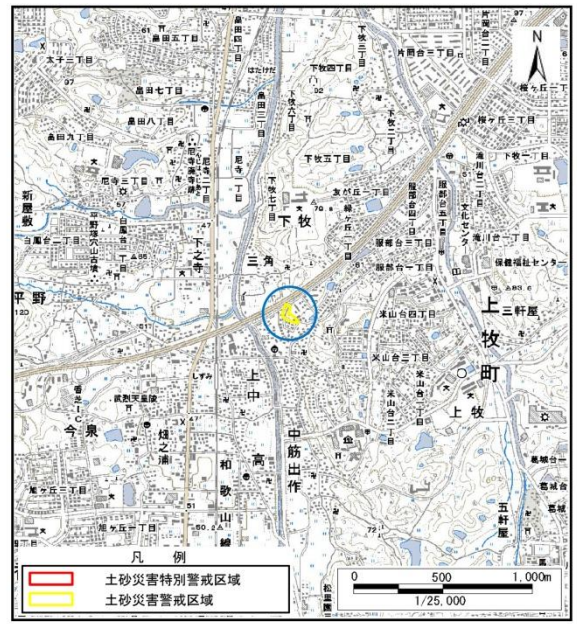
6 土砂災害警戒区域

大字 (町名)	指定区域							
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域
上牧	8	6	0	0	0	0	8	6
下牧	2	2	0	0	0	0	2	2
友が丘	1	0	0	0	0	0	1	0

<土砂災害警戒区域等位置図>



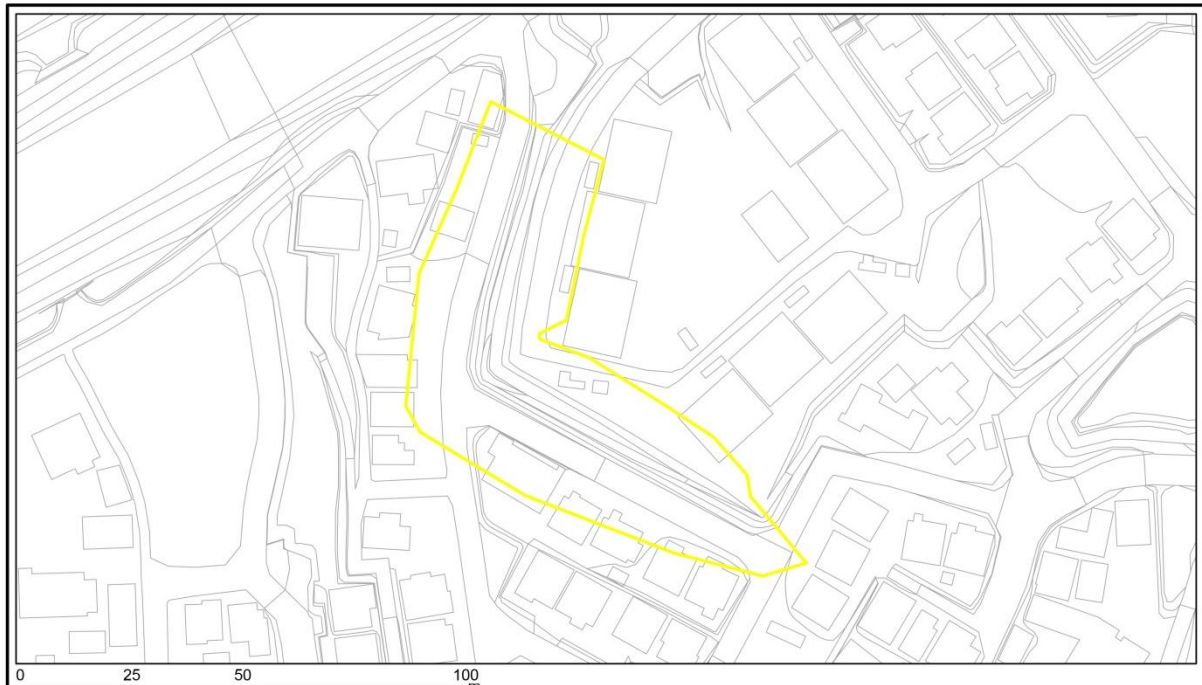
(1/200,000)



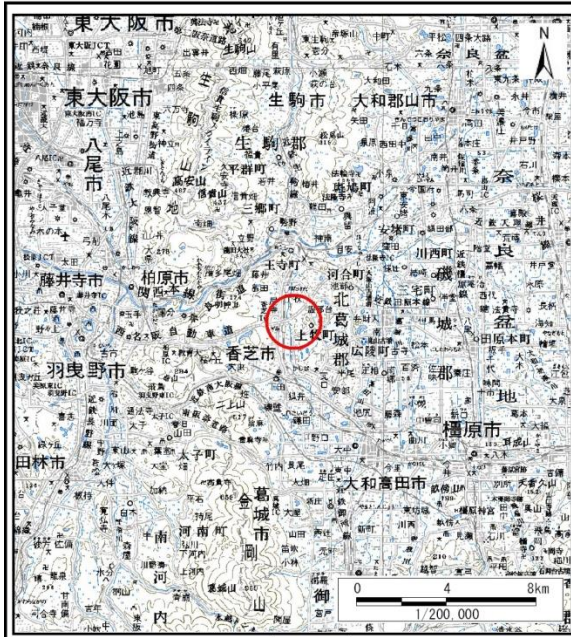
(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	区域番号	上牧-上牧-001-急-Y
	区域名称	上牧町上牧(001)急傾斜地崩壊警戒区域
	所在地	北葛城郡上牧町上牧

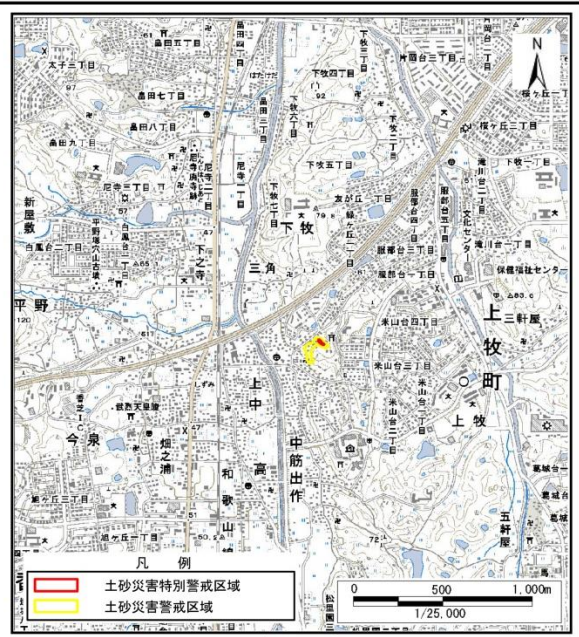
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第383号)



様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	区域番号	上牧-上牧-001-急-Y
			告示番号		区域名称	上牧町上牧(001)急傾斜地崩壊警戒区域
			告示年月日		所在地	北葛城郡上牧町上牧
			縮尺	1:1,000		



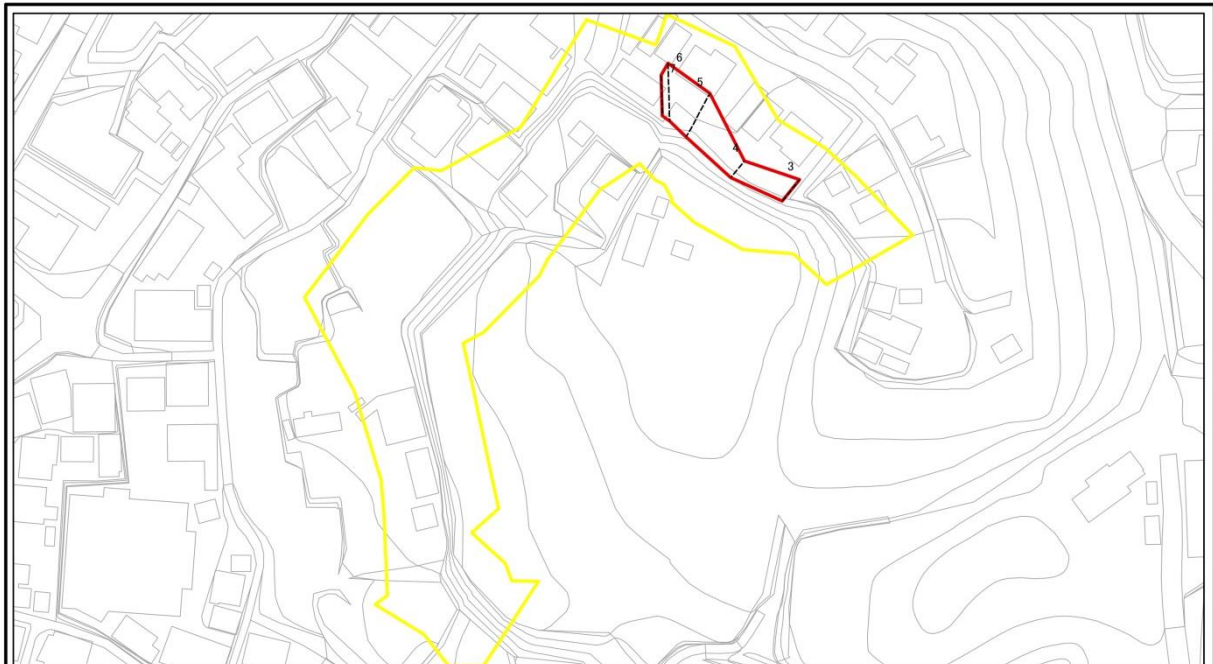
(1/200,000)



(1/25,000)

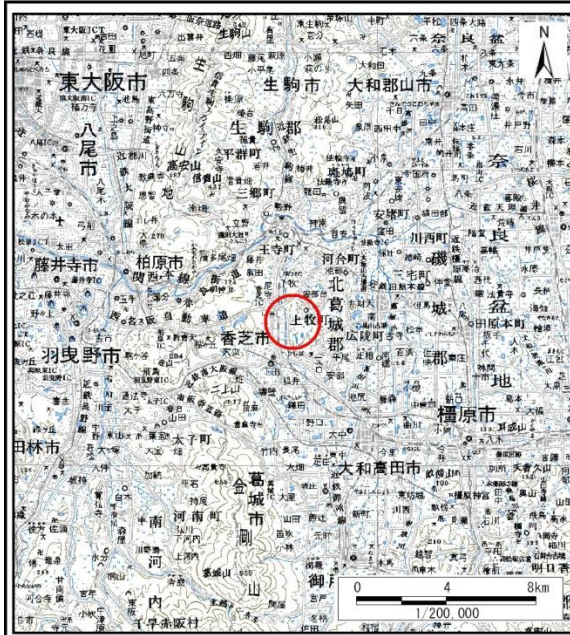
様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	区域番号	上牧-上牧-002-急-Y-R
	区域名称	上牧町上牧(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	所在地	北葛城郡上牧町上牧

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第383号)



0 25 50 100m 図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 区域番号 上牧-上牧-002-急-Y-R 区域名称 上牧町上牧(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域 所在地 北葛城郡上牧町上牧
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域		
	それ以外の区域		
	縮尺	1:1,000	



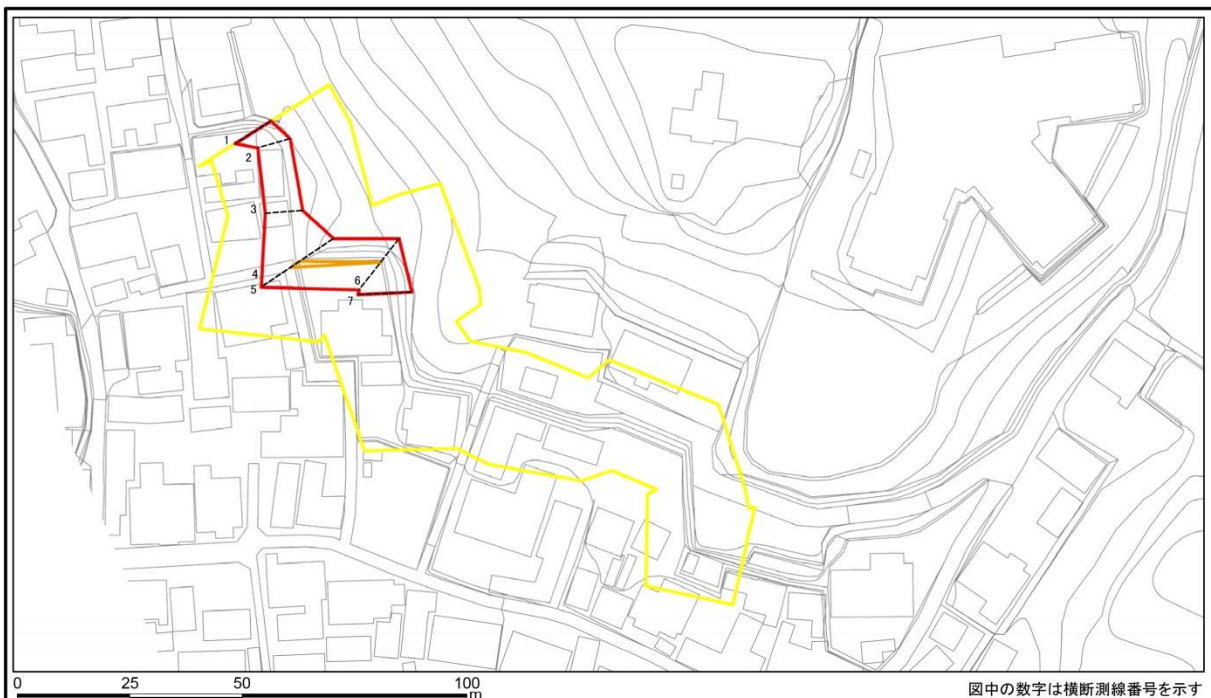
(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	区域番号	上牧-上牧-003-急-Y・R
	区域名称	上牧町上牧(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	所在地	北葛城郡上牧町上牧

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情覆、第383号)



様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 告示番号 告示年月日	区域番号	上牧-上牧-003-急-Y・R(1/3)
	土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域			区域名称	上牧町上牧(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	それ以外の区域			所在地	北葛城郡上牧町上牧
				縮尺	1:1,000

図中の数字は横断測線番号を示す



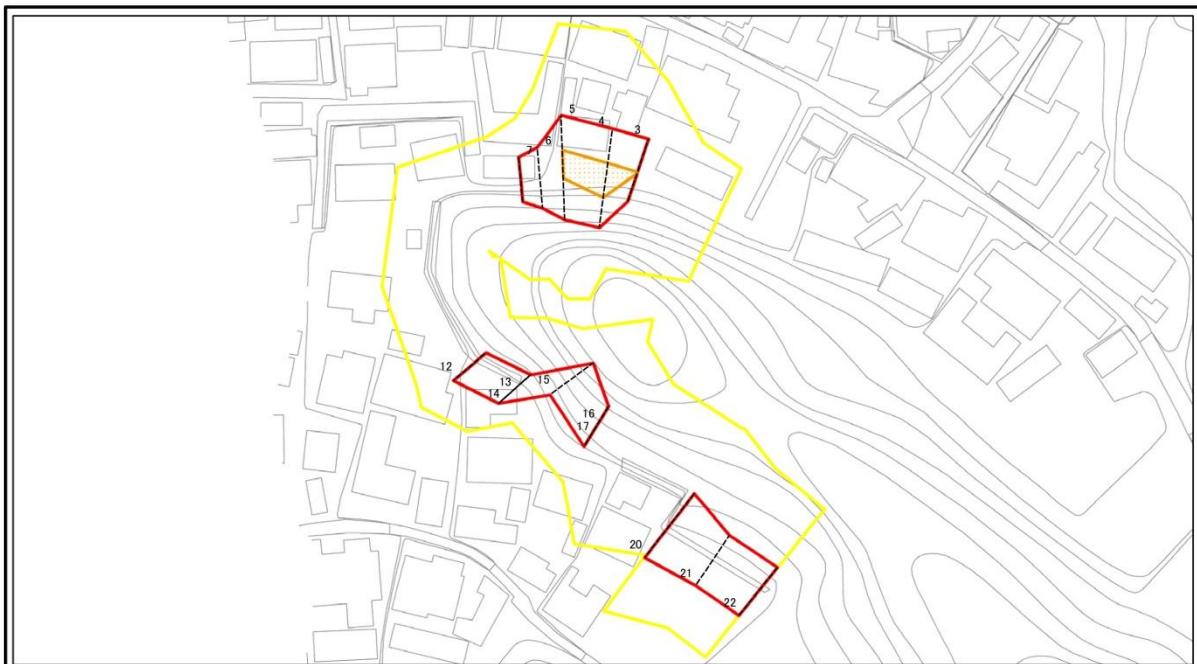
(1/200,000)



(1/25,000)

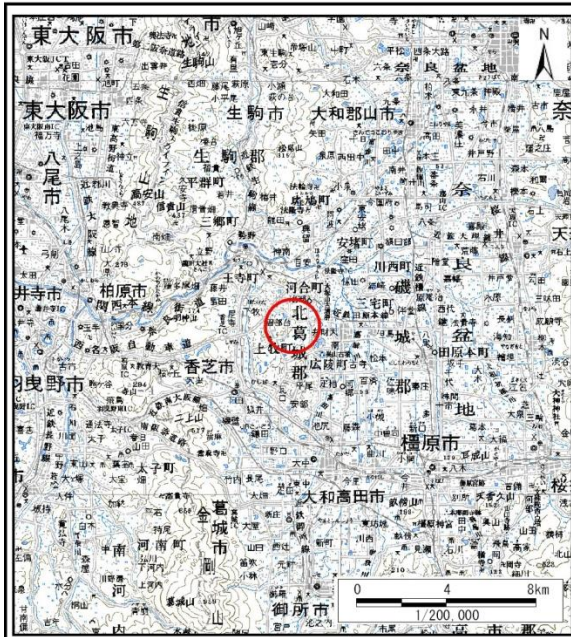
様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	区域番号	上牧-上牧-004-急-Y・R
	区域名称	上牧町上牧(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	所在地	北葛城郡上牧町上牧

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第383号)

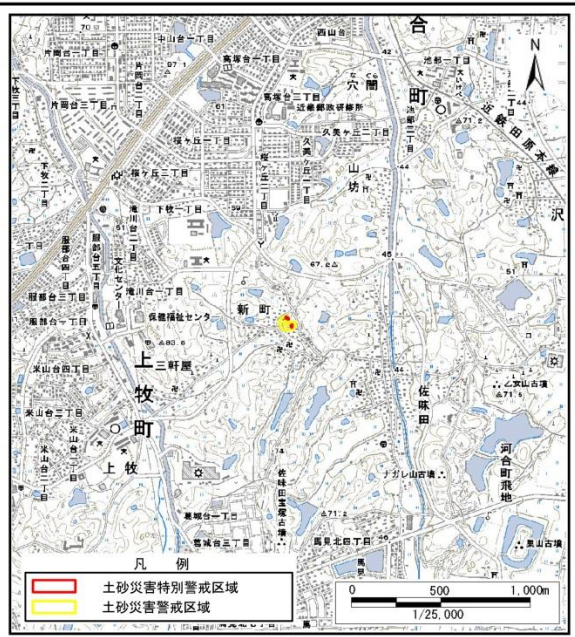


0 25 50 100 m 図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	区域番号	上牧-上牧-004-急-Y・R
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域		告示番号		区域名称	上牧町上牧(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	土砂等の種類の高さが3mを超える区域		告示年月日		所在地	北葛城郡上牧町上牧
	それ以外の区域		縮尺	1:1,000		



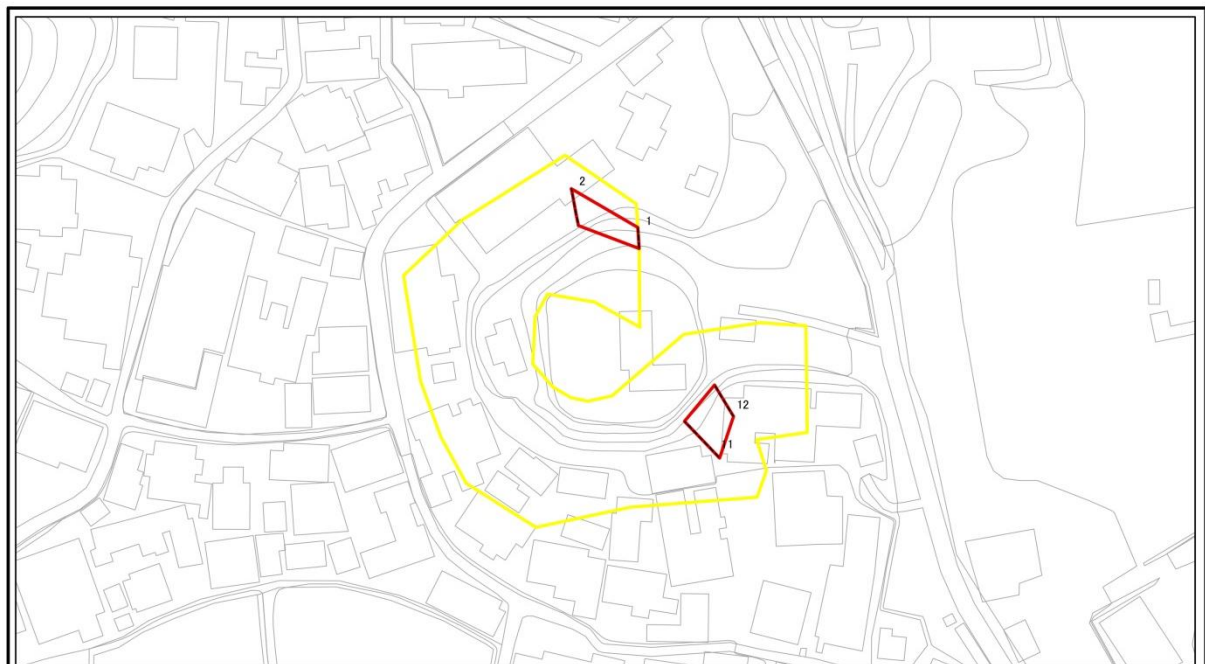
(1/200,000)



(1/25,000)

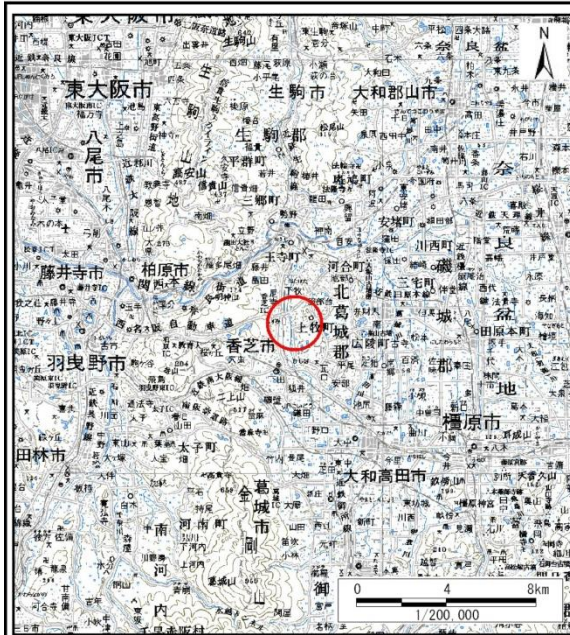
様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	区域番号	上牧-上牧-005-急-Y・R
	区域名称	上牧町上牧(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	所在地	北葛城郡上牧町上牧

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第383号)

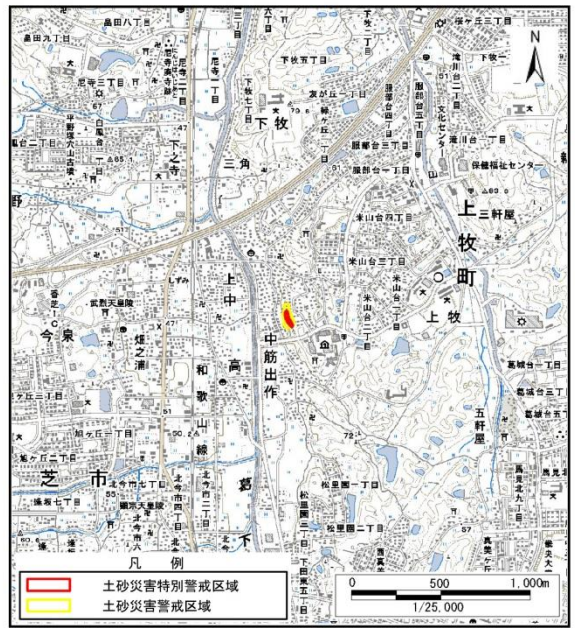


0 25 50 100m 図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	区域番号	上牧-上牧-005-急-Y・R	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号		区域名称	上牧町上牧(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域		縮尺	1:1,000	告示年月日		所在地	北葛城郡上牧町上牧
	それ以外の区域							



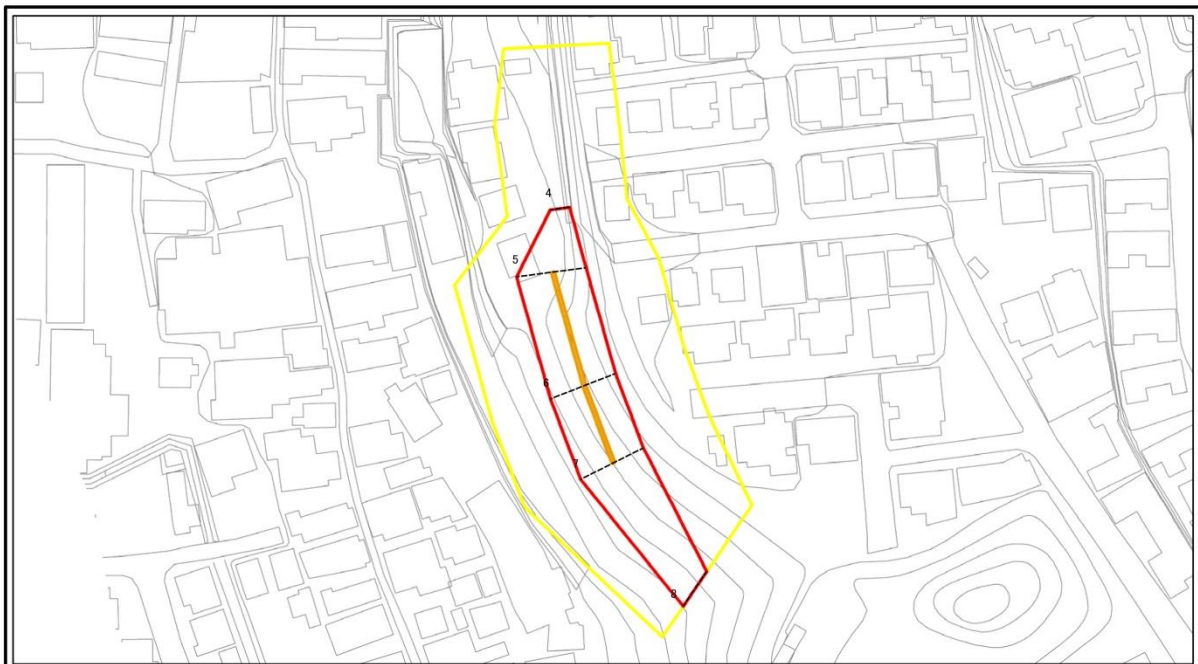
(1/200,000)



(1/25,000)

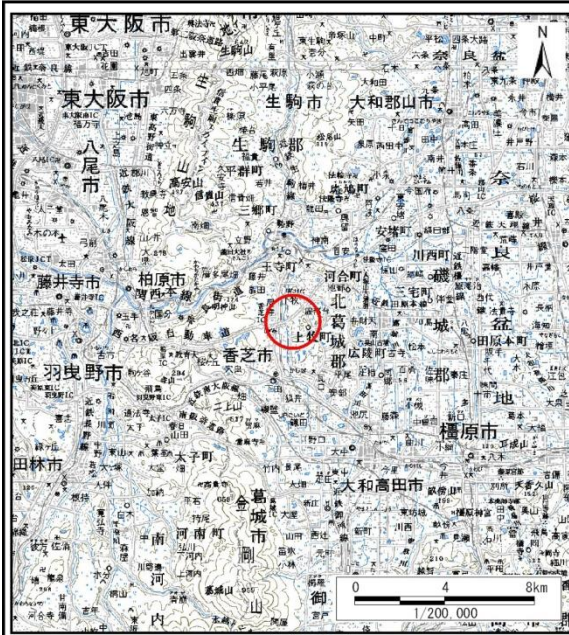
様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	区域番号	上牧-上牧-006-急-Y・R
	区域名称	上牧町上牧(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	所在地	北葛城郡上牧町上牧

この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第383号)

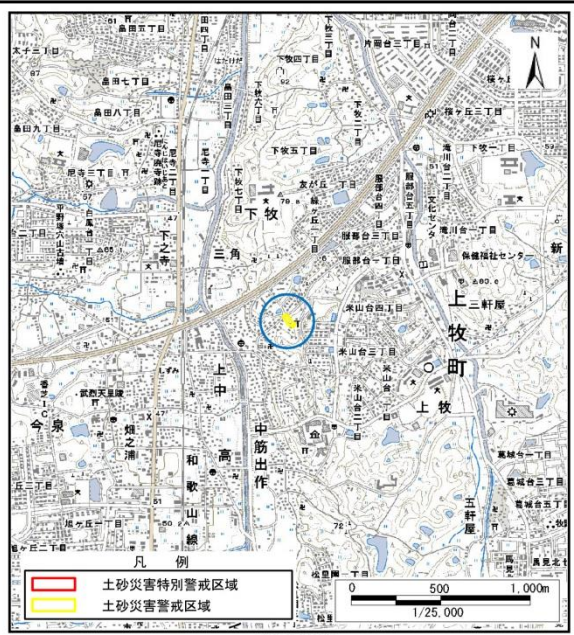


図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 告示番号 縮尺 告示年月日	区域番号	上牧-上牧-006-急-Y・R(1/2)
	土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域			区域名称	上牧町上牧(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域			所在地	北葛城郡上牧町上牧
	それ以外の区域				



(1/200,000)



(1/25,000)

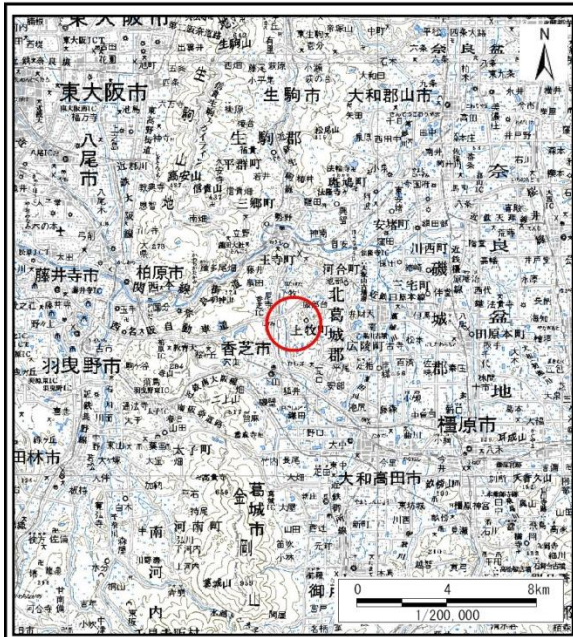
様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	区域番号	上牧-上牧-007-急-Y
	区域名称	上牧町上牧(007)急傾斜地崩壊警戒区域
	所在地	北葛城郡上牧町上牧

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第383号)

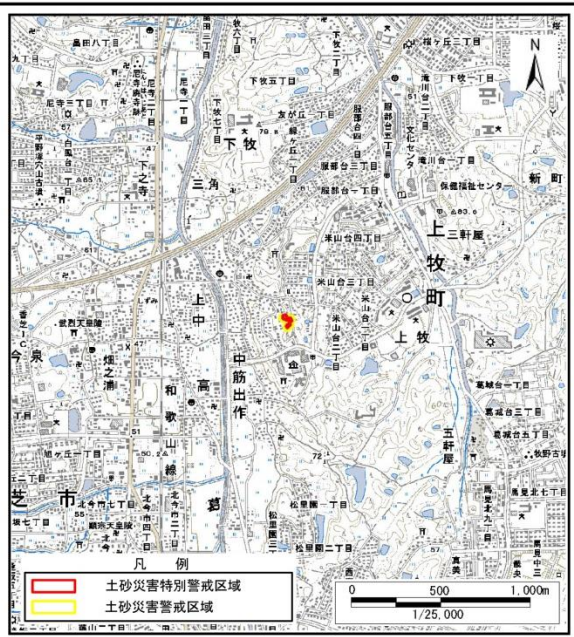


0 25 50 100 m

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	区域番号	上牧-上牧-007-急-Y	
				告示番号	上牧町上牧(007)急傾斜地崩壊警戒区域	
	縮尺	1:1,000	告示年月日		所在地	北葛城郡上牧町上牧



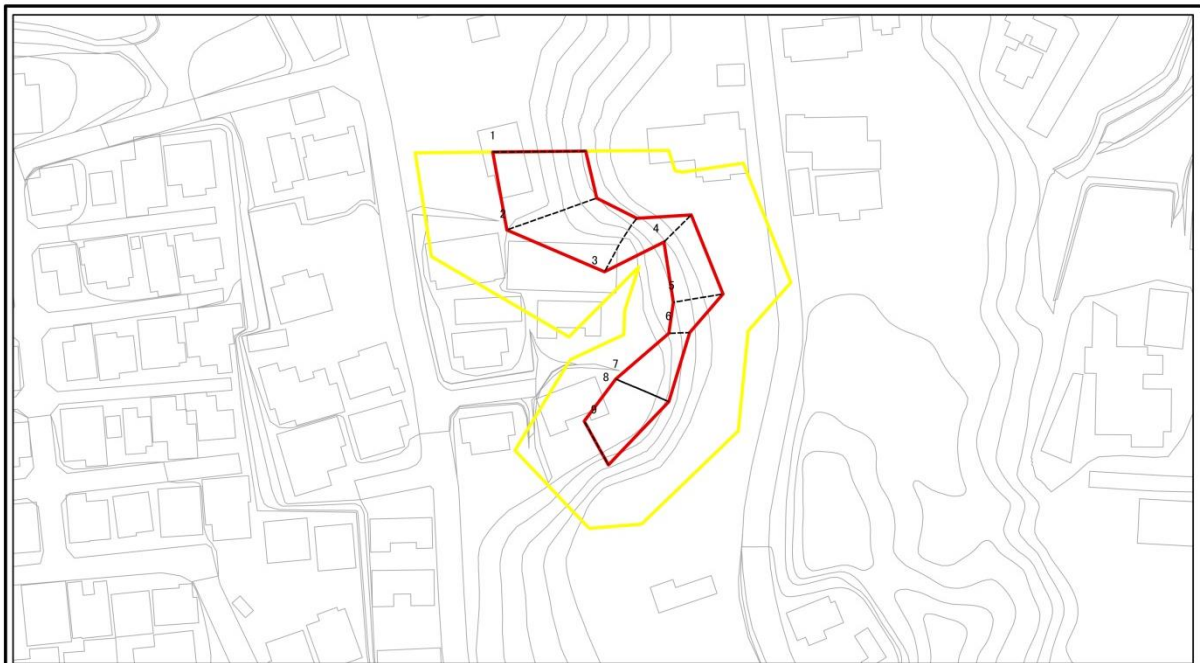
(1/200,000)



(1/25,000)

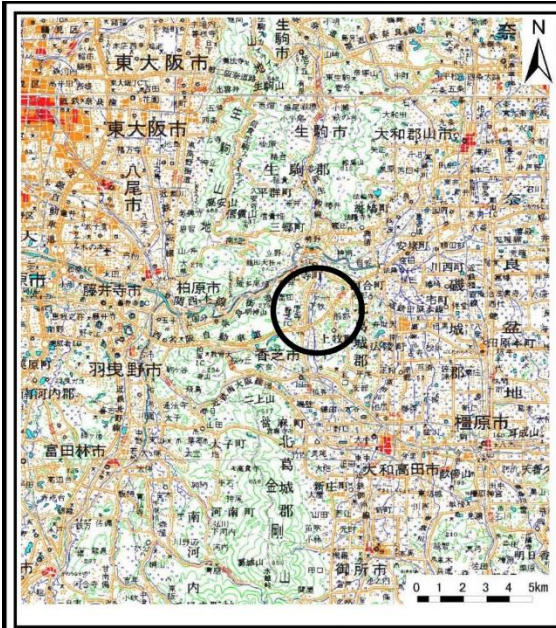
様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	区域番号	上牧-上牧-008-急-Y・R
	区域名称	上牧町上牧(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	所在地	北葛城郡上牧町上牧

この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第383号)

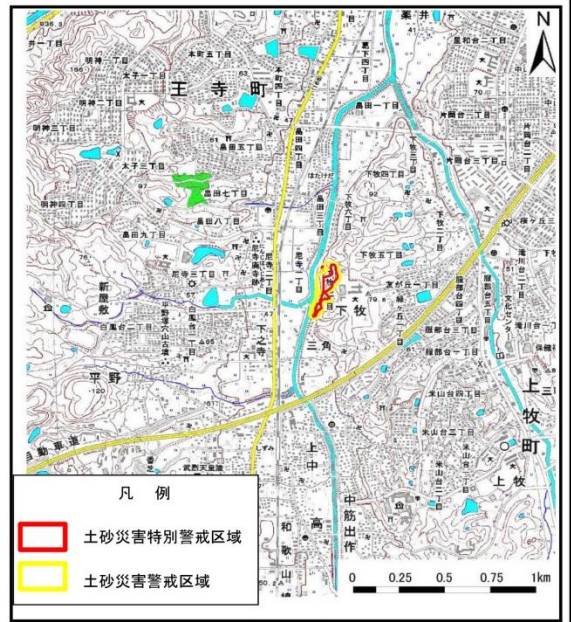


図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	区域番号	上牧-上牧-008-急-Y・R
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	上牧町上牧(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	土砂等の移動(移動)高が1m以下の場合、土砂等の移動(移動)力が100N/mを超え6区域		縮尺	告示年月日	
	土砂等の地盤の高さが3mを超える区域、それ以外の区域		1:1,000	所在地	北葛城郡上牧町上牧



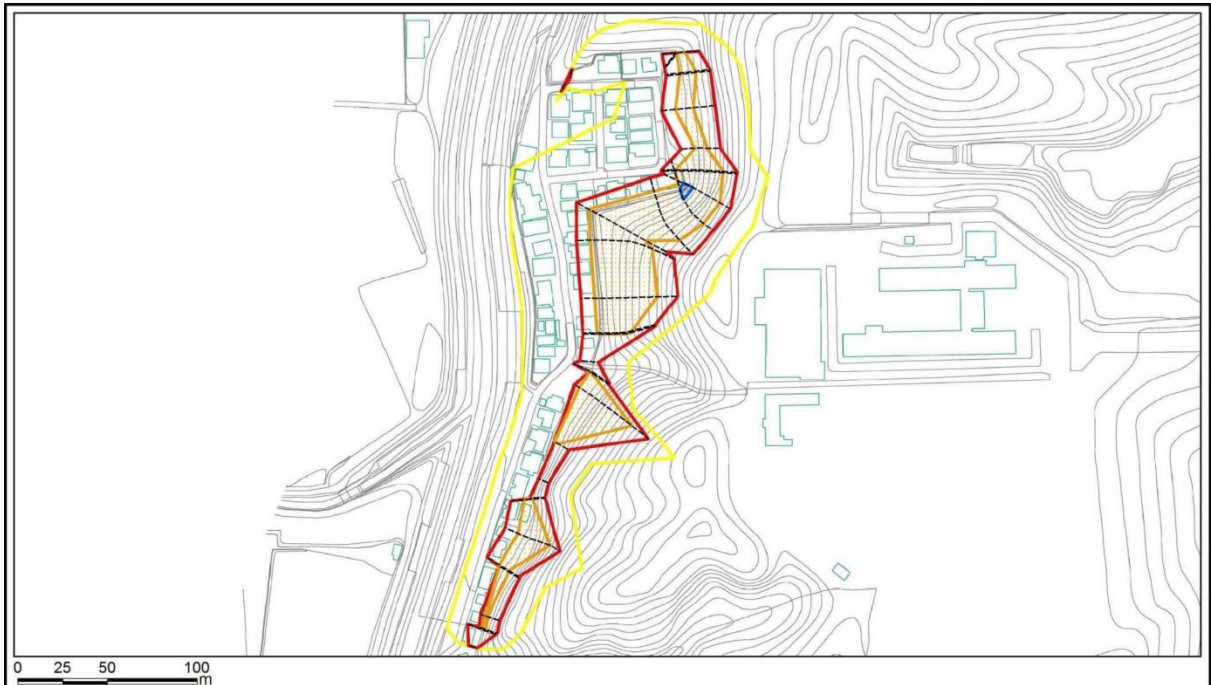
(1/200,000)



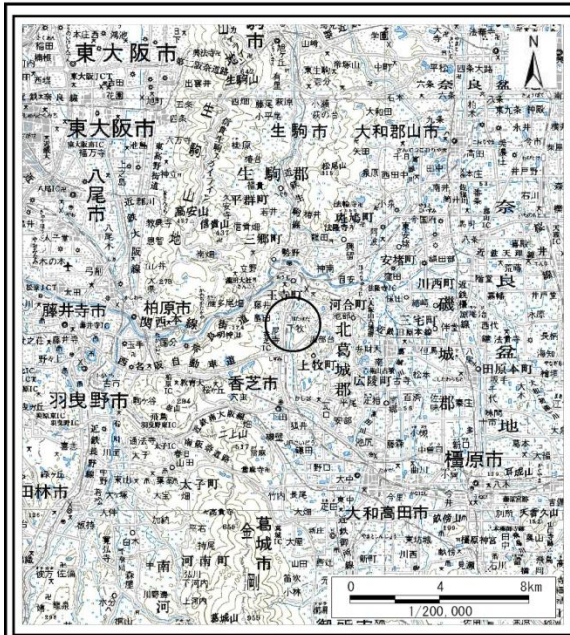
(1/25,000)

様式-1 (急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	区域番号	上牧-下牧-001-急-Y・R
	区域名称	上牧町下牧 (001) 急傾斜崩壊警戒区域・特別警戒区域
	所在地	奈良県北葛城郡上牧町下牧、香芝市上中

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1・2万5千分の1の地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第639号)



様式-2 (急) (参考) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	区域番号 上牧-下牧-001-急-Y・R
	土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域			
	土砂等の移動(崩壊)高さが1m以下の場合、土石等の堆積土の高さが100cmを超えない区域		告示番号	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域		告示年月日	
	それ以外の区域		所在地	奈良県北葛城郡上牧町下牧、香芝市上中



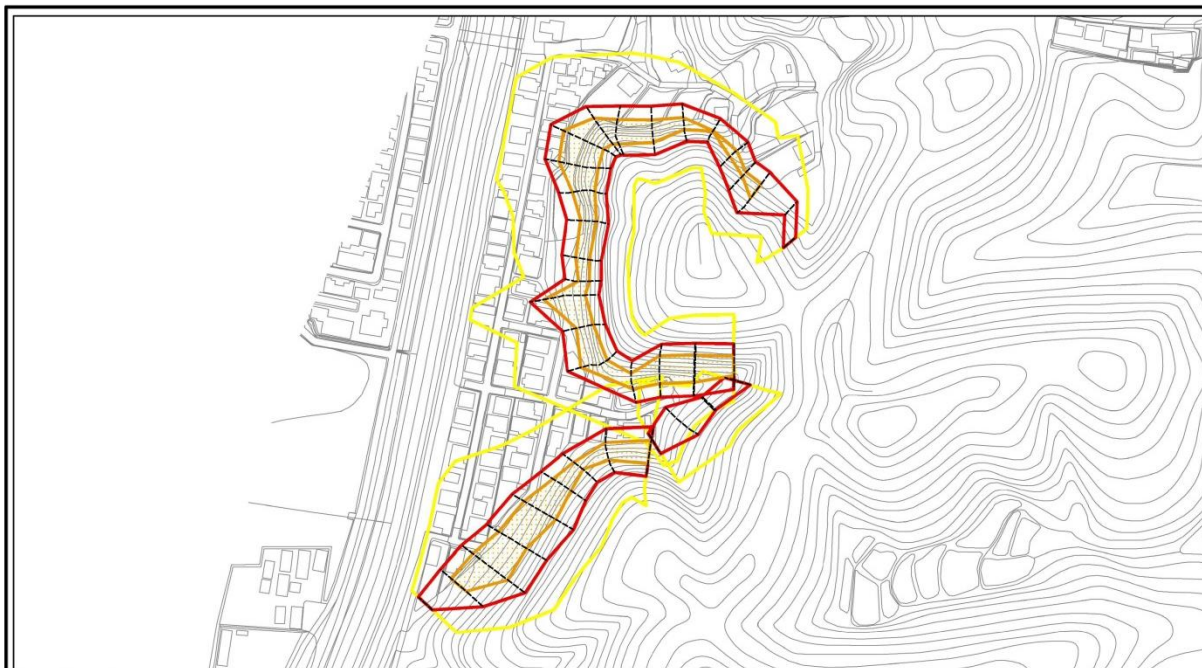
(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	区域番号	上牧-下牧-002-急-Y・R
	区域名称	上牧町下牧(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	所在地	北葛城郡上牧町下牧6丁目、下牧5丁目、下牧4丁目

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1445号)



様式-2(急)(参考) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 告示番号 告示年月日	区域番号	上牧-下牧-002-急-Y・R
	土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域			区域名称	上牧町下牧(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域
	土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			所在地	北葛城郡上牧町下牧6丁目、下牧5丁目、下牧4丁目
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域				
	それ以外の区域		縮尺 1:2,500		



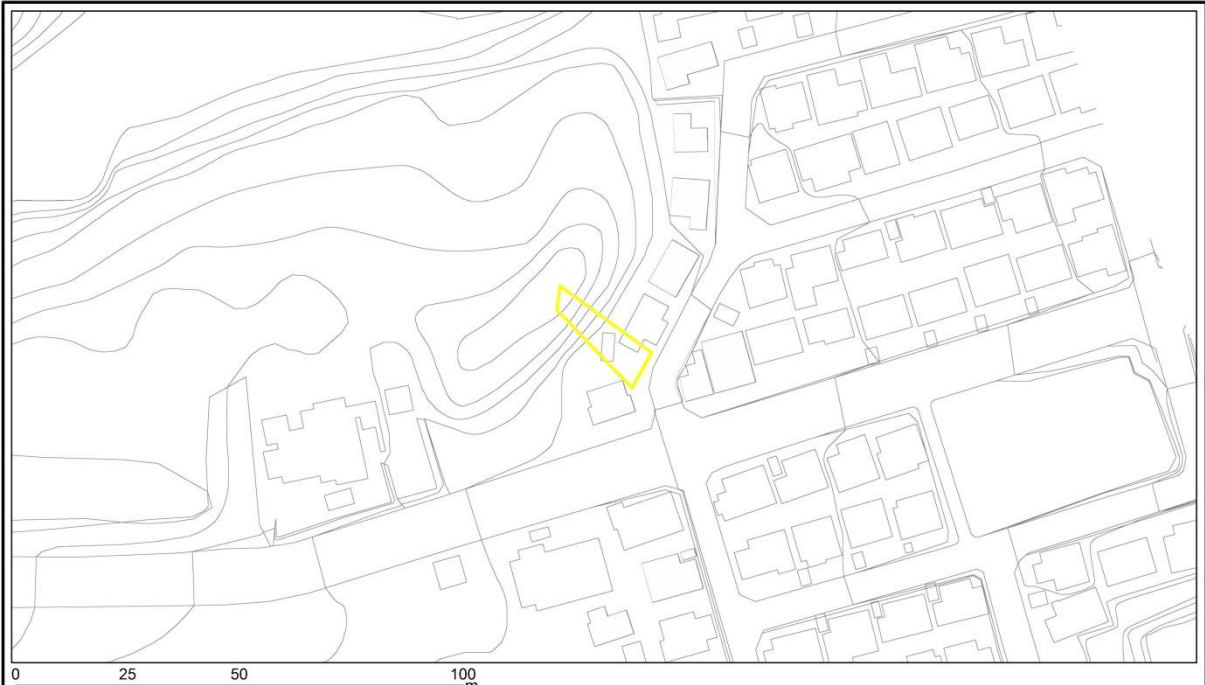
(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	区域番号	上牧-友が丘-001-急-Y
	区域名称	上牧町友が丘(001)急傾斜地崩壊警戒区域
	所在地	北葛城郡上牧町友が丘2丁目

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第383号)



様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 告示番号 告示年月日	区域番号 上牧-友が丘-001-急-Y 区域名称 上牧町友が丘(001)急傾斜地崩壊警戒区域 所在地 北葛城郡上牧町友が丘2丁目

7 危険物施設数一覧

製造所等の別		施設数
製 造 所		1
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	1
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	—
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	2
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	3
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	—
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	4
	屋 外 貯 蔵 所	—
	小 計	11
取 扱 所	給 油 取 扱 所	3
	第 一 種 販 売 取 扱 所	—
	第 二 種 販 売 取 扱 所	—
	移 送 取 扱 所	—
	一 般 取 扱 所	5
	小 計	8
合 計		22
ミニローリー		5
総 計		27

※内1施設休止中

8 液化石油ガス特定供給設備

名称	所在地	貯蔵能力	供給件数	備考
町営第2住宅	上牧 3719-1	2,000kg	60軒	(株)大武
日本弘信産業上牧団地	下牧 3542-12	1,400kg	60軒	(株)大武
滝川団地	服部 3111-14	1,500kg	43軒	桜井液化ガス(株)
上牧団地	下牧 944-4	2,900kg	50軒	桜井液化ガス(株)

9 液化石油ガス販売事業所

名称	所在地	責任者	電話番号
芳倉商店	片岡台 1-10-2	芳倉 保任	0745-73-4418
西大和ガス・スギタ	上牧 3746-2	杉田 善紀	0745-77-4106

[VII 医療・福祉施設等]

I 町内の病院一覧

	医療施設	所在地	電話番号 ファックス番号	診療科目
1	(医) 優啓会 かがや内科クリニック	米山台 2-2-10	TEL : 77-8070 FAX : 78-6355	内科、小児科
2	安達内科医院	桜ヶ丘 2-13-21	TEL : 32-0703 FAX : 72-3999	内科、小児科、呼吸器内科、 消化器内科、放射線科
3	天津医院	桜ヶ丘 3-30-12	TEL : 73-6321 FAX : 73-6321	内科
4	きじ内科クリニック	片岡台 2-13-15	TEL : 33-7031 FAX : 33-7032	内科、循環器内科
5	(医) 友紘会 奈良友紘会病院	服部台 5-2-1	TEL : 78-3588 FAX : 76-8156	内科、小児科、外科、整形外 科、脳神経外科、眼科、耳鼻 咽喉科、泌尿器科、歯科、口 腔外科
6	(医) 郁慈会 服部記念病院	上牧 4244	TEL : 77-1333 FAX : 77-1340	内科、整形外科、眼科、歯 科・口腔外科、外科、精神 科、婦人科、循環器・高血圧 内科
7	井阪整形外科	片岡台 2-13-12	TEL : 31-0130 FAX : 31-0130	整形外科、リハビリテーショ ン科、リウマチ科
8	(医) 幸風会 くずもと ファミリークリニック	葛城台 3-12-22	TEL : 51-3355 FAX : 51-3356	消化器内科、内科、呼吸器内 科
9	ゆりクリニック	上牧 3336-5	TEL : 78-0205 FAX : 43-6832	内科
10	(医) よしむら耳鼻咽喉 科	上牧 2174-2	TEL : 43-8733 FAX : 43-8734	耳鼻咽喉科、アレルギー科
11	にしやまと糖尿病内科ク リニック	上牧 3000-36	TEL : 71-2480 FAX : 71-2481	糖尿病内科、内科
12	ならやまと整形外科スポ ーツクリニック	上牧 3413-1	TEL : 43-9292 FAX : 43-9293	整形外科、リハビリテーショ ン科、リウマチ科、禁煙外 来、骨粗しょう症、スポーツ 関連疾患
13	(医) 友紘会 西大和リ ハビリテーション病院	ささゆり台 3-2-2	TEL : 71-6688 FAX : 71-1111	内科、神経内科、リハビリテ ーション科
14	西大和眼科クリニック	上牧 2174-2	TEL : 78-0280	眼科

2 社会福祉施設一覧

(1) 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）・老人短期入所事業（ショートステイ）

	名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
1	郁慈苑	100	(福)郁慈会	上牧 4244	0745-76-7888
2	郁徳苑	154	(福)郁慈会	上牧 4244	0745-76-7888
3	郁愛苑	50	(福)郁慈会	上牧 4244	0745-76-7888
4	郁楽苑	150	(福)郁慈会	上牧 4244	0745-76-7888

(2) 介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）

	名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
1	フローレンス薬師山	30	(福)郁慈会	上牧 4244	0745-76-7888
2	愛の故郷	50	(福)郁慈会	上牧 4244	0745-76-7888

(3) 有料老人ホーム

	名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
1	友楽の杜 西大和	72	小野原ハイム(株)	ささゆり台 3-2-1	0745-71-7878
2	友楽の杜 ささゆり	80	小野原ハイム(株)	ささゆり台 3-2-3	0745-71-8788
3	介護付有料老人ホームあんしん館	34	(株)三恵健康倶楽部	中筋出作 56-1	0745-71-3090
4	介護付有料老人ホームなごみ館	48	(株)三恵健康倶楽部	中筋出作 60-1	0745-71-1753
5	介護やオンリーワン	36	(株)介護やオンリーワン	下牧 1-974	0745-34-0011
6	フィオレシニアレジデンス上牧	54	(株)フルライフケア	片岡台 2-6-12	0745-34-2055
7	ライズホーム	5	(有)シブタニ	米山台 1-2-5-1	0745-71-3267

(4) 介護老人保健施設

	名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
1	ユートピア・ゆり	62	(福)郁慈会	上牧 4244	0745-76-7888
2	こころ上牧	80	(福)長和福祉会	上牧 2768-2	0745-71-5780
3	グランディまきば	80	(福)在友会	上牧 899-7	0745-76-3450

(5) 通所介護施設（老人デイサービスセンター・老人デイサービスセンター事業）

	名称	設置主体	所在地	電話番号
1	杏デイサービスセンター	(有)やまびこ	下牧 1-2-25	0745-32-6825
2	介護のみき西大和デイサービスセンター	(有)介護のみき大和高田店	桜ヶ丘 3-35-11	0745-31-0858
3	デイサービスセンター絆	(株)Serise	桜ヶ丘 3-35-1	0745-44-8452
4	デイサービスセンター六花	(株)六花	上牧 537-10	0745-43-6987

	名称	設置主体	所在地	電話番号
5	グループホーム六花	(株)六花	上牧 537-2	0745-43-6987
6	リハビリデイサービス春の風	(株)サクセスフル・エイジング	上牧 1413-1	0745-71-3123
7	リハビリデイサービス春の樹	(株)サクセスフル・エイジング	上牧 3388-2	0745-44-9531
8	ライズ	(有)シブタニ	米山台 1-2-5-1	0745-71-3267

(6) 老人介護支援センター

	名称	設置主体	所在地	電話番号
1	郁慈会	(福)郁慈会	上牧 4244	0745-76-7888

(7) 保健福祉センター

	名称	所在地	電話番号
1	上牧町保健福祉センター	上牧 3245-1	0745-43-5031

(8) 老人憩の家

	名称	所在地
1	片岡台老人憩の家	片岡台 3-1
2	五軒屋老人憩の家	上牧 1546-5
3	米山老人憩の家	米山台 1-1-1
4	友ヶ丘老人憩の家	友ヶ丘 1-10-14
5	服部老人憩の家	服部台 1-3-41
6	桜ヶ丘老人憩の家	桜ヶ丘 3-34-3
7	梅ヶ丘老人憩の家	下牧 7-22-22
8	新町老人憩の家	上牧 2622-1

(9) 通所リハビリテーション

	名称	設置主体	所在地	電話番号
1	ユートピア・ゆり	(福)郁慈会	上牧 4244	0745-76-7888
2	こころ上牧	(福)長和福社会	上牧 2768-2	0745-71-5780
3	グランディまきば	(福)在友会	上牧 899-7	0745-76-3450
4	西大和リハビリテーション病院	(医)友紘会	ささゆり台 3-2-2	0745-71-6688

(10) グループホーム

	名称	設置主体	所在地	電話番号
1	グループホーム六花	(株)六花	上牧 537-2	0745-43-6987
2	かりゆしの郷	(有)やまびこ	下牧 1-980-6	0745-32-6825

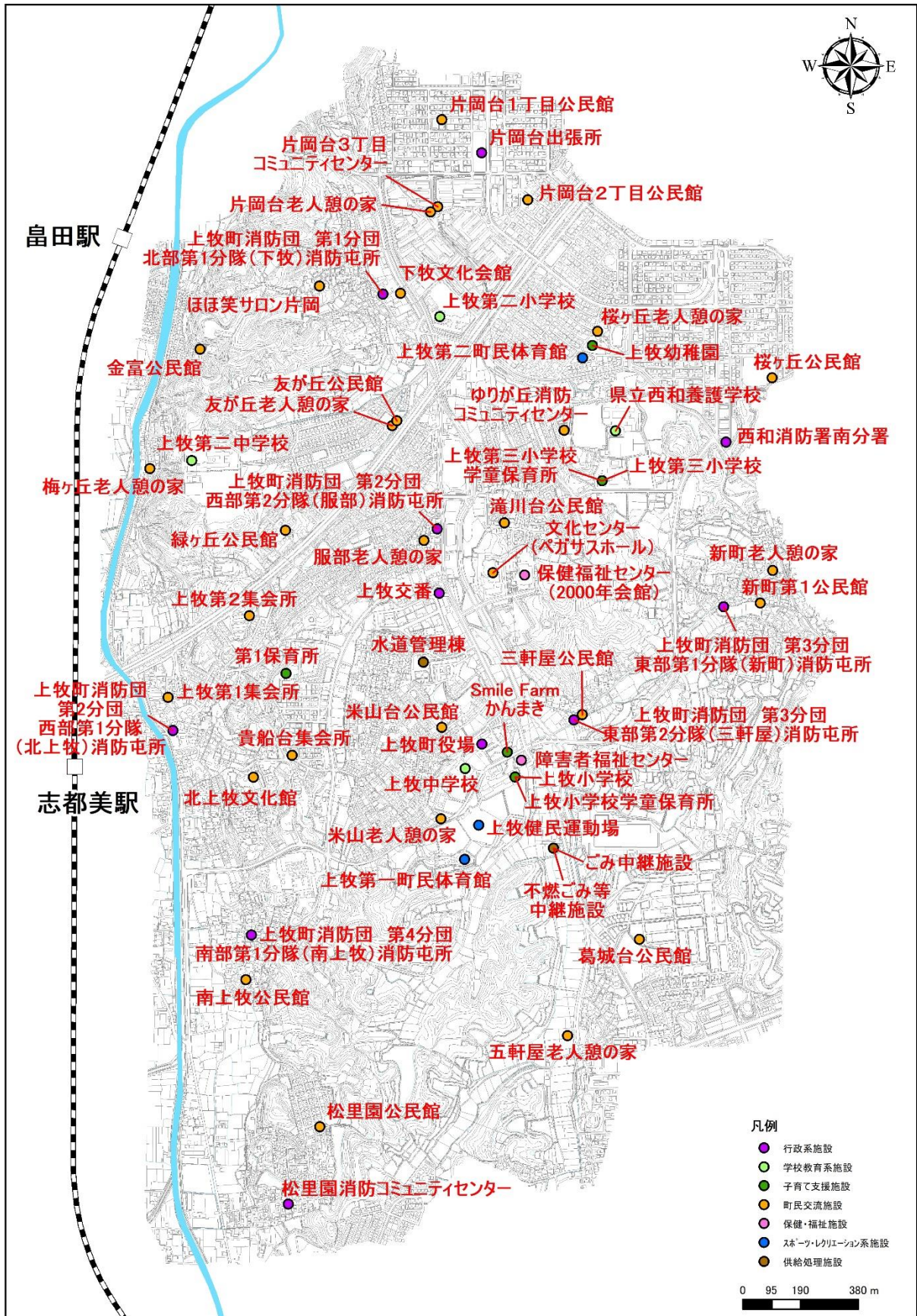
3 公共施設位置図

(1) 公共施設等一覧

施設類型	施設名	建設所在地
行政系施設	上牧町役場	大字上牧 3350
	片岡台出張所	片岡台 1 丁目 6-101
	上牧町消防団 第 1 分団 北部第 1 分隊 (下牧) 消防屯所	下牧 2 丁目 9-62
	上牧町消防団 第 1 分団 北部第 2 分隊 (片岡台) 消防屯所	片岡台 3 丁目 1-60
	上牧町消防団 第 2 分団 西部第 1 分隊 (北上牧) 消防屯所	大字上牧 4714-2
	上牧町消防団 第 2 分団 西部第 2 分隊 (服部) 消防屯所	服部台 1 丁目 3491-1
	上牧町消防団 第 3 分団 東部第 1 分隊 (新町) 消防屯所	大字上牧 2561-1
	上牧町消防団 第 3 分団 東部第 2 分隊 (三軒屋) 消防屯所	大字上牧 3209-1
	上牧町消防団 第 4 分団 南部第 1 分隊 (南上牧) 消防屯所	大字上牧 376-5
	松里園消防コミュニティセンター	松里園 3 丁目 11-4
	西和消防署南分署	桜ヶ丘 2-20-1
	上牧交番	服部台 1-1-28
学校教育系施設	上牧小学校	大字上牧 1866
	上牧第二小学校	片岡台 3 丁目 2
	上牧第三小学校	大字上牧 3100
	上牧中学校	大字上牧 3349
	上牧第二中学校	大字下牧 35
	奈良県立西和養護学校	下牧 1010
子育て支援施設	上牧幼稚園	桜ヶ丘 3 丁目 34
	第 1 保育所	大字上牧 4517
	上牧小学校学童保育所	上牧 1876-1
	上牧第三小学校学童教室	上牧 3100
	Smile Farm かんまき	大字上牧 3347
町民交流施設	緑ヶ丘公民館	緑ヶ丘 1 丁目 8-7
	友が丘公民館	友が丘 1 丁目 10-15
	北上牧文化館	大字上牧 3892
	片岡台 2 丁目公民館	片岡台 2 丁目 10
	片岡台 1 丁目公民館	片岡台 1 丁目 5
	南上牧公民館	大字上牧 1-1
	文化センター (ペガサスホール)	大字上牧 3241
	上牧第 1 集会所	大字上牧 3764
	上牧第 2 集会所	大字上牧 3719-16
	下牧文化会館	下牧 2 丁目 9-22
	松里園公民館	松里園 1 丁目 11-11
	金富公民館	下牧 6 丁目 1-39
	貴船台集会所	大字上牧 4118-14

施設類型	施設名	建設所在地
	葛城台公民館	葛城台 3 丁目 1-2
	米山台公民館	米山台 5 丁目 6-1
	桜ヶ丘公民館	桜ヶ丘 2 丁目 15
	滝川台公民館	滝川台 1 丁目 10-12
	米山老人憩の家	米山台 1 丁目 1-1
	梅ヶ丘老人憩の家	下牧 7-22-22
	友が丘老人憩の家	友が丘 1 丁目 10-14
	桜ヶ丘老人憩の家	桜ヶ丘 3 丁目 34-3
	五軒屋老人憩の家	大字上牧 1546-5
	片岡台老人憩の家	片岡台 3 丁目 1-59
	服部老人憩の家	服部台 1 丁目 3-41
	新町老人憩の家	大字上牧 2622-1
	片岡台 3 丁目コミュニティセンター	片岡台 3 丁目 1-62
	ゆりが丘消防コミュニティセンター	ゆりが丘 1 丁目 7-20
	ほほ笑みサロン片岡	下牧 2 丁目 468-1
	三軒屋公民館	上牧 3025-2
	新町第 1 公民館	上牧 2546
保健・福祉施設	保健福祉センター（2000 年会館）	大字上牧 3245-1
	障害者福祉センター	大字上牧 1875-3
スポーツ・レクリエーション系施設	上牧第一町民体育館	大字上牧 1750
	上牧第二町民体育館	桜ヶ丘 3 丁目 12
	上牧健民運動場	上牧 1785-4
供給処理施設	水道管理棟	米山台 6 丁目 7-1
	可燃ごみ中継施設	大字上牧 1718-1
	不燃ごみ等中継施設	大字上牧 1719-1

(2) 公共施設位置図



4 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

番号	名称	種類	所在地	電話番号	連絡担当	洪水災害	土砂災害
1	介護付有料老人ホームあんしん館	有料老人ホーム	中筋出作 56-1	71-3090	医療救護班 (福祉課)	×	○
2	介護付有料老人ホームなごみ館	有料老人ホーム	中筋出作 60-1	71-1753	医療救護班 (福祉課)	×	○
3	慈光保育園	学校・幼稚園・保育所等	中筋出作 38	43-5677	医療救護班 (こども未来課)	×	○

[VIII 基準等]

I 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の基準

(令和4年 内閣府政策統括官(防災担当))

(1) 避難所等の設置

① 避難所

区分	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり 330円以内	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

② 福祉避難所

	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり 330円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

(2) 応急仮設住宅の供与

① 建設型応急住宅

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 6,285,000円以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内	
救助期間	完成の日から最長2年(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

②賃貸型応急住宅

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	地域の実情に応じた額	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長2年(建設型仮設住宅と同様)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

(3) 炊き出しその他による食品の給与

区分	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり1,180円以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上げ費、消耗器材費、雑費	

(4) 飲料水の供給

区分	一般基準	備考
対象者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上げ費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期(夏・冬)、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料 ⑤防寒・熱中症対策	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレトペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等 ⑤電気ストーブ、扇風機等(エアコンは対象外)

<別記>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

①住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
冬季	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

②住家の半壊、半焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,100円	8,300円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

※ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

(6) 医療及び助産

①医療

区分	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所(注)において医療(施術)を行うことができる。	(注)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

②助産

区分	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

(7) 被災者の救出

区分	一般基準	備考
対象者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から3日(72時間)以内	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」

	(死体の捜索の場合は10日以内)	に移行
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

(8) 住宅の応急修理

① 「大規模半壊・中規模半壊・半壊」

区分	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり655,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)	

② 「準半壊」

区分	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷をうけたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害(=損害割合)が10%以上20%未満のものを指す
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり318,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)	

(9) 学用品の給与

区分	一般基準
対象者	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は、対象外)
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童 4,700円以内 中学校生徒 5,000円以内 高等学校等生徒 5,500円以内
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内

- 対象経費
- ①教科書及学校にて有効適切なもの及び正規の教として使用しているワークブック、辞書、図鑑等
 - ②文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
 - ③通学用品 傘、靴、長靴等
 - ④その他の運動靴、体育着、カステネ用品 ット、ハーモニカ、笛、ピアノ、工作用具、裁縫用具等

(10) 埋葬

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上）：213,800円以内 小人（12歳未満）：170,900円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

(11) 死体の捜索・処理

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,500円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合： 1体当たり5,400円以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救助班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上げ費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から10日以内	

(12) 障害物の除去

区分	一般基準	備考
対象者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり 138,300円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 震度階級解説表

○人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3 報告の基準

火災・災害等即報要領に基づき、下記に該当する基準にしたがい、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び担当課へ報告する。

出典：火災・災害等即報要領（令和元年6月6日改正）より抜粋

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等についてを報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 特定違反対象物の火災
- 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- 7) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

ウ) 交通機関の火災

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災
- 3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- 4) トンネル内車両火災
- 5) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キログラム以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- 6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- 8) 上記1)から7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 国民保護法第17条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接的に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4) 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- 1) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- 1) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1)第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4)市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2)バスの転落等による救急・救助事故

3)ハイジャックによる救急・救助事故

4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5)その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

(1)地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2)第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち死者又は行方不明者が生じたもの

4 被害認定基準

被害項目		報 告 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負 傷 者 重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。 なお、重傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主家のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。
	全 壊 (全 焼) (全 流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達したものとする。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	中規模半壊	住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満の世帯について、「中規模半壊世帯」として取り扱う。
	半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分がその住家の延面積の10%以上20%未満のもの、または損害割合（経済的被害）が10%以上20%未満のものを「準半壊」として取り扱う。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	

被害項目		報 告 基 準	
非住家の被害		<p>「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目は属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。</p> <p>ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分を住家とする。なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。</p> <p>「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p>	
そ の 他 の 被 害	田畑 の 被害	流失埋没	耕地が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったもの。
		冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道 路		<p>「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。</p> <p>「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった被害をいう。</p>
	橋 梁		<p>「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>「橋梁決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</p>
	河 川		<p>「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>
	砂 防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする

被害項目		報 告 基 準
そ の 他 の 被 害	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹 災 者	罹災世帯	「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震の場合のみ報告する。

被害項目		報 告 基 準
被 害 額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他 の 被 害 額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

出典：平成13年6月18日府政防第518号 内閣府政策統括官通知、災害報告取扱要領

5 水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内容及び時期
第1段階	待 機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準 備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位(通報水位)を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位(警戒水位)を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知
適 宜	水 位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(但し、待機、準備の2段階は省略することができる。)

[IX 応急対策関係]

I 緊急通行車両等の申請様式

(1) 緊急通行車両等確認申出書

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等確認申出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申出者住所 (電話) 氏 名 ⑩	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 電話 () -
	氏名
出発地	
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。	

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(2) 規制除外車両等確認申出書

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両確認申出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申出者住所 (電話) 氏 名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用 者	住所 電話 () - 氏名
出 発 地	
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。	

- 備考1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書

第 号		
年 月 日		
緊急通行車両確認証明書		
奈良県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所	
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		


備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

(4) 規制除外車両確認証明書

第 号	
年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書	
奈良県公安委員会 印	
番号標に表示されて いる番号	
車両の用途	
使用者	住所
	氏名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出発地
	目的地
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

(5) 緊急通行車両等事前届出書

災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 奈良県公安委員会 殿		災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 奈良県公安委員会 		第 号 年 月 日
届出者住所 (電話) 氏名		年 月 日 ④		
番号標に表示されている番号				(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
使用者	住 所	() 局 番	氏 名	
出 発 地				
(注) この事前届出書は正副 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあつては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。				

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(6) 規制除外車両事前届出書

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 奈良県公安委員会 印		年 月 日
番号標に表示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				
使用者	() 局 番			
住所 氏名				
出 発 地				
(注) この事前届出書は正面2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。				

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

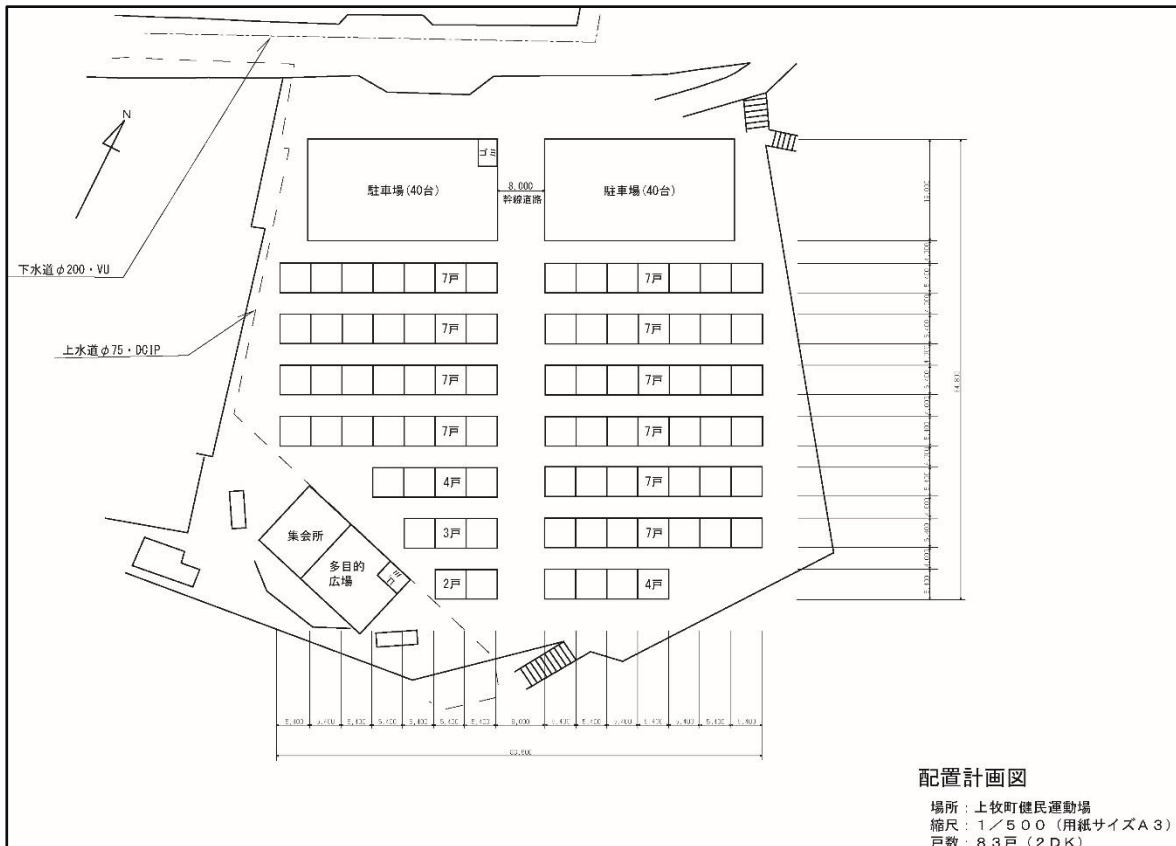
2 緊急通行車両を示す標章



- 備考 1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光り反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 応急仮設住宅建設予定地

候補地の名称	所在地	土地所有者	有効面積 (㎡)	仮設住宅建設 可能戸数	備考
上牧健民 運動場	上牧町大字上牧 1875 番地 4 外	上牧町	6,100	83 戸	



4 強制命令等の種類と執行者等

(1) 強制命令等の種類と執行者

従事命令及び協力命令等は、次表に掲げるところにより執行される。

対象作業	種類	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事、 委任を受けたとき町長
	協力命令	災害対策基本法第71条第2項	
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条第1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
救急業務	協力要求	消防法第35条の10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長 消防機関の長

(2) 命令等対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1. 医師、歯科医師、薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師 3. 土木技術者、建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木、建築業者及びこれ等の従業者 6. 自動車運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長、警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防職員、消防団長の従事命令 (消防作業)	火災及び火災を除く災害の現場付近にある者
消防法による救急隊員の協力要求 (救急業務)	救急事故の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

5 電気通信設備の回線復旧順位

■ 回線復旧順位

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ◎気象機関 ◎水防機関 ◎消防機関 ◎災害救助機関 ◎警察機関 ◎防衛機関 ◎輸送確保に直接関係ある機関 ◎通信確保に直接関係ある機関 ◎電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ◎ガス供給の確保に直接関係ある機関 ◎水道供給の確保に直接関係ある機関 ◎選挙管理機関 ◎新聞社、放送事業者又は通信社の機関 ◎預貯金業務を行う金融機関 ◎国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一及び第二順位に該当しないもの

6 罹災証明書

(1) 罹災証明書

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

上牧町長

Ⓢ

(2) 罹災証明書（記載例）

（整理番号）

罹災証明書

世帯主住所	奈良県上牧町〇〇 / 丁目 / 番 / 号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇豪雨による
------	-------------------

被災住家※の所在地	奈良県上牧町〇〇 / 丁目 / 番 / 号
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	土地の一部流出、車 / 台浸水
---------	-----------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

上牧町長

印

7 警備措置内容

災害種別 体制区分	水害・土砂災害	地震
甲号体制	暴風、大雨、洪水等により、県内で大規模な被害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合にとる体制	県内で震度5強以上の地震が発生した場合にとる体制
乙号体制	県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制	県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生し、相当な被害が発生した場合にとる体制
丙号体制	県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、災害発生のおそれはあるが、発生までには相当の時間的余裕があると認められる場合にとる体制	県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生した場合にとる体制
支援体制	暴風、大雨、洪水等により、他の都道府県で大規模な被害が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制	他の都道府県で大震災が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制

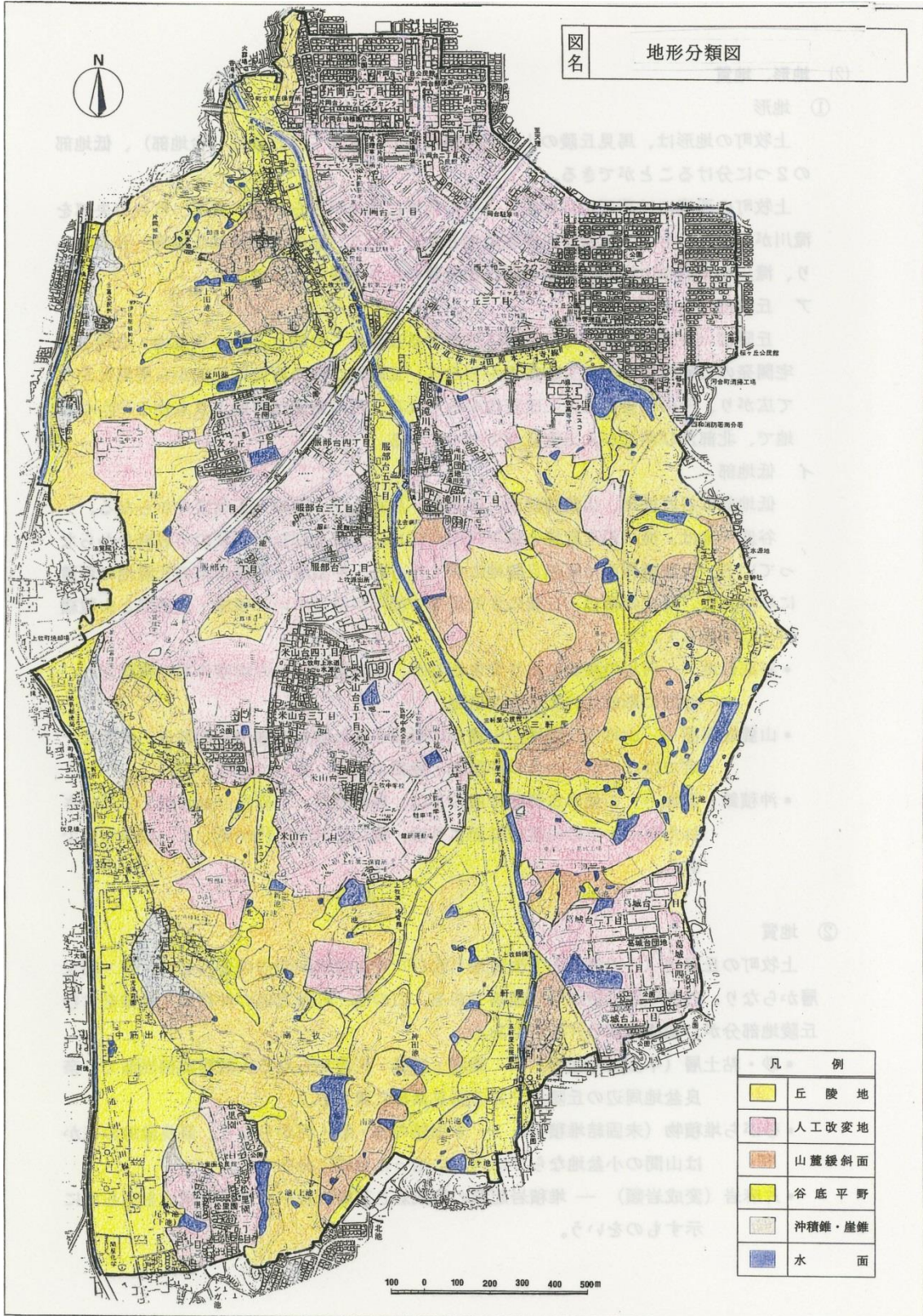
8 災害復旧事業財政援助

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条第1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上第3条第1項
既設公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上第3条第1項
農林水産施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	同上第5条、第6条第1項
都市施設災害復旧事業 (街路、公園等)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	同上第3条第1項
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	同上第3条第1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第52条	同上第3条第1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上第3条第1項
身体障害者更生援護施設 災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、37条の2	同上第3条第1項
知的障害者更生援護施設 災害復旧事業	知的障害者福祉法第25条、26条	同上第3条第1項
感染症予防施設 災害復旧事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第61条、62条	同上第3条第1項、第19条
感染症予防事業	同上	同上第3条第1項、第19条
堆積土砂排除事業	予算補助	同上第3条第1項、第9条
湛水排除事業	—	同上第3条第1項、第10条
天災による被害農林漁業者等 に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	同上第8条第1項
中小企業信用保険法による 災害関係保証	中小企業信用保険法第3条	同上第12条
小規模企業者等設備導入資金 助成法による貸付金	小規模企業者等設備導入資金助成法第3条	同上第13条
事業協同組合等施設 災害復旧事業	—	同上第14条
中小企業者に対する資金の融通 に関する特例	—	同上第15条

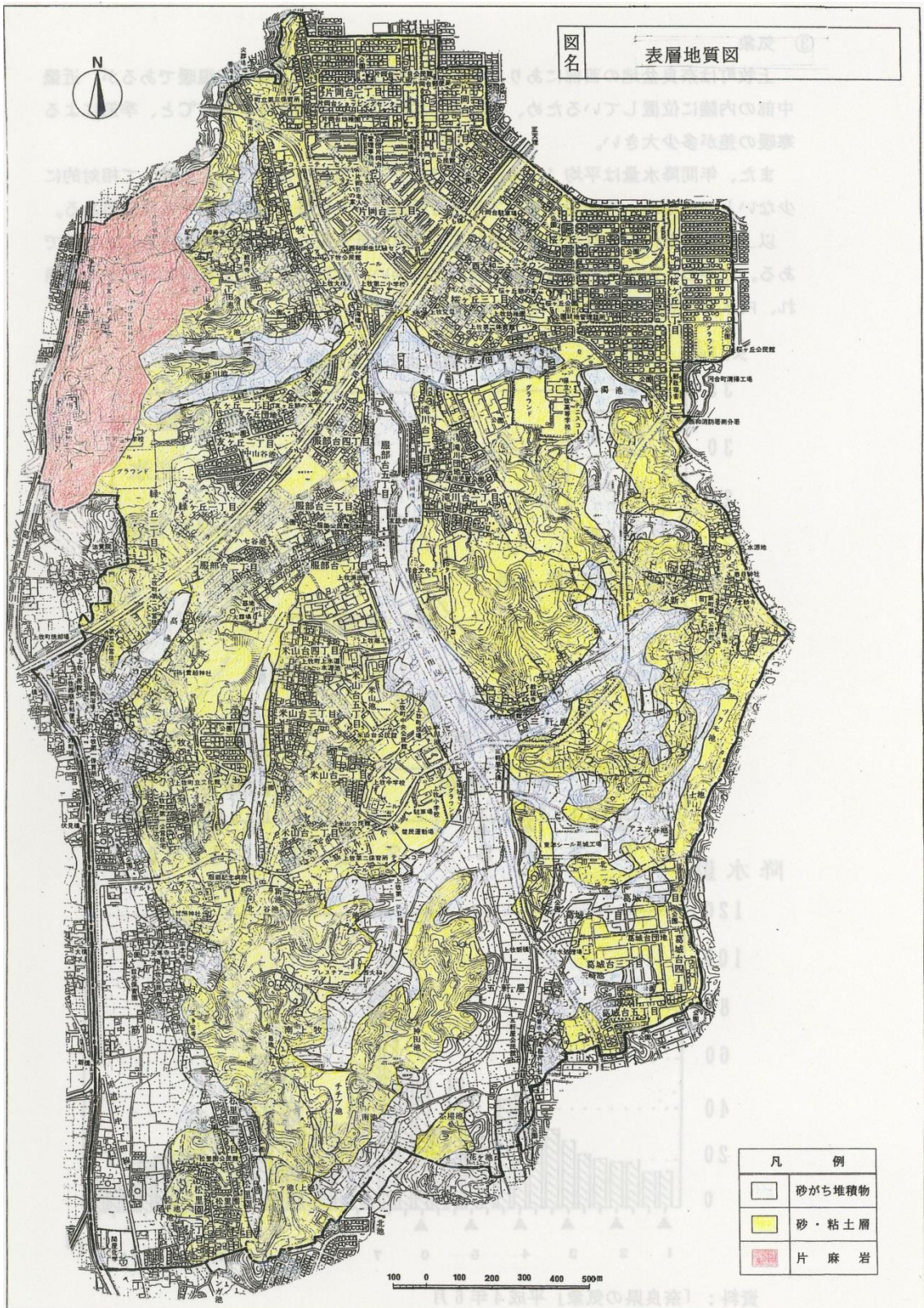
事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公立社会教育施設 災害復旧事業	—	同上第16条
水防資材費の補助の特例	水防法第44条	同上第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8第1項	同上第22条
産業労働者住宅 建設資金の融通	—	同上第23条
上水道・簡易水道 災害復旧事業	予算補助	予算補助
公共下水道・流域下水道 災害復旧事業	下水道法第34条	同上
都市下水路災害復旧事業	同上	同上
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	同上
ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上
災害弔慰金の支給及び 災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	
災害特例債		小災害特例債、歳入欠かん債、災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

[X その他]

I 上牧町の地形分類図



2 上牧町の表層地質図



3 災害履歴

(1) 台風

年 月 日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
1930. 7. 31	水害	大和川流域	八丈島方面から伊勢湾に進み三重県を北進した台風	河川氾濫、堤防決壊、死者5名、全・半壊家屋102、農作物の被害甚大
1934. 9. 21 (室戸台風)	風水害	県全域	沖縄方面から四国室戸岬、大阪、京都、滋賀から日本海西岸を北進した最大級の台風室戸台風	死傷者90、全壊家屋670、半壊家屋1,285、その他土木・農作物・林業関係等の被害甚大
1949. 7. 29 (ヘスター台風)	水害	北東山間部	熊野灘から若狭湾に向け北西進した台風 ヘスター台風	死者1、浸水家屋471
1950. 9. 3 (ジェーン台風)	風水害	県全域	四国室戸岬東方から淡路島を経て神戸西方に上陸し、若狭湾へ抜けた台風 ジェーン台風	死者1、全半壊家屋2,442、水田流失119.5ha、道路損壊844、橋梁流失173、堤防決壊197、通信関係(電柱)484
1952. 6. 23 (ダイナ台風)	水害	県全域	四国清水室戸をかすめ紀伊半島南端に上陸し、本州南岸沿いを東北東進した台風 ダイナ台風	浸水家屋105、半壊家屋1、堤防決壊273、道路損壊598、橋梁流失40、冠水田707.8ha、流水田213、流失畑106ha
1953. 9. 25 (13号台風)	水害	県全域	室戸岬南方沖から潮岬の南端をかすめ熊野灘を北東進した13号台風	死者行方不明12、全半壊家屋670、流失家屋103、浸水家屋10,801、田畑流失埋没922ha、道路損壊1,669ヶ所、橋梁流失430
1956. 9. 27 (15号台風)	水害	北部平坦地域	潮岬の南沖から御前崎付近を経て東京から鹿児島へ去った15号台風	死者2、負傷2、行方不明2、全半壊家屋11、浸水家屋4,201、田畑流失18ha、道路損壊59、橋梁流失38
1958. 8. 25 (17号台風)	水害	県全域	和歌山県白浜、御坊間に上陸、奈良市付近を北上した台風 17号台風 県東部地域と南部山間地域に雨多し	死者・行方不明8、浸水家屋566、全半壊家屋49、道路損壊118、橋梁流失29、田畑流失埋没10
1959. 9. 26 (伊勢湾台風)	水害	県東部・南部	潮岬付近に上陸し奈良県内を北東進した台風 近年最大の災害となる15号台風 伊勢湾台風	死者行方不明116、負傷者512、全半壊家屋10,225、田畑流失埋没545ha、道路損壊863、橋梁流失381、被害額183億円余
1961. 9. 16 (第2室戸台風)	風水害	県全域	室戸付近より上陸し阪神間を北上した台風 18号台風(第2室戸台風)平坦部風害甚大	死者6、負傷者186、全半壊家屋2,662、浸水家屋102、田畑流失埋没456ha、道路損壊128、橋梁流失34、通信施設178回線、被害額89億円
1962. 7. 27 (台風7号)	風水害	北部・南部	潮岬と白浜間より上陸し和歌山奈良県境を北上した7号台風	負傷者1、全壊家屋2、浸水家屋50、一部損壊家屋10、道路損壊36、通信施設71回線
1965. 9. 17	水害	北部・中部	紀伊半島をかすめ中部地方に上陸した24号台風	死者2、全半壊24、浸水家屋4,229、道路損壊109、通信施設3,674回線
1970. 7. 5 ~ 6 (台風2号)	風水害	県全域	四国沖を北東進し紀伊半島に上陸後北から北西に進路を転じ、和歌山県から大阪湾に出て北上した台風	死者1、全半壊3、道路損壊6、通信施設33回線
1971. 9. 26 (台風29号)	水害	県全域	紀伊半島に上陸後南岸沿いに北東進した台風29号	死者4、行方不明7、全半壊14、浸水家屋1,378、耕地被害191ha、道路損壊94、崖崩れ174、通信施設9回線
1972. 9. 16 (台風20号)	風水害	県全域	紀伊半島に上陸後、北北東に進み奈良県東部県境沿いに通過した台風20号	負傷者17、全半壊家屋115、浸水家屋342、田畑冠水埋没2,362ha、堤防決壊189、道路損壊807、山(崖)崩れ722、被害額は約45億円

年 月 日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
1976. 9. 8 ～ 14 (台風17号及び前線)	水害	県全域	台風17号が九州西海上で迷走し、西日本に停滞した前線の影響も加わって大雨が続いた。 総雨量は、前鬼1,462、日ノ出岳1,145mm	家屋の半壊2、一部損壊30、浸水2,115、非住家、田畑流失埋没15ha、学校12カ所、道路889カ所、橋梁10カ所、河川567カ所、砂防6カ所、被害額は約50億円
1981. 7. 29 ～8. 1	水害	県南部	台風10号が本州南海上を西北西に進み、このため本県南東山岳部に大雨	農林水産業施設2,231千円、公共土木施設7,042千円
1982. 7. 31 ～8. 3	水害	県全域	台風10号が本県東側を真北に進み、続いて台風9号崩れの低気圧が四国沖から南岸沿いに東北東進した。 日ノ出岳943mm、五条で194mm、奈良160mm	死者14、行方不明2、全壊144、半壊277、床上浸水3,413、床下浸水8,985、公共土木施設被害7821カ所、被害額約423億円、農林水産業関係被害約275億円等、被害総額約865億円
1990. 9. 19 (台風19号)	風水害	県全域	台風19号が和歌山県白浜町の南に上陸し、県南東部で大雨	行方不明1、全壊2、半壊9、一部損壊92、床上浸水65、床下浸水201、被害総額約110億円
1998. 9. 22 (台風7号)	風害	県全域	台風7号が和歌山県御坊市付近に上陸し、琵琶湖の南側を通り富山湾へ進んだ。台風の最盛期に暴風域を伴って上陸したため、県内も暴風となった。	死者2、負傷者87、家屋全壊52、家屋半壊603、床上浸水1、床下浸水36、道路損壊68、橋梁流失3、山・崖崩れ77、通信施設被害7,315回線
1999. 9. 21 (雷、台風第18号、停滞前線)	洪水害 浸水害 落雷害 強雨害	県北部	21日は、宮古島付近を北東進する台風第18号の影響で、南海上から暖かく湿った空気が流入し、西日本付近に停滞する秋雨前線の活動が活発化した。特に、昼過ぎから夕方にかけては、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となり、奈良地方気象台では1時間降水量の最大75mmを観測した。これは、観測開始(1953年5月)以来の、最大値更新となった。	県北部で、河川損壊1ヶ所・床上浸水139戸・床下浸水210戸・車両水没30台等の被害があった。
2001. 8. 20 ～8. 22 (台風第11号)	強風害 浸水害 山・がけ崩れ害	県全域	平成13年8月14日21時、フィリピンの東海上で発生した熱帯低気圧が北東へ進み、マリアナ諸島の北の海上で台風11号となった。台風は、発達しながら日本の南海上を北西に進み、21日3時には四国の南海上から北東へ向きを変え、勢力を弱めながら、同日19時過ぎに和歌山県南部の串本町付近に上陸した。また、台風は上陸後、比較的遅い速度で東北東へ進み、22日2時頃に三重県中部から海上に出た後、日本の南岸沿いを進み、23日9時に北海道で温帯低気圧となった。	8月22日16時現在の集計では奈良県全域で、軽傷2名、住家一部損壊6棟、床下浸水1棟、堤防破損1ヶ所、山がけ崩れ2ヶ所、道路損壊11ヶ所、道路通行止め36ヶ所、停電12,730戸等の被害があった。また、22日12時現在の集計では、農作物被害8,413万円、農地・農業用施設被害8,540万円、畜産関係被害1,000万円等となった。
2003. 8. 7 ～8. 9 (台風第10号)	強風害 浸水害 山がけ崩れ害 強雨害		台風10号は強い勢力を保ちながら、8日朝には九州の東海上を北東進して、同日21時30分頃、高知県室戸市に上陸した。その後、北北東進して9日3時には西宮市に再上陸した。その後、加速しながら近畿地方を北東に進み、同日12時には金沢市付近を通過し、東北地方を経て、10日6	奈良県では、この台風による強風や大雨により、県下で住家の一部破損3棟、床下浸水1棟、非住家の被害3棟、がけ崩れ4ヶ所、道路の損壊9ヶ所などの被害が発生した。また、農業関係の被害状況は、強風のためビニールハウスが崩壊して、ハウレンソウが20.5haで4,812万円の大きな

年 月 日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			時に北海道の千島近海で温帯低気圧となった。この台風の影響で、奈良県では8日午後から9日の朝にかけて風雨が強まり、奈良で9日7時14分に南の風20.5m/sの最大瞬間風速を記録した。また、県南部の日出岳・上北山・山上ヶ岳では降り始めからの総降水量が400mmを超えた。	被害が発生した。この台風による農作物や農業用施設などに1億4,000万円、林業関係では林道20路線33ヶ所で路肩崩壊により1億5,000万円の被害となった。
2004.8.4 ～8.5 (台風第11号)	強風害 浸水害 強雨害 山がけ崩れ害		平成16年8月4日12時に潮岬の南海上で発生した台風第11号は北西に進み、同日22時半頃徳島県阿南市付近に上陸した。さらに北上を続け、5日1時頃、兵庫県相生市付近に再上陸した。その後、日本海を北上し、同日6時に熱帯低気圧に変わった。この台風の影響で、奈良県では、4日夕方から5日昼前にかけて県南部を中心に猛烈な雨となった。	下北山村と室生村で民家2棟が土砂崩れなどにより一部破損したのをはじめ、上北山村や御杖村などで床下浸水9棟、県内で合わせて3,630戸の停電被害が発生した。農業関係の被害状況は、大雨による冠水のためホウレンソウに7.2ha(被害総額約3,140万円)、農地や農業施設で1億5千万円の被害が出た。林業関係では、上北山村と下北山村を中心に林道被害が44路線(103ヶ所、被害総額2億7千万円)、上北山村と下北山村を中心に曾爾村・御杖村・東吉野村などで林地被害48ヶ所(被害額約27億2,700万円)の甚大な被害となった。
2009.8.10 ～8.11 (台風第9号)	山・がけ崩れ害 浸水害		台風第9号が10日午後から11日午前中にかけて紀伊半島沖を北東に進んだため、大雨となった。	床上浸水5棟、床下浸水125棟の被害が発生した。
2009.10.5 ～10.8 (台風第18号、 停滞前線)	浸水害 強風害 洪水害 山・がけ崩れ害	県全域	西日本の南岸には前線が停滞し、また、7日から8日にかけて、台風第18号が紀伊半島の南東岸に沿って進んだため、県内各地で強風を伴った大雨が降った。	床上浸水3棟、床下浸水26棟、倉庫浸水1棟、家屋損壊7軒、非住家損壊2軒。 道路破損：名阪国道・明日香村村道法面崩落、土砂流出17ヶ所、崩土11ヶ所、陥没1ヶ所、冠水5ヶ所。 橋梁流出：東吉野村の村道国樫小川線小池内。がけ崩れ24ヶ所。 農業被害：農作物など1,101.63ha。 文化財被害：11件(法隆寺五重塔相輪の風鐸の舌が1個落下など)
2011.8.30 ～9.5 (台風第12号)	山・がけ崩れ害 (深層崩壊含む) 河道閉塞による水害 その他 (雨害)	県全域	台風第12号が発達しながらゆっくりと北上し、8月30日には中心気圧965hPa、最大風速35m/sの大型で強い台風となった。この台風は大型で動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が紀伊半島に流れ込み、山沿いを中心に広い範囲で過去に例のない記録的な大雨をもたらした。	死者15名、行方不明者9名、重傷者5名、全壊49棟、半壊71棟など。 また、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生した。 この台風による災害は「国・三県(奈良県・三重県・和歌山県)合同対策会議」において「紀伊半島大水害」を統一の名称として使用していくことが三県より提案され、現在、この名称が広く使用されている。
2012.9.30 (台風第17号)	浸水害 山がけ崩れ害 強風害		台風第17号が四国沖から潮岬付近を通過し北東進した。奈良県では台風接近に伴い9月30日午後を中心に断続的に雨が降り続いた。降り始め	法隆寺では、五重塔(国宝)の装飾具の青銅製部品「舌」1個が落下、また築地堀が「東院大垣」「西院大垣」は計3か所が最大幅3.6m高さ45cm

年 月 日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			の9月29日12時から30日24時までの総雨量は、奈良県上北山村上北山で257.0ミリを観測する大雨となった。	にわたりはがれ落ちた。五條市では、国指定天然記念物「二見の大ムク」(樹高約30m)の枝(長さ10m)が根元から折れた。
2013.9.15 ～9.16 (台風第18号)	浸水害 山がけ崩れ害		小笠原近海で発生した台風第18号が大型の勢力を保ったまま北上した。この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、奈良県では大雨となった。アメダスでは、降り始めの9月14日22時から9月16日13時までに上北山で548.0ミリ、天川で534.5ミリ、曾爾で464.0ミリ、玉置山で395.5ミリ、風屋で369.0ミリの総雨量を観測した。また、吉野では15日の日降水量216.0ミリ(観測史上2位)を観測した。	(人的被害)重傷1名(明日香村)(崩土撤去作業中に骨折) (住家被害)一部損壊14棟、床上浸水19棟、床下浸水93棟
2014.8.9 ～8.10 (台風第11号)	強雨害 浸水害		7月29日にマリアナ諸島近海で発生した台風第11号は、フィリピンの東海上を発達しながら進み、強い勢力となって日本の南海上をゆっくりと北上した。8月10日6時過ぎに高知県安芸市付近に上陸し、その後も四国地方をゆっくり北北東に進み、10日10時過ぎに兵庫県赤穂市付近に再上陸、近畿地方を北北東進して10日14時前に日本海に抜けた。なお、奈良県には10日10時頃最接近した。	(住家被害)一部破壊1棟、床上浸水2棟、床下浸水69棟
2014.10.5 ～10.6 (台風第18号)	強雨害 浸水害		9月29日15時にトラック諸島近海で発生した台風第18号は、発達しながら日本の南海上を北上し、大型で非常に強い勢力で南大東島の近海を通過して10月5日には九州の南海上に達した。台風は、その後、進路を東寄りに変え、大型で強い勢力を維持したまま潮岬の南を通過して、10月6日8時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸した。台風は速度を速めながら東海地方及び関東地方を北東に進み、6日21時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。	(人的被害)重傷1名(香芝市)(強風により転倒し骨折)
2015.7.16 ～7.18 (台風第11号)	強雨害 浸水害		台風第11号は、太平洋上を発達しながら西へ進み、フィリピンの東で進路を北よりに変え、15日、大型で非常に強い勢力となった。16日、大型で強い勢力のまま日本の南をゆっくりと北上し、23時ごろ高知県室戸市付近に上陸した。その後、勢力は弱まったが四国地方をゆっくりと北上し、17日6時過ぎに岡山県倉敷市付近に再上陸した。17日午後には日本海へ進んだ。大阪管内では、この台風を取り巻く雨雲や湿っ	(人的被害)軽傷1名(桜井市)(自転車での転倒で骨折) (住家被害)半壊1棟、一部破損1棟、床上浸水1棟、床下浸水1棟

年 月 日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			た空気が次々と流れ込んだため、四国地方や紀伊半島を中心に大雨となったほか、各地でこの台風による暴風が観測された。	
2015.7.19 (台風第11号)	地すべり		台風11号の大雨の影響により、天川村では坪内地区において幅約200m、長さ約400mの地すべりが発生した。	地すべりこれにより、天川村坪内地区の一部に避難勧告が発令された。 (住家被害)全壊1棟、半壊2棟、一部壊5棟
2017.10.20 ~10.23 (台風第21号)	強雨害 浸水害		台風第21号は、日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、23日03時頃に静岡県御前崎市付近に上陸した。大阪管内では、21日夜、四国地方から次第に強風域に入り、22日夜から23日明け方にかけて、近畿・四国地方では、暴風域に入った。また、台風第21号の北上に伴い、本州南岸の前線の活動が活発となり、特に22日午後から23日明け方は台風の影響により、奈良県では暴風を伴った大雨となった。	(人的被害)重傷1名(生駒市) (住家被害)全壊3棟(五條市、吉野町) 半壊4棟(下市町) 一部損壊46棟 床上浸水108棟 床下浸水390棟
2018.9.4 ~9.5 (台風第21号)	強風害 強雨害 浸水害		台風第21号は、速度を上げながら近畿地方を縦断した。日本の南海上から紀伊水道を北北東へ進み、非常に強い勢力で4日12時頃に徳島県南部に上陸した。その後も速度を上げながら大阪湾を北上し、4日14時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸し、4日16時頃には日本海に抜け、そのまま日本海を北上した。この台風の影響で、奈良県内は暴風を伴った大雨となった。	この台風により、全国的に死者14名の人的被害がでたほか、強風や土砂崩れによる電柱の倒壊等により、関西電力管内で約170万戸が停電し復旧するまで約2週間を要したほか、大阪湾での記録的な高潮により関西国際空港が浸水し運用ができなかった。奈良県では、法隆寺金堂(国宝)の上層南西隅に取り付けられていた風鐸の舌部分(横32cm、縦19cm)が落下した。また五重塔(国宝)の相輪に吊り下げられた風鐸の舌部分(横7cm、縦11cm)2枚が落下した。春日大社本板蔵(重要文化財)に隣接する樹木の枝が板蔵に落下し、屋根・軸廻りを破損させた。 (人的被害)重傷2名(安堵町、田原本町。強風により転倒し骨折 軽傷5名) (住家被害)半壊4棟 一部損壊140棟 床上浸水2棟 床下浸水2棟

出典：奈良県地域防災計画水害・土砂災害編

(2)低気圧

年 月 日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
1931. 2. 10	雪害	県全域	低気圧が東海道沖を東進し9日夜から10日朝にかけて大雪となった。 明治40年2月以来の大雪、八木20cm、奈良17cm、上之郷42cm、吉野山29cm、寺垣内14cm、小森27cm	樹木の折損、倒木、家屋の破壊、農作物の被害、電灯、電話の切断、それぞれ被害甚大
1946. 3. 10	雪害	県全域	低気圧が太平洋沿岸沿いに東進し、10日2時ごろから大雪となる。 八木18cm、奈良15cm、上之郷20cm、上市20cm、寺垣内6cm、小森10cm	立木、電灯線の被害大
1951. 2. 14	雪害	県全域	九州南にあった低気圧が東進したため大雪で明治30年以來の記録となった。八木20cm、奈良22cm、南之庄51cm、大淀33cm、寺垣内50cm	交通、通信、電力関係に大災害を与えた。山林、竹林大被害 奈良県としては未曾有の大被害
1952. 7. 1 ~ 3	水害	県全域	三陸沖の低気圧の中心から本邦を東西にのびる寒冷前線があり、この線上を2日夜別の低気圧が奈良県付近を東進した。	浸水家屋142、河川堤防決壊5、橋梁流失3、道路損壊21、冠水田畑375ha
1959. 8. 12 ~ 14	水害	県全域	本州南海上に停滞する前線上を東進した低気圧が四国沖で停滞気味となって県下全般に雨となり特に南東山岳部が大雨となった。	全半壊家屋2、浸水家屋1,861、堤防決壊21、橋梁流失5、道路損壊35、田畑流失10ha
1961. 10. 26 ~ 28	水害	県全域	本州南沖を東西にのびる前線上の九州南海上に低気圧が発生東進した。28日21時鳥島の南東に台風が現れた。	死者1、全半壊家屋7、浸水家屋666、田畑流失46ha、田畑冠水1,779ha、道路損壊148、橋梁流失29
1963. 3. 12 ~ 13	雪害	中部山間	本州南岸沿いを東進した低気圧のため山間地で30~80cm平野部で10~20cmの大雪となった。	山林被害15億円 農作物被害1億5千万円、その他交通、通信、電力関係に相当の被害あり。
1965. 3. 16 ~ 17	雪害	中部山間	発達した低気圧が四国紀伊半島沖を東進したため県内全般雨又は雪となり降水量は3月の最多記録となった。	水分の多い雪のため被害が発生した。山林被害24,394ha、農産物約23万円。通信線切断、送電障害の被害大
1968. 2. 15 ~ 16	雪害	県全域	紀伊半島沖を東進した低気圧のため、平野部で10cm、山間部で20~50cmの大雪	山林被害35億円、農作物被害5,700万円、その他送電線、通信線等の被害大
1981. 3. 1 ~ 2	雪害	県北部	東シナ海から東進した北低気圧は本州南海上を東北東に進み、一方大陸からは寒気を伴った優勢な高気圧が南下した。 山辺・宇陀地方20cm、奈良10cm	農産被害15,405千円 畜産被害1,725千円 農林産業施設2,000千円
1981. 3. 1 ~ 2	雪害	県北部	東シナ海から東進した北低気圧は本州南海上を東北東に進み、一方大陸からは寒気を伴った優勢な高気圧が南下した。 山辺・宇陀地方20cm、奈良10cm	農産被害15,405千円 畜産被害1,725千円 農林産業施設2,000千円
1981. 10. 8 ~ 9	水害	県全域	前線を伴った顕著な低気圧が日本海を北東進したので県下全域に大雨を降らせた。	床下浸水164戸、道路損壊220ヶ所、河川253ヶ所等、農林水産業施設173,791千円、公共土木施設1,268,420千円、農産被害92,203千円、被害総額1,534,414千円

年 月 日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
1987. 3. 23	雪害	県全域	低気圧が発達しながら南海上を東進したため大雪となった。	スギ・ヒノキの折損、倒木による被害 9,614 百万円
1990. 1. 31 ～2. 1	雪害	県北・中部	1月31日から2月1日午前中にかけて低気圧が東進、大雪となった。1日9時の奈良の積雪 21 cmは 1953 年の統計開始以来第1位	ビニールハウスの倒壊、農作物等に大被害、軽傷 3、農産被害 2,195 百万円
1999.8.9 ～8.11 (熱低、暖気の移流)	浸水害 山がけ崩れ害	県北部	熱帯低気圧が、9日は伊豆諸島付近を北上し、10日には東海沖を西進して伊豆半島に進み、11日は近畿地方をゆっくりと北上した。特に、11日の明け方頃は、熱帯低気圧の北上に伴い、南海上から暖かく湿った空気が流入し、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となった。	県北部で、床上浸水 12 棟・床下浸水 52 棟・山がけ崩れ 2ヶ所・鉄軌道被害 1ヶ所・通行止め 11 路線 13 区間等の被害があった。
2007.7.17 (低気圧)	浸水害 山がけ崩れ害 強雨害	県北部	日本海には低気圧があり、近畿地方ではその前面で大気の状態が不安定となり、16日から17日にかけて奈良県北部を中心に大雨となった。奈良県北部の広い範囲で、浸水被害が発生した。	奈良県では平成 12 年以來の 1000 棟規模(床上浸水 97 棟、床下浸水 967 棟)の浸水被害となった。また、北西部を中心にがけ崩れや道路冠水等が発生した。

出典：奈良県地域防災計画水害・土砂災害編

(3)前線

年 月 日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
1952. 4. 11	水害	中・北部	7月3日以来本邦南方洋上に移動した梅雨前線が北上して10～11日当県を通過したが、この前線が異常に変形して大雨となった。	負傷者1、半壊家屋2、浸水家屋1,411、堤防決壊18、橋梁流失9、道路損壊34、流失畑14ha、冠水田畑1,877ha
1953. 7. 18	水害	県全域	日本海中部から近畿北部を経て九州北部、中国中部に達した前線が17日夜本県を通過南下し18日北上したため大雨となった。	死者27、負傷者25、行方不明10、全半壊家屋187、流失家屋191、浸水家屋2,019、田畑流失埋没489ha、田畑冠水1,462ha、道路損壊2,032
1957. 6. 26 ～ 28	水害	北 部	前線が26日15時頃紀伊半島を北上し27日10時奈良県北部から瀬戸内を経て九州方面に停滞、台風5号の影響もあって北部が大雨となった。	死者1、負傷者1、浸水家屋1,062、田畑冠水54、橋梁流失4、道路損壊25
1957. 7. 16 ～ 17	水害	中・北部	関東地方から近畿中部を経て日本海の低気圧に達する前線停滞のため大和川流域宇陀川流域に大雨が集中した。	行方不明1、全半壊家屋5、浸水家屋1,716、田畑冠水1,859ha、道路損壊67、橋梁流失4
1972. 7. 10 ～ 13	水害	県全域	梅雨前線が10日から13日にかけて近畿地方を中心にして南下北上を繰り返したため大雨となった。	死者1、負傷者9、全半壊家屋37、浸水家屋1,371、田畑冠水2,268ha、堤防決壊289、道路損壊1,061、山(崖)崩れ577
1978. 6. 22 ～ 23	水害	中・南部	梅雨前線が本州南岸で活発化した。	全壊1、床上浸水1、床下浸水1,058、冠水325ha、運休21本、欠便20便被害総額4,911,963千円
1986. 6. 25 ～ 7. 1	水害	県全域	25日梅雨前線の南下、30日台風6号の接近により、大雨となった。	全半壊家屋3、床下浸水195、田畑冠水160ha、道路損壊383ヶ所、河川被害645ヶ所被害総額648百万円
1990. 9. 13 ～ 18	水害	県全域	13日から18日にかけて西日本に停滞していた前線の活動が活発になり大雨となった。	死者1、床下浸水35 被害総額648百万円
1995. 7. 1 ～ 6	水害	県全域	梅雨前線が西日本から東日本に停滞し、各地で断続的に大雨が降った。 県内では特に3日の昼前後4日午前中、短時間に激しい雨が降った。	家屋半壊2、床上浸水229、床下浸水1,650、道路損壊7、橋梁流失1、山・崖崩れ22
1997. 7. 9 ～ 13	水害	県北部	梅雨前線が西日本に停滞し、県全域で雨が降り続いた。特に13日は、前線が活発化したため、県北部を中心に短時間強雨となった。	床上浸水3、床下浸水696、道路損壊2、山・崖崩れ5
2001. 6. 13 ～ 15	水害	県北部	この期間、西日本付近に停滞する梅雨前線を発達した低気圧がゆっくり東進した。特に14日は、紀伊半島付近に停滞する梅雨前線を低気圧が通過し、この低気圧に向かい南海上から暖かく湿った空気が流入して大気の状態が不安定となり、県北部で雷を伴う短時間強雨となった。	床上浸水6、山・崖崩れ1
2001. 7. 17	水害	県北部	日本海に停滞する梅雨前線に暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が不安定となり、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となった。	床下浸水10、落雷により2,340世帯が停電した。

年 月 日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
2004.5.1 (暖気の移流、寒冷前線)	浸水害 強雨害 山がけ崩れ害	県北部	前線を伴った低気圧が日本海を東北東に進み、低気圧から延びる寒冷前線が夕方から夜遅くにかけて奈良県をゆっくりと通過した影響で、低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、北部の一部で夕方から宵の内にかけて短時間強雨となった。	がけ崩れ8件が発生し、床下浸水102棟の被害が出た。
2010.7.13 ～7.15 (梅雨前線、暖気の移流)	山・がけ崩れ害 その他(雨害)	県北部	山陰沖で停滞する梅雨前線に向かって、南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、雨が断続的に降り続いた。	奈良市中町でがけ崩れが発生し住家に土砂が流入、住民1名が軽傷を負い、建物の一部が損壊した。また、三郷町の山間部で崩土、五條市で小学校のグラウンドの一部が法面崩落、桜井市では民家や神社の裏山各1ヶ所で崩土、市道の路肩崩壊が3ヶ所、奈良市の民家の裏で崩土1ヶ所が発生し、大淀町で山の法面や民家の裏山等で崩土4ヶ所、11時ごろには倒木で高圧線が断線し、約70軒が停電した。
2012.6.21 ～6.22 (梅雨前線)	浸水害 山がけ崩れ害	県北部	西日本の南海上にある梅雨前線が西日本南岸まで南下し、梅雨前線上を低気圧が東進したことにより、奈良県では21日朝から雨が降り始め、22日未明を中心に大雨となり、22日朝まで雨が続いた。	斑鳩町の男性が避難の際に自宅で転倒し救急搬送。足の骨を折るだけ。 大和高田市で22日未明に住家の床下浸水25棟。安堵町で住家の床下浸水1棟。
2013.6.25 ～6.26 (前線停滞)	浸水害 山がけ崩れ害		西日本に梅雨前線が停滞し、前線上の低気圧が発達しながら近畿地方を通過した。そのため、奈良県では25日夜遅くから雨が降り、26日日中を中心に大雨となった。	大和高田市で床上浸水2棟、床下浸水42棟をはじめ、桜井市や葛城市でも浸水被害が発生。
2017.9.12 (前線停滞)	浸水害	県北部	9月12日に低気圧が日本海を東北東に進み、この低気圧からのびる寒冷前線が12日昼頃奈良県を通過した。この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。奈良県では、12日朝、局地的に猛烈な雨が降り、記録的短時間大雨情報を発表した。	(住家被害) 床上浸水8棟 床下浸水110棟 (その他) 道路冠水による車両浸水6箇所10台 (大和高田市、大和郡山市)
2018.7.5 ～7.6 (梅雨前線)	強雨害		7月5日から8日にかけて東北地方から西日本で15個の「線状降水帯」が形成され、うち9個は最大3時間積算降水量が150mmを超えた。日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となり、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。	広島県、岡山県、愛媛県等で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、死者237名、行方不明者8名の被害が発生した。(人的被害) 死者1名(大和郡山市。田の様子を確認に行ったまま帰宅せず行方不明) (住家被害) 床上浸水2棟 床下浸水26棟 一部損壊5棟

出典：奈良県地域防災計画水害・土砂災害編

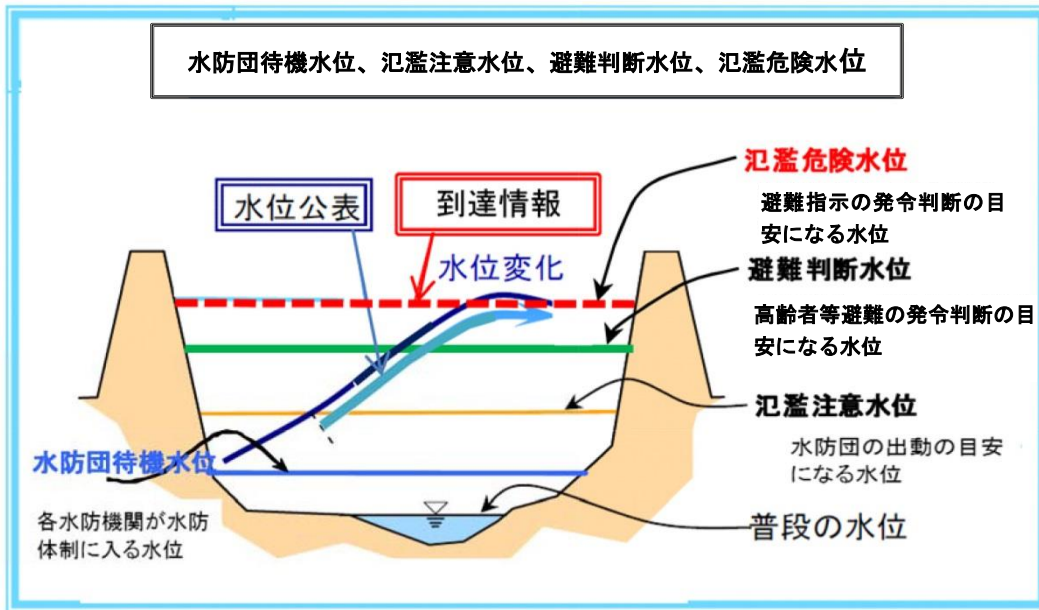
(4)地震

発生年月日 時刻	<被災地域> [地震名] (震央)	規模 (マグニチュード)	被災状況等
1891.10.28 06:38	[濃尾地震] (岐阜県南西部) E=136.6 N= 35.6	8.0	日本内陸で起こった地震としては最大級。岐阜・愛知県で大被害。根尾谷を通る大断層を生じた。全体で死者7,273人、全壊14万戸。奈良県では死者1人、負傷者2人、全壊16戸。
1899.3.7 09:55	(紀伊半島南東部) E=136.1 N= 34.1	7.0	被災の中心は奈良県南東部と三重県南部。奈良県では北山筋、吉野郡方面で山崩れなど被害大。死者は三重県で7人だが奈良県は0人。春日大社石灯籠87基倒れる。
1909.8.14 15:31	[姉川地震] (滋賀県姉川付近) E=136.3 N= 35.4	6.8	琵琶湖東北岸虎姫付近で被害大。滋賀・岐阜両県で死者41人。奈良県は軽微。
1925.5.23 11:09	[北但馬地震] (但馬北部) E=134.8 N= 35.6	6.8	円山川流域で被害多く、死者428人、家屋全壊1,295戸、焼失2,180戸。奈良県の被害は軽微。八木で震度IV。
1927.3.7 18:27	[北丹後地震] (京都府北西部) E=134.9 N= 35.6	7.3	被害は丹後半島の頸部で最も激しく、全体で死者2,925人、家屋全壊12,584戸。郷村断層(長さ18km水平ずれ最大2.7m)と直交する山田断層(長さ7km)を生じた。奈良県の被害は軽微。八木で震度V。
1936.2.21 10:07	[河内大和地震] (二上山付近) E=135.7 N= 34.5	6.4	大阪・奈良の府県境で振動が強かった。死者は大阪府で8人。奈良県では1人、家屋の損壊約1,200戸、小さな崖崩れあり。法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土堀の損傷などの被害あり。余震多数。余震分布から大和川断層の活動と考えられる。八木で震度V。
1938.1.12 00:12	(田辺湾沖) E=135.1 N= 33.6	6.8	和歌山県日高郡・西牟婁郡等の沿岸地方で土堀の崩壊、家屋の小破、道路の小亀裂などが生じた。奈良県では十津川村などで小被害。紀伊水道沿岸部で地鳴り、井戸水位の増減あり。浅い地震。八木で震度IV。
1944.12.7 13:35	[東南海地震] (南海トラフ) E=136.2 N= 33.6	7.9	戦争末期に起こった巨大地震。東海地方で軍用機工場ほぼ全滅などの大被害。近畿地方にも被害及ぶ。全体で死者1,251人、全壊16,455戸。奈良では死者3人、負傷者21人、全壊89戸。橿原で震度V。
1945.1.13 03:38	[三河地震] (愛知県南部) E=137.0 N= 34.7	6.8	規模の割に被害が大きく、死者2,306人、住家全壊7,221戸、半壊16,555戸。深溝断層(延長9km上下ずれ最大2mの逆断層)が生じた。橿原で震度III。奈良県の被害記録はなく、戦時中のため詳細不明。
1946.12.21 04:19	[南海地震] (南海トラフ) E=135.9 N= 32.9	8.0	東南海地震の2年後に起こった巨大地震。今度は近畿・四国が被害の中心となった。津波による被害も大きく、全体で死者1,330人、全壊9,070戸。奈良県では負傷者13人、全壊37戸、春日大社などの石灯籠約300基倒れる。橿原で震度V。
1948.6.15 20:44	(和歌山県南部) E=135.3 N= 33.7	6.7	和歌山県・奈良県南部で小被害。全体で死者2人(十津川署管内)、家屋倒壊60戸、地滑り・崖崩れなど。奈良市では被害はなかったが、春日大社などの石灯籠3基倒れる。橿原で震度IV。
1950.4.26 16:04	(和歌山県南部) E=135.9 N= 33.9	6.5	三重県南部で山崩れ落石などの小被害。奈良県十津川村などでも民家半壊1戸などの小被害。春日大社の石灯籠10基倒れる。震源の深さ47km。橿原で震度III。
1952.7.18 01:09	[吉野地震] (奈良県中部) E=135.8 N= 34.5	6.7	近畿地方をはじめ、中部地方の西部でも小被害があった。震源がやや深かった(60km)ために被害地が分散している。全体で死者9人、負傷者136人、全壊20戸。奈良県では死者3人、負傷者6人、半壊1戸、春日大社の石灯籠650基倒れる。沈み込むフィリピン海プレート内での地震。橿原で震度IV。
1962.1.4 13:35	(和歌山県西岸) E=135.3 N= 33.6	6.4	和歌山県で道路に亀裂、山・崖崩れが若干あったほか奈良県でも南部で崖崩れ1カ所、落石による電話線の被害あり。奈良の震度III。

発生年月日 時刻	<被災地域> [地震名] (震央)	規模 (マグニチュード)	被災状況等
1995.1.17 05:46	[兵庫県南部地震] (淡路島付近) E=135.0 N= 34.6	7.3	超近代過密都市を襲った直下型地震。神戸市を中心とした阪神地域及び淡路島北部に、震度Ⅶの激震地が1949年制定以来初めて指定された。全体で死者6,433人、行方不明者3人、全半壊25万棟以上に及ぶ。奈良は震度Ⅳ。奈良県内の被害は負傷者12人、建物の一部損壊は15件など比較的軽微。
2000.10.31 01:42	(三重県中部) E=136.3 N= 34.3	5.7	三重県で住家一部損壊や水道管破断があった。負傷者6人。奈良県でも南部で一部落石、崩土があった。奈良県の震度Ⅳ。
2004.9.5 19:07	(紀伊半島沖) E=136.8 N= 33.0	6.9	下記地震の前震。下北山村及び和歌山県新宮市で震度Ⅴ弱。奈良県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府及び和歌山県で震度Ⅳ。奈良県では一部で道路の落石及び小規模崩土があった。
2004.9.5 23:57	(東海道沖) E=137.1 N= 33.1	7.4	沈み込むフィリピン海プレート内での地震。下北山村並びに三重県及び和歌山県の一部で震度5弱。奈良県、三重県、和歌山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県及び兵庫県の一部で震度Ⅳ。奈良県では、負傷者6人。
2004.9.7 8:29	(東海道沖) E=137.3 N= 33.2	6.4	上記地震の余震。下北山村並びに静岡県、三重県、和歌山県及び兵庫県の一部で震度Ⅳ。人的物的被害なし。
2018.6.18 7:58	(大阪府北部) E=135.3 N= 34.5	6.1	大阪市で震度6弱を観測する等、近畿地方を中心に強い揺れを観測。奈良県では、震度5弱(大和郡山市、御所市、高取町、広陵町)を観測したほか、奈良県内のほぼ全ての市町村で震度4~2を観測。地震による死者は6名、うち2名がブロック塀の崩落に巻き込まれて死亡。全壊21棟、半壊454棟、一部破損56,873棟の住家被害が発生。奈良県では、軽傷4名、一部損壊27棟。東大寺戒壇院戒壇堂の多間天立像の木製宝塔が地震の揺れで落下(国宝)。薬師寺東院堂の漆喰壁において、表層の浮き上がりや亀裂が多数生じ、柱との間に隙間が発生(国宝)。達磨寺中興記幢において、宝珠が地震の揺れで落下(重要文化財)。

出典：奈良県地域防災計画地震編

4 水位周知河川（葛下川）における水位の変化に応じた対応の関係図



出典：奈良県水防計画

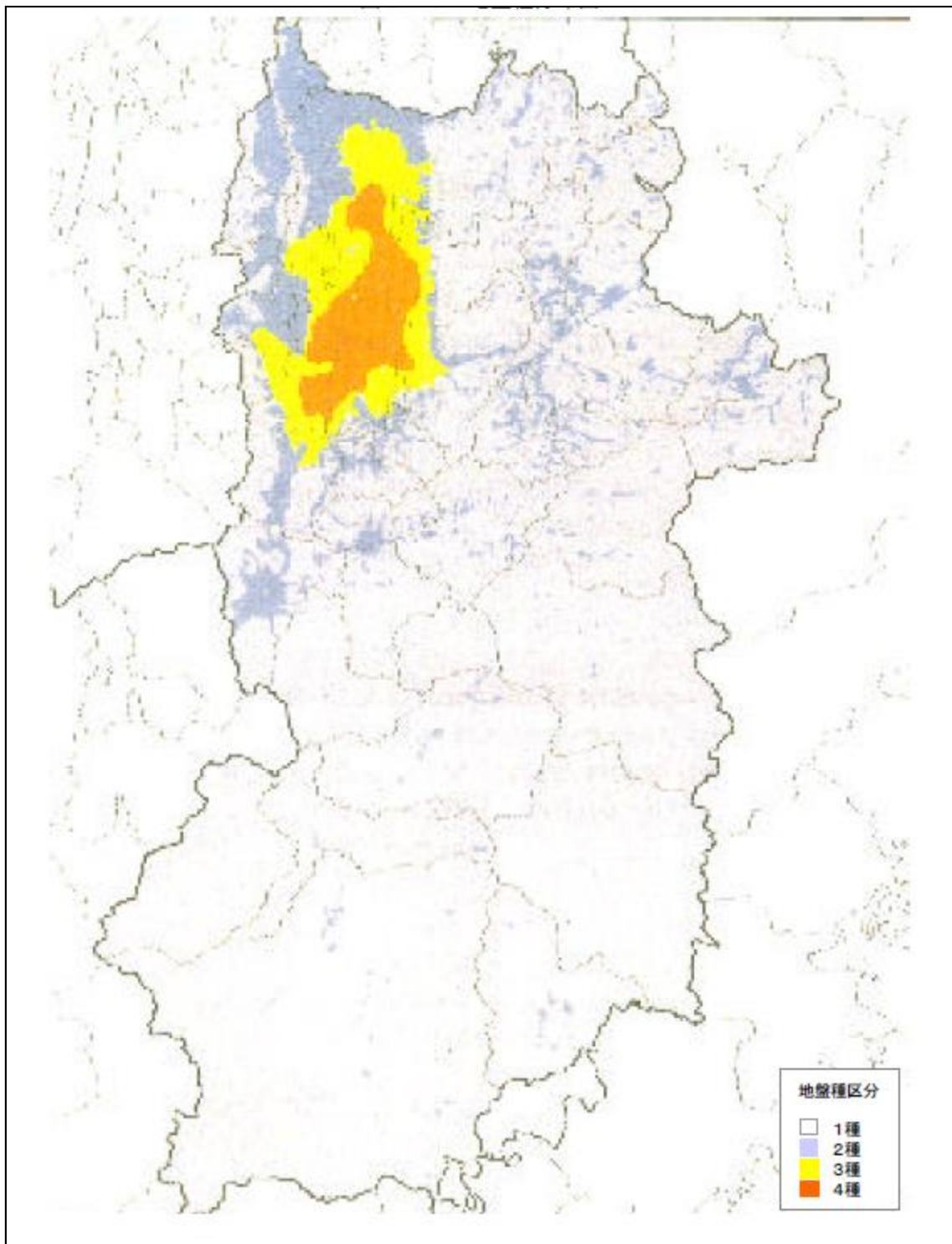
5 奈良県の主な地震被害

年代	エリア	規模 (M)	人的被害 () 内は奈良県内の数字	コメント
684.11.29	南海・東海・西海諸道	≒8.25	人畜の死傷多	人畜の死傷多記録のある最古の巨大地震
734.05.18	畿内・七道諸		圧死多数	民家倒壊、熊野で神倉倒れる
745.06.05	美濃	≒7.9		美濃で建物多く倒壊。摂津で余震20日間。奈良で地割れ、湧水
827.08.11	京都	6.5~7.0		(京都で) 舎屋多く倒れ余震多し
868.08.03	播磨・山城≧7.0	≧7.0		播磨諸郡の官舎みな倒壊
887.08.26	五畿七道	8.0~8.5	圧死者多数	京都で舎屋及び民家の倒潰多く、摂津で津波の被害甚大
938.05.22	京都・紀伊	≒7.0	死者4	京都で舎屋倒壊、死者有り、高野山で伽藍が破壊
976.07.22	山城・近江	≧6.7	死者50以上	宮城諸司・兩京屋舎転倒多し。近江国分寺・大津関寺で被害
1070.12.01	山城・大和	6.0~6.5		東大寺の巨鐘落下
1091.09.28	山城・大和	6.2~6.5		法成寺の仏像倒壊、金峰山の寺院破損
1096.12.17	畿内・東海道	8.0~8.5		東大寺の巨鐘落下、薬師寺回廊転倒
1099.02.22	南海道・畿内	8.0~8.3		興福寺西金堂・塔小破。大門と回廊倒壊
1099.09.20	河内			
1177.11.26	大和	6.0~6.5		東大寺大仏の螺髪及び巨鐘落下
1185.08.13	近江・山城・大和	≒7.4	死者多数	京都の震害特に大。唐招提寺に被害
1360.11.22	紀伊・摂津	7.5~8.0	死者多数	熊野尾鷲から摂津兵庫まで津波襲来。人馬牛の死多し
1361.08.01	畿内諸国			
1083.08.25	畿内・土佐・阿波	8.25~8.5	圧死5、流死60	摂津より熊野に至る諸堂倒壊破損多し。摂津、土佐、阿波に津波
1449.05.13	山城・大和	5.75~6.5		洛中の堂塔、築地の被害多し。東山・西山で地裂ける
1456.02.14	紀伊			熊野神社の宮殿・神倉倒れる。京都で弱震
1494.06.19	奈良	≒6.0		東大寺・興福寺・薬師寺・法華寺・西大寺破損。矢田庄の民家多く破損
1498.09.20	東海道全般	8.2~8.4		明応地震。京都・三河・熊野で震動大。紀伊から房総で津波により大被害
1510.09.21	摂津・河内	6.5~7.0	大阪で潰死者有	河内の藤井寺、常光寺、剛琳寺潰れ、摂津四天王寺の石鳥居、金堂本尊大破
1586.01.18	畿内・東海・東山・北陸諸道	≒7.8±0.1	死者多数	飛騨白川谷で大山崩れ。京都で東寺講堂など倒れ三十三間堂の仏像倒れる
1596.09.05	京都及び畿内	7.5±0.25	死者多数	伏見城の天守大破。唐招提寺、法華寺、海竜王寺、興福寺など破壊。奈良の震度5~6
1605.02.03	東海・南海・西海諸道	7.9	死者多数	2つの地震が生じたと考えられる。淡路島で震害。津波による被害が甚大
1662.06.16	山城・大和・河内・和泉等	7.25~7.6	京都で死者200余	寛文地震。比良岳付近で被害甚大。京都で町屋倒潰。奈良は震度5+

年代	エリア	規模 (M)	人的被害 () 内は奈良県内の数字	コメント
1707. 10. 28	五畿七道	8. 6	死者2万以上	宝永地震。震度は奈良・郡山・柳生で6、天理・丹波市・今井で6～7
1740. 07. 20	奈良・畿内			奈良で鳥居1つ倒れる
1802. 11. 18	畿内・名古屋	6. 5～7. 0		奈良春日の石灯籠かなり倒れる
1819. 08. 02	伊勢・美濃・近江	7. 25±0. 25	近江八幡で死者5	奈良春日の石灯籠8割倒れ郡山で被害有り。震度は奈良で5、郡山で5～6
1854. 07. 09	伊賀・伊勢・大和及び隣国	7. 25±0. 25	奈良で死者300郡山で80～	潰家率奈良で40%(400～500軒)、郡山で30%(150軒)
1854. 12. 23	東海・東山・南海諸道	8. 4	死者2千～3千	安政東海地震。奈良、郡山、橿原、五條の震度は5
1854. 12. 24	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	8. 4	死者数千	安政南海地震。東海地震の32時間後に発生。郡山で震度5～6
1891. 10. 28	愛知県・岐阜県	8. 0	死者7273(1)	濃尾地震。内陸最大の地震。奈良では震度5から6
1899. 03. 07	紀伊半島南東部	7. 0	死者7	奈良県吉野郡・三重県南牟婁郡で被害大。春日の石灯籠87倒れる
1909. 08. 14	滋賀県姉川付近	6. 8	死者444又は784	江濃(姉州)地震。琵琶湖東北岸虎姫付近で最大被害。
1925. 05. 23	但馬北部	6. 8	死者465	北但馬地震。円山川河口、城崎で被害大
1927. 03. 07	京都府西北部	7. 3	死者2925	北丹後地震。丹後半島頸部で被害大。奈良は小被害(震度4～5)
1936. 02. 21	大和・河内	6. 4	死者9(1) 負傷者59(7)	河内大和地震。奈良・大阪の県境付近で震動強。法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土塀損傷
1938. 01. 12	田辺湾沖	6. 8		紀伊水道沿岸で小被害
1944. 12. 07	東海道沖	7. 9	死者1251(3) 負傷者2971(21)	東南海地震静岡・愛知・岐阜・三重で被害多い
1946. 12. 21	南海道沖	8. 0	死者1330 負傷者3842(13)	南海地震。奈良では震度5
1948. 06. 15	日高川上流	6. 7	死者2、負傷者33	和歌山県・奈良県南部で小被害。
1950. 04. 26	熊野川下流域	6. 5		三重県南部で山崩れ落石などの小被害。
1952. 07. 18	吉野地震	6. 7	死者9(3) 負傷者136(6)	奈良春日社の石灯籠650倒壊
1961. 05. 07	兵庫県西部	5. 9		姫路市で小屋倒壊1
1995. 01. 17	兵庫県南東部	7. 3	死者6433 負傷者43792(12)	兵庫県南部地震。奈良で震度4

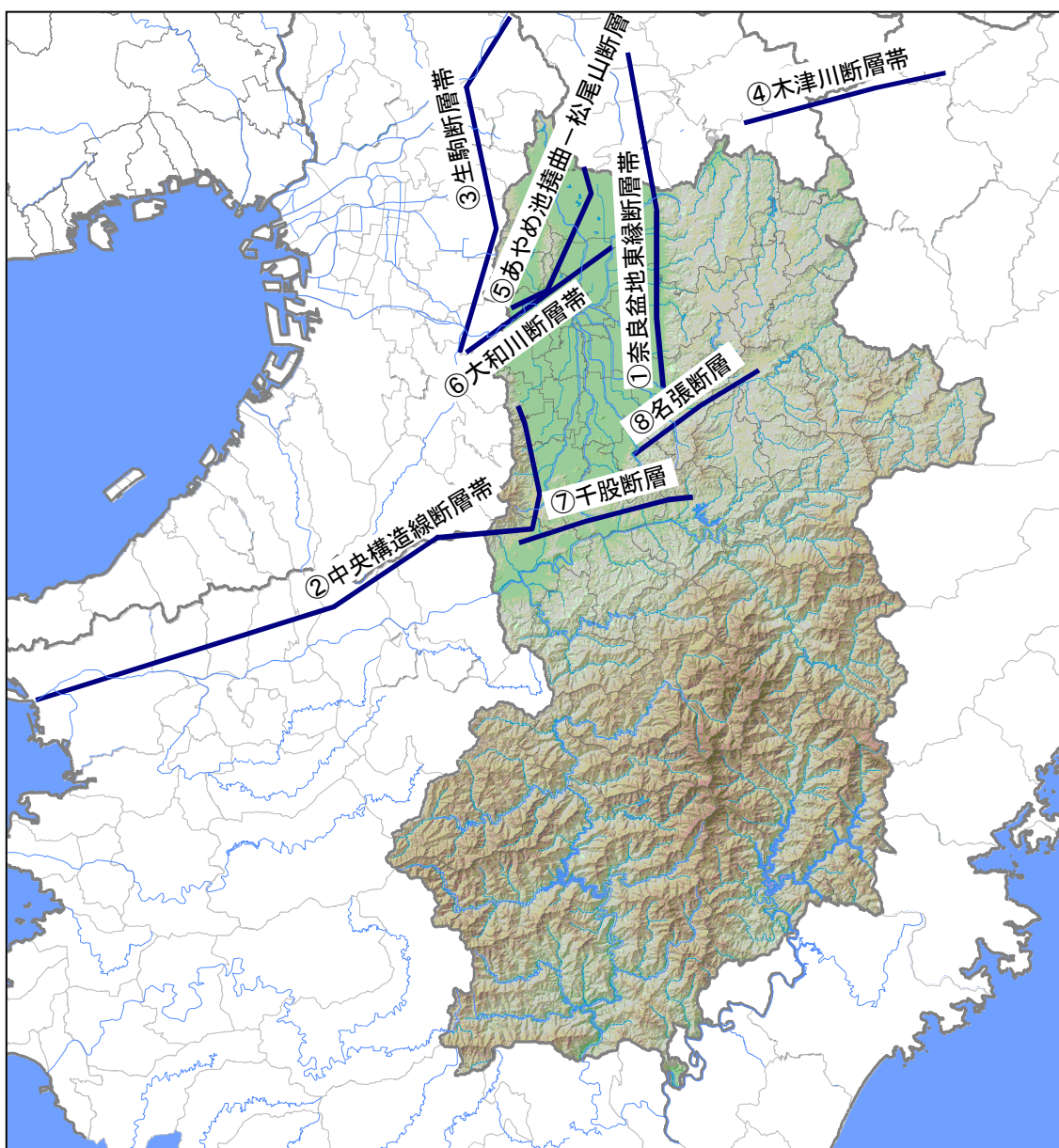
出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

6 地盤種別区分図



出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

7 奈良県周辺の活断層

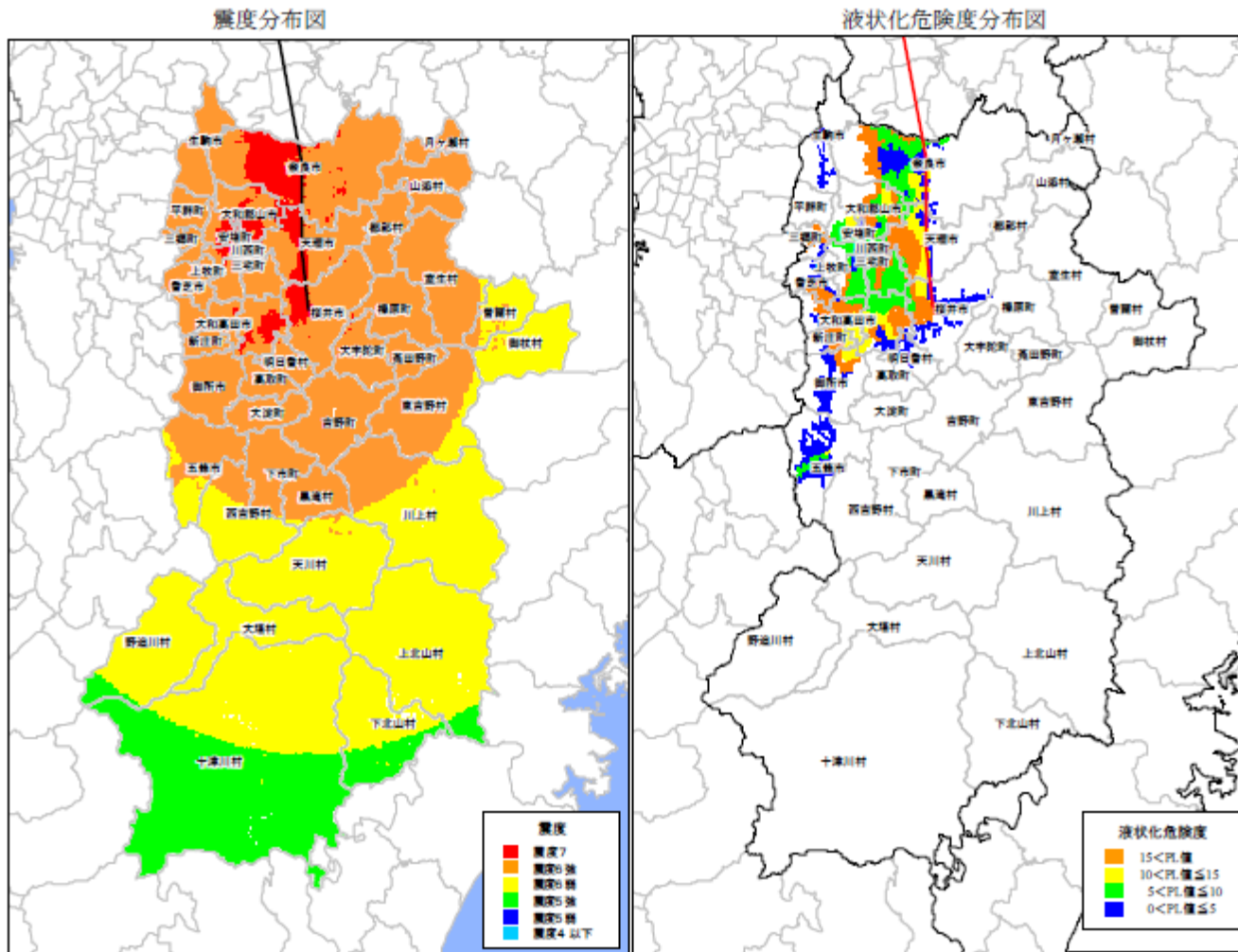


出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

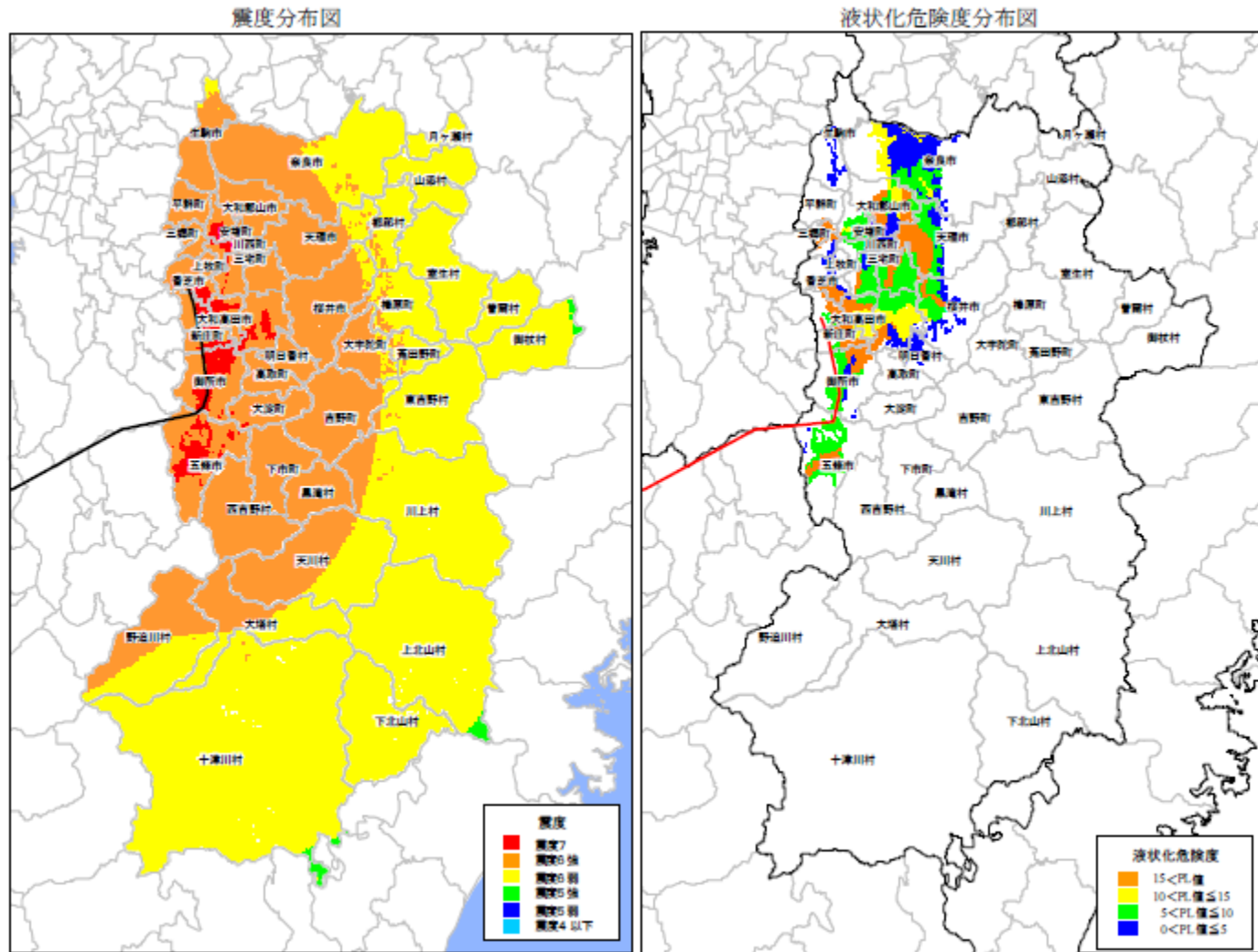
8 想定地震の震度分布図・液状化分布図

出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

(1) 奈良盆地東縁断層帯（深さ10km）

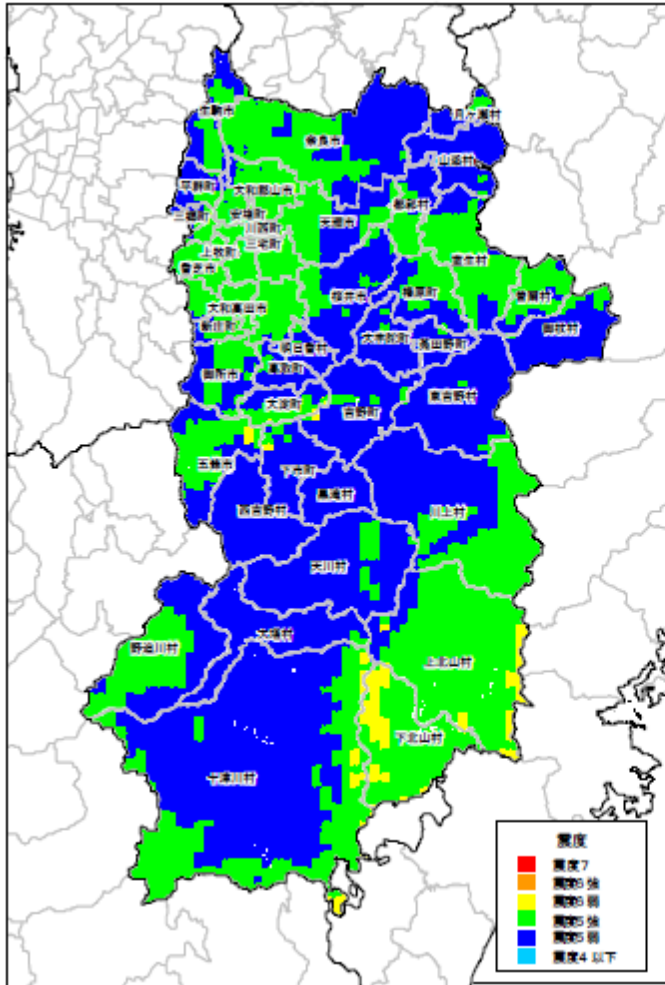


(2) 中央構造線断層帯（深さ 10km）

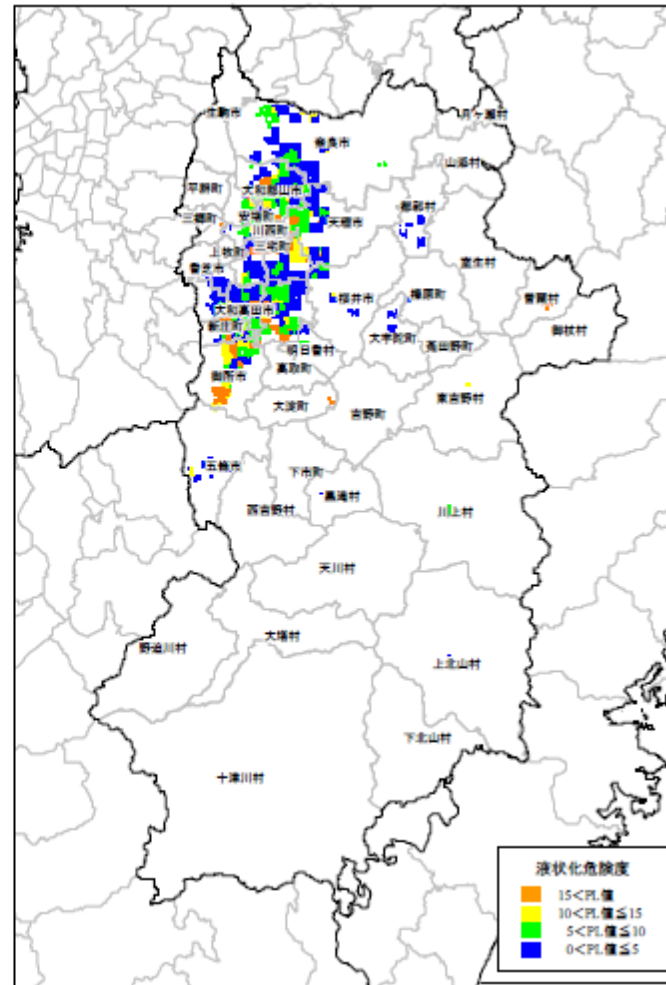


(4) 東南海・南海地震同時発生

震度分布図



液状化危険度分布図



9 地震防災緊急事業五箇年計画

本町に係る事業計画（第6次：令和3年度～令和7年度）

事業項目		事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	事業内容
5-1号	緊急輸送道路	道路事業（橋梁耐震補強）	1箇所 0.1km	62	
11号	公的建造物	消防団屯所耐震化事業	2施設	100	施設の耐震化
16号	飲料水施設・電源施設 等	学校体育諸施設整備事業	1箇所	124	浄水機能付きプール 整備

10 用途別防火対象物件数

(令和3年12月31日現在)

項目		業態別	件数
1 項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	
	ロ	公会堂又は集会場	15
2 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ	遊技場又はダンスホール	2
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（一）項イ、（四）項、（五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	
3 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ	飲食店	7
4 項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	20
5 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	106
6 項	イ	病院、診療所又は助産所	7
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	17
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	17
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	7
7 項		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	11
8 項		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	

項目		業態別	件数
9 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	1
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
10 項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	
11 項		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	5
12 項	イ	工場又は作業場	17
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
13 項	イ	自動車車庫又は駐車場	7
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
14 項		倉庫	21
15 項		前各項に該当しない事業場	35
16 項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	42
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	9
16の2項		地下街	
16の3項		建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）	
17 項		文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物	
18 項		延長五十メートル以上のアーケード	
19 項		市町村長の指定する山林	
20 項		総務省令で定める舟車	
合計			346

II 災害弔慰金等の概要

① 災害弔慰金の支給内容

対象災害	自然災害	○住家が5世帯以上滅失した災害 ○県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ○上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	①生計維持者	500万円
	②その他の者	250万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母

② 災害障害見舞金の支給内容

対象災害	自然災害	○住家が5世帯以上滅失した災害 ○県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ○上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	①生計維持者	250万円
	②その他の者	125万円
障害の程度	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

③ 災害援護資金の貸付内容

対象災害	自然災害 県内において災害救助法が適用された災害													
貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失もしくは流失 特別の事情がある場合は()内の額	150万円 } 150万円 } 250万円 } 170万円(250) } 270万円 } 250万円(350) } (350) } 350万円 } 350万円												
貸付条件	所得制限	<table border="1"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>(住民税における総所得金額)</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)</td> </tr> </table> ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	世帯人員	(住民税における総所得金額)	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
世帯人員	(住民税における総所得金額)													
1人	220万円													
2人	430万円													
3人	620万円													
4人	730万円													
5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)													
	利率	年1.5%(据置期間は無利子)												
	据置期間	3年(特別の事情がある場合は5年)												
	償還期限	10年(据置期間を含む)												
	償還方法	年賦												

④ 生活福祉資金貸付内容

資金種類	「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」
実施主体	県社会福祉協議会（申請窓口は町社会福祉協議会）
対象災害	災害(火事等を含む)
対象者	○低所得者世帯（世帯収入が生活保護法にもとづく生活保護基準額の1.7倍程度の世帯） ○障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯） ○高齢者世帯（65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯収入が生活保護基準額のおおむね2.5倍程度の世帯）
貸付限度額	①総合支援資金 ○生活支援費 20万円以内、○住宅入居費 40万円以内、○一時生活再建費 60万円以内 ②福祉資金 ○正業を営むために必要な経費 460万円以内、○緊急小口資金 10万円以内 ③教育支援資金 ○教育支援費 6.4万円以内等、○就学支度費 50万円以内 ④不動産担保型生活資金 ○不動産担保型生活資金 土地評価額の70%、月30万円以内、○要保護世帯向け不動産担保型生活資金 土地評価額の70%程度、生活扶助額の1.5倍以内 ⑤生活復興支援資金 ○一時生活支援費 120万円以内、○生活再建費 80万円以内、○住宅補修費 250万円以内
年利	①、②、⑤保証人ありは無利子、なしは1.5%、③無利子、④年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
据置期間	①～③最終貸付日（卒業後）から6月以内、④契約終了後3月以内、⑤最終貸付日から2年以内
償還期限	①～③、⑤据置期間経過後20年以内、④据置期間終了時

⑤ 母子父子寡婦福祉資金の貸付内容

資金名	母子父子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県(窓口は、町)
貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
貸付限度額	150万円以内（特別な場合200万円以内）
貸付利率	無利子（連帯保証人なしは年1.0%）
据置期間	貸付の日から6ヶ月
償還期間	据置期間経過後6年以内（特別な場合7年以内）

12 融資制度の概要

[県産業・観光・雇用振興部の融資制度]

① 経営環境変化・災害対策資金の融資条件等

資金名	経営環境変化・災害対策資金
融資対象	次の(1)～(4)に該当する方で、知事の認定を受けた方 (1) エネルギーの有効活用に資する設備を設置する方 (2) 災害により被害を受けた方 (3) 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する方 (4) 地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る方
融資限度額	5千万円
据置期間	1年以内
償還期間	7年以内

② セーフティネット対策資金の融資条件等

資金名	セーフティネット対策資金
融資対象	「中小企業信用保険法」に規定する「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた方
融資限度額	5千万円
据置期間	1年以内
償還期間	7年以内

[農林漁業復旧資金の貸付]

制 度	内 容
(ア) 融資制度	α 天災資金
	b 日本政策金融公庫資金 <被災農業者> (a) スーパーL資金(農業経営基盤強化資金) (b) 経営体育成強化資金 (c) 農林漁業セーフティネット資金 (d) 農林漁業施設資金 <被災林業者> (a) 農林漁業セーフティネット資金 (b) 農林漁業施設資金 (c) 林業基盤整備資金

[様式集]

I 災害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1.建物 2.林野 3.車両 4.船舶 5.航空機 6.その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟 棟 棟 棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1.火災 2.爆発 3.漏えい 4.その他 ()		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高压ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.R1等 7.その他 ()	物質名	
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高压ガス施設 4.その他 ()		
施設の概要	危険物施設の 区 分		
事故の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)
			重症 人 (人)
			中等症 人 (人)
			軽症 人 (人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分		出 場 機 関
	使用停止命令 月 日 時 分		出場人員
			出場資機材
			事業所
			自衛防災組織
			共同防災組織
			そ の 他
			消防本部 (署)
		消 防 団	
		消防防災ヘリコプター	
		海上保安庁	
		自 衛 隊	
		そ の 他	
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死 者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不 明 人			
救助活動の要否				
要救護者数 (見 込)		救助人員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

- (注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____（第 報）

報告日時	
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

- (注) 第1報については、迅速性を優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定なものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2） 被害状況即報

市町村名			区分			被害			
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha	畑	流失・埋没	ha	
				冠水	ha		冠水	ha	
報告者名			文教施設	箇所		病院	箇所		
				箇所			箇所		
区分			被害			橋りょう	箇所		
人的被害	死者	人	河川	箇所			港湾	箇所	
	行方不明者	人		砂防	箇所			清掃施設	箇所
被害者	負傷者	重傷	人		崖くずれ	箇所			鉄道不通
		軽傷	人	被害船舶		隻		水道	
住家被害	全壊	棟	その他		電気	戸			ガス
		世帯		ブロック塀等		箇所		り災世帯数	
		人			り災者数	人			火災発生
	半壊	棟		危険物		件		その他	
		世帯			り災者数	人			火災発生
		人		り災者数		人		火災発生	
一部破損	棟	り災者数	人		火災発生	建物			
	世帯		り災者数	人		火災発生	建物		
	人	り災者数		人			火災発生	建物	
床上浸水	棟		り災者数	人		火災発生		建物	
	世帯	り災者数		人			火災発生	建物	
	人		り災者数	人		火災発生		建物	
床下浸水	棟	り災者数		人			火災発生	建物	
	世帯		り災者数	人		火災発生		建物	
	人	り災者数		人			火災発生	建物	
非住家	公共の建物		棟	り災者数	人			火災発生	建物
	その他	棟	り災者数		人		火災発生		建物

区 分		被 害		災 害 等 の 設 置 状 況 本 部	都 道 府 県
公 共 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体				
の	農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法	市 町 村
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円			119 番通報件数	件
災 害 の 概 況					
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること

奈良県被害状況報告様式

被害状況報告様式 (災害概況即報・被害状況即報)

市町村名 (消防(局) 轄内)		被害情報 の有無 (いずれか に○を)	有り・無し	◎被害情報がない場合も必ず報告してください。 ◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。
課(室)名				
報告者名				
災害名	災害名			
報告番号	第 報 (月 日 時 分現在)			

1 被害の状況(被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください)

区 分		件 数	摘 要	
人的被害	死 者	人		
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入	
	負傷者	重傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全 壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	
	半 壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの	
	一 部 破 損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入 (ガラス数枚程度の被害を除く)	
	床 上 浸 水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入	
	床 下 浸 水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入	
非住家被害	公 共 の 建 物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 (例) 役場庁舎、公民館、公立保育園	
	そ の 他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 (例) 倉庫、車庫、工場、事務所	
その他被害	文 教 施 設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	病 院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	道 路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入	
	橋 り よ う	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入	
	崖 く ず れ	箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入	
	水 道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入	
(地震の場合のみ) 火災被害	建 物	件		
	危 険 物	件	高压ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故	
	そ の 他	件		
119番通報件数	件	震度6弱以上の地震の場合に記入		
上記以外 ※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

2 避難の状況 (該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください)

該当の有無 (いずれかに○を)	
-----------------	--

3 市町村災害対策本部の設置状況 (災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください)

名 称	設 置	月 日 時 分
	廃 止	月 日 時 分

(注) 災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)によりご報告願います。

別紙Ⅰ 被害状況詳細報告

市町村名（消防（局）本部名）：

月 日 時 分現在

Ⅰ 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所（地区名）	年齢	性別	被災状況

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入

※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

Ⅱ 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地（地区名）	施設名又は用途	原因、及び被害の状況

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入

※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

Ⅲ 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所（地区名）	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模（延長）	現在の状況（通行規制、復旧状況）

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

Ⅳ 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所（地区名）	発生日時	規模（幅×高さ）	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況

別紙 2 - 1 避難の状況

市町村名

月 日 時 分現在

1 避難世帯数・避難者数

避難世帯数	避難者数	…①
世帯	人	

2 避難先（各避難所の状況） ※避難者の有無にかかわらず、開設済みの避難所は全て記入してください。

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘 要
か所			…②

※ ①と②は一致

別紙 2 - 2 避難指示等の発令状況

市町村名：

月 日 時 分現在

1 緊急安全確保

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

2 避難指示

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

3 高齢者等避難

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

第3号様式 災害年報

市町村名

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人	棟						
		行方不明者	人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部損壊	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
被害船舶	隻								
水道	戸								

市町村名

区分	災害名		発生年月日					計
	発生年月日							
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
その他	フロック塀等	箇所						
火災発生	建	物 件						
	危	険 物 件						
	そ	の 他 件						
り	災 世 帯 数	世帯						
り	災 者 数	人						
公 立 文 教 施 設	千円	() () () () ()	()					
農 林 水 産 業 施 設	千円	() () () () ()	()					
公 共 土 木 施 設	千円	() () () () ()	()					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	() () () () ()	()					
小 計	千円	() () () () ()	()					
その他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額	千円							
市 町 村 災 害 対 策 本 部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
消 防 職 員 出 動 延 人 数								
消 防 団 員 出 動 延 人 数								

2 自衛隊災害派遣関係様式

(1) 様式「自衛隊の災害派遣依頼書」

		第	号	
		年	月	日
奈良県知事	殿			
		上牧町長	印	
自衛隊の災害派遣について（依頼）				
災害対策基本法第68条の2により、下記のとおり自衛隊の派遣要請を申請します。				
記				
1. 災害の状況及び派遣を要請する理由				
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）				
派遣を要請する理由（現在までとった地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかにすること。）				
2. 派遣を希望する期間				
3. 派遣を希望する区域及び活動内容				
派遣を希望する区域				
現地連絡場所及び連絡者				
活動内容（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、水路の啓開について具体的に記述すること。）				
4. その他参考となる事項				

(2) 様式「自衛隊の撤収依頼書」

		発	番	号
		年	月	日
奈良県知事	殿			
		上牧町長	印	
自衛隊の災害派遣部隊の撤収依頼について				
年 月 日づけ 第 号により自衛隊の派遣を依頼しましたが、災害応急対策作業が一応終了しましたので、下記のとおり撤収方をお願いします。				
記				
1. 撤収要請日時				
2. 災害派遣人員等及び従事作業内容				
3. その他参考となるべき事項				

3 災害救助法関係様式

救助実施記録日計表

救助の 種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

市町村

責任者 班名

氏名

印

No. (年 月 日 時 分)

(担当者 氏名

印)

員数(世帯)	
品目(数量・金額)	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

救出実施記録日計票記入要領

- (1) 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- (2) 記録票欄外のナンバー欄には記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する場合には、No. 11(No. 5訂正)のように記載のうえ前回分No. 5の記録票には朱で×印を附し(No. 11訂正済)とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。

なお救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附しナンバー順に綴ってよい。
- (3) 記録票欄外の救助の種類別欄の該当名を○でかこみ、欄外該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- (4) 機械器具等が無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- (5) 被服寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

被 害 状 況 調

被害の状況			上牧町	
人的被害	死者			
	行方不明			
	負傷	重傷		
		軽傷		
		小計		
計				
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失		
		半壊又は半焼		
		一部破損		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世帯数及び人員	全壊、全焼又は流失	世帯	
			人員	
		半壊又は半焼	世帯	
			人員	
		一部破損	世帯	
人員				
床上浸水		世帯		
		人員		
床下浸水		世帯		
		人員		
災害発生年月日				

- 注1 負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること
- 2 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること
- 3 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする
- 4 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする
- 5 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること

様式2

災害救助費概算額調

種目別区分	員数	単価	金額	備考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収容施設供与費 避難所設置費 応急仮設住宅設置費	延 人 戸			
(2) 炊き出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲料水供給費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸) 与費	世帯			
(5) 医療及び助産費 医 療 費 助 産 費	延 人 延 人 延 人			
(6) 災害にかかった者の救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金の貸与費	世帯			
(9) 学用品の給与費 小 学 校 児 童 中 学 校 生 徒	人 人 人			
(10) 埋 葬 費 大 人 小 人	体 体 体			
(11) 遺 体 の 捜 索 費	体			
(12) 遺 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 賃				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
合 計				

様式3

市町村別被災世帯状況調

(救助の種目名)

市町村	区分		被災世帯総数 A	被災世帯内訳						救助対象外世帯	基準対象数 (A×割合)	B/A
	市町村 民税課 税状況			救助対象世帯								
				被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯			
上牧町	非課税											
	課税	均等割										
		所得割										
	計											%

注1 市町村民税課税状況は、最近時におけるものを記入すること

2 「応急仮設住宅」については全壊、全焼及び流世帯を、「住宅の応急修理」については、半焼及び半焼世帯を、障害物の除去については半壊及び床上浸水世帯を記入すること

3 火災保険金等収入のあった世帯は () で再掲すること

何年度災害救助基金報告書

都道府県

概況	災害救助基金現在高 (年4月1日) A		円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額 B		円	
	差引過△不足額 $A - B = C$		円	
	当該年度要積立額 D		円	
	当該年度積立予定額 E		円	
状況 (災害救助基金運用 金現在高内訳)	法第41条第1号の方法		円	
	同 第2号の方法		円	
	同 第3号の方法		円	
	計		円	
	災害救助基金現在高 (年4月1日) F		円	
	災害救助基金最少額 G		円	
	差引過△不足額 ($F - G$) H		円	
	要積立額 I		円	
	積立額 J		円	
	支出額 K		円	
	応急仮設住宅 払下収入金	基金繰入額		円
		その他の		円
	生業資金 返還額	基金繰入額		円
		その他の		円

注) 「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては、見込額とすること

様式6

救助の種目別物資受払状況

市町村名 上牧町

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考
避難所用								
炊き出しその他 による食品給与用								
給水用機械器具燃 料浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械 器 具 燃 料								
燃料及び消耗品								

注1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること

2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること

3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと

4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること

応急仮設住宅台帳

市町村名 上牧町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数(人)	構造区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額(円)	備考
計	世帯							

- 注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにしておくこと
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと

様式9

炊出し給与状況

市町村名 上牧町

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
											円	
計												

注 「備考」欄は、給食内容を記入すること

飲料水の供給簿

市町村名 上牧町

供給 月日	対象 人員	給水用機械器具							実支 出額	備考	
		名 称	借上費			修繕費					燃 料 費
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概 要			
	人			円		円		円	円		
計											

注1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕個所を記入すること

物資の給与状況

市町村名 上牧町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となつた 世帯構成 成人 人	給与 月日	物資給与の品名						実支 出額	備考
				布団		毛布					
					円		円				
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

- 注1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること

救護班活動状況

救護班

班長：医師 氏名

印

月 日	市(区) 町村名	患者数	措置の概要	死 体 検案数	修繕費	備 考
		人		人	円	
計						

注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること

病院診療所医療実施状況

市町村名 上牧町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計	機関	人							

注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること

様式 14

助産台帳

市町村名

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間 月 日～ 月 日	金 額	備 考
計					

被災者救出状況記録簿

市町村名 上牧町

年月日	救出 人員	救出用機械器具								実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上 費			修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者(管理 者) 氏名	金額	修繕月日	修繕費	修繕の 概 要			
月 日											
計											

注1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること

2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること

3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること

住宅応急修理記録簿

市町村名 上牧町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額(円)	摘 要
		月 日	円	
計 世帯				

生 業 資 金 貸 付 台 帳

市町村名 上牧町

貸付を受けた者		保証人			事業計画 概 要	貸与 期間	貸与 金額	備考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業				
							円	
	計 世 帯							

注1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 ヶ月間」を記入すること

2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと

死 体 処 理 台 帳

市町村名 上牧町

処 理 年月日	遺体の発 見の日時 及び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗淨等の処理			遺体の 一 時 保 存	検案料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死亡者と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
計		人									

障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名 上牧町

住家被害程度 区 分	氏 名	除去に要した期間 月 日 ~ 月 日	実支出額 円	除去に要すべ き状態の概要	備 考
計	半壊(焼)	世帯			
	全壊(焼)	世帯			

輸 送 記 録 簿

市町村名 上牧町

輸送月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		金額	修繕				燃料 費	実支 出額	備 考	
			使用車輛等			故障車輛等		修繕 月日	修繕 費				故障の 概 要
			種類	台数		名称	所有者 氏名						
計													

- 注1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること
- 2 市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること
- 3 借上車輛等による場合は有償、無償を問わず記入すること
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること

様式 23

実費弁償

(1) 令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職 種	従業者数 (人)		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額 (円)				算定基準 による算 定額(円)	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外 勤務手当	計		
医師及び 歯科医師										
薬 剤 師										
保健師、助産 師、看護師等										
土木技術者 建築技術者										
大工左官 及びとび職										
計										

注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること
「保健師、助産師、看護師等」とは令第10条第2号に規定される「保健師、助産師、看護師のほか、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士」を指す

様式 24

実費弁償

(2) 令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業 者		従事者数		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額 (円)	備考
業種	数	実人員 (人)	延人員 (人)				
土木建築業者							
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自 動 車							
輸送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること

実 費 弁 償

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 (円)	積算基礎	備考
計				

- 注1) 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること
 2) 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること

実 費 弁 償

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額(円)	積算基礎	備考
計			

- 注1) 「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること
 2) 「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること
 3) 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること

法第 34 条の補償費の状況

区分	実支出額			備考
	員数	単価(円)	金額(円)	
1 人 件 費				
(1)旅 費				
(2)役 務 費				
(3)時間外勤務手当及び 深夜手当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1)消 耗 器 材 費				
(2)借 上 料				
3 救 護 諸 費				
(1)薬 剤 費				
(2)衛 生 材 料 費				
(3)その他の消耗品費				
4 輸 送 費				
(1)輸 送 費				
(2)修 繕 費				
(3)借 上 料				
(4)燃 料 費				
5 人 夫 費				
(1)医 療				
(2)助 産				
(3)遺 体 処 理				
6 扶 助 金				
7 事 務 費				
(1)消 耗 品 費				
(2)電 話 料				
(3)電 報 料				
計				

注)「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること

4 防疫活動関係様式

様式1号

被 害 状 況 報 告 書

受信者氏名		受信日時	年 月 日 時 分
送信者氏名		所属部局	

第 報

市町 村名		発 生 年月日	年 月 日	月 日 時現在の状況	災害の 原 因	
----------	--	------------	-------	------------	------------	--

1. 被害の概要、発生患者数等

全戸数	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	計	被害率	適用の有無 災害救助法	発生患者数					備考
									患者	類似	保菌者	計	死者	

2. その他参考となる事項

災害防疫活動状況報告書

報告機関名 ()

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
月	区	赤痢患者発生数				前年同期赤痢患者発生数				防疫活動をしている市町村数	防疫活動をしている保健所数	保健所職員の防疫活動従事者数	職員（雇上職員を含む）の防疫活動従事者数	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫除去を行った戸数	感染症予防による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	検病調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考	
																								日
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
計	週間																							
	累計																							

○報告に際しての注意事項

- ①「赤痢患者発生数」とは罹災市町における赤痢患者発生数をいう。
- ②「前年同期赤痢患者発生数」とは、「赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
- ③「清潔方法を行った戸数」「消毒方法を行った戸数」及び「そ族昆虫除去を行った戸数」とは感染症予防法の規定により、市町または都道府県が実施したものをいう。
- ④「備考」には罹災地域における赤痢以外の 1 類から 3 類感染症患者数、感染症指定医療機関以外への入院患者数及び県の執行による実施戸数（消毒方法、そ族昆虫除去の別に再掲）その他防疫活動に必要なと認める事項を報告すること。
- ⑤防疫活動終了時の時は、その旨報告すること。
- ⑥防疫活動状況報告の第 1 回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

災害防疫経費所要額見込額

(報告者所属氏名) 市町村 部局課 氏名
 (A) 防疫作業費

(単位：千円)

事 項	区 分	所 要 見込額	見積の概要
(1) 予防委員諸費	(1) 委員手当 (2) 委員旅費		延日数 実人数 //
(2) 清潔、消毒方法諸費	(1) 清潔方法 (2) 消毒方法		実施戸数 主な作業の内容別見込額 実施戸数
(3) 予防救台諸費	(1) 雇上費 (2) 旅費 (3) 物件費 (4) 診療委託費		実人数 延人数 薬品等の購入 借上費 輸送費
(4) 臨時病舎諸費	(1) 設置費 (2) 医療費 (3) 人件費 (4) その他の経費		
(5) 予防救台に従事した者に給すべき手当療治科及びその遺族に給すべき扶助科弔祭科	(1) 特殊勤務手当 (2) 療治科 (3) 扶助科 (4) 弔祭科		
(6) 交通遮断隔離に関する諸費及び交通遮断隔離のためまたは一時営業を失ったための自活不能者の生活費	(1) 交通遮断隔離に要する経費 (2) 生活補給費		
(7) 市町において発見した感染症者及び死者に関する諸費	(1) 生活補給費 (2) 死体消毒費 (3) 埋火葬費		
(8) 市町において施行するそ族昆虫等の駆除及びその施設に関する諸費			内訳別紙(ハ)のとおり
(9) 法第17条の2による家用水の供給に要する経費			
市町 分 計			

別紙(イ) 清潔方法に要する経費内訳

科 目	品 目	員数	単価	金 額	備 考
賃 金 消 耗 品 費 薬 品 費 運 搬 費					実施戸数 戸
計					

別紙(ロ) 消毒方法に要する経費内訳

科 目	品 目	員数	単価	金 額	備 考												
賃 金 備 品 費 消 耗 品 費 薬 品 費 運 搬 費					実施戸数 戸 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>備品の 品 目</th> <th>員 数</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	備品の 品 目	員 数	単 価	金 額					計			
備品の 品 目	員 数	単 価	金 額														
計																	
計																	

別紙(ハ) そ族昆虫駆除費内訳

科 目	品 目	員数	単価	金 額	備 考												
賃 金 消 耗 品 費 備 品 費 借 料 損 料 運 搬 費 修 繕 費 薬 品 費					実施戸数 戸 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>備品の 品 目</th> <th>員 数</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	備品の 品 目	員 数	単 価	金 額					計			
備品の 品 目	員 数	単 価	金 額														
計																	
計																	

災害防疫業務完了報告書

1. 災害発生年月日
2. 災害の原因
3. 災害の概要
4. 県または市町村のとした措置の概要
 - (1) 災害防疫本部の活動（防疫実施の方針及び主要作業日程を含む）
 - (2) 災害救助活動
 - (ア) 医療救護
 - (イ) 給水作業（災害救助としての給水の他、防疫としての給水作業も一括すること）
 - (3) 災害防疫活動
 - (ア) 予防宣伝
 - (イ) 調査指導
 - (ウ) 検病調査
 - (エ) 患者処理
 - (オ) 飲料水の確保及び井戸の消毒
 - (カ) 家具の消毒及び消毒薬の使用法
 - (キ) そ族昆虫駆除の実施方法
 - (ク) 避難所の防疫指導
 - (ケ) し尿処理の指導
 - (コ) 泥土、堆積物の処理及び清潔方法
 - (サ) その他特記すべき事項
5. 感染症の発生状況
6. 予防接種
7. 感染症指定医療機関の被害状況
8. 予算の概要

様式5号

防疫作業日誌

作業の種類	作業量	作業員数	実施地域	実施期日

上牧町地域防災計画

2022年（令和4年）11月 編集

編集発行 上牧町防災会議（上牧町総務部総務課）

〒639-0293

奈良県北葛城郡上牧町上牧 3350

電話 0745-76-1001
